

第3章

紛争案件一覧

（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
1. マレーシアの石油化学製品の輸入許可 (AP-Approved Permit)制度	シンガポール	1995/ 1/10 協議要請 3/17 パネル設置要請 「マ」の制度改正 7/19 パネル設置要請取り下げ	マレーシアが石化製品の輸入に際し、国内製造業者からのNo Objection Letterを要求するのは、GATT第11条等に反するとして、シンガポールが申立て。	GATT
2. (4). 米国のガソリン規制	ベネズエラ(2) ブラジル(4) 【EU、ノルウェー】	1995/ 1/24 協議要請 3/27 パネル設置要請 4/10 パネル設置(5/31「DS4」合併) 1996/ 1/29 パネル報告書配布 2/21 米による上級委申立て 5/20 パネル・上級委員報告書採択	大気汚染防止のためのガソリン規制が、GATT第1、3条、TBT第2条に違反するとの申立てに対して、パネルは、大気汚染防止のためのガソリン規制はGATT第20条の例外には当たらず、3条4項違反と認定した。上級委は、GATT第20条(g)のパネルの解釈を一部修正したが、パネルの判断を支持した。	GATT TBT
3. 韓国の農産品検査	米国	1995/ 4/ 4 協議要請	米国の輸入果実に対する抜き取り検査制度や柑橘類検査制度は輸入制限となっておりGATT第11条等に反するとして、韓国が申立て。	GATT SPS TBT
4. 米国のガソリン規制	ブラジル	(DS2と合併)		
5. 韓国の食品流通期限	米国	1995/ 5/ 3 協議要請 7/31 二国間合意通報	韓国の冷蔵・冷凍肉の流通期限設定は科学的根拠を欠いており、TBT・SPS協定等に反するとして米国が申立て。	GATT SPS TBT
6. 米国の対日自動車輸入に関する報復関税の賦課	日本	1995/ 5/17 協議要請(豪第三国参加) 6/28 日米自動車協議決着 7/19 双方手続を進行させない旨表明したことにより終了	米国1974年通商法第301条、304条に基づく一方的な対抗措置(輸入自動車への報復関税の賦課)はGATT第1、2条違反として日本が申立て。	GATT
7. (12)、(14). EUのホタテ貝に関する表示問題	カナダ(7) 【豪州、チリ、アイスランド、日本、ペルー、米国】 ペルー(12) 【豪州、カナダ、アイスランド、日本、ペルー、米国】 チリ(14) 【豪州、カナダ、アイスランド、日本、ペルー、米国】	1995/ 5/19 協議要請(「DS12」6/18、「DS14」6/24) 7/10 パネル設置要請(「DS12」、「DS14」10/11) 7/19 パネル設置(「DS12」「DS14」10/11合併) 1996/ 7/19 二国間合意通報	フランスのホタテガイの名称表示規則が、カナダの同種のホタテガイを差別的に取り扱っており、GATT、TBT協定の規定する内国民待遇に違反している。	GATT TBT
8. (10)、(11). 日本の酒税格差	EU(8) 加(10) 米国(11)	1995/ 6/21 協議要請(7/7「DS10」、「DS11」) 9/15 パネル設置要請 9/27 パネル設置(「DS10」、「DS11」と合併) 1996/ 7/11 パネル報告書配布 8/ 8 日本の上級委申立て 10/ 4 上級委員報告書配布 11/ 1 パネル・上級委員報告書採択	以前1987年11月にも日本の酒税制度がGATT違反とのパネル報告書が採択されたが、その後の酒税法改正後もウイスキー、コニャック、ブランデー等に対する酒税が焼酎に比べて高率であり、内国民待遇違反として訴えられたもの。それに対して、パネル及び上級委員会はともに、GATT第3条違反として原告の主張を認めた。	GATT
9. EUの穀物輸入税	カナダ	1995/ 6/30 協議要請 9/15 パネル設置要請 10/11 パネル設置 11/29 二国間合意通報	輸入穀物新課税制度がGATT第2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反する。(24条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置中止等を合意して決着)	GATT
10. 日本の酒税格差	カナダ	(DS8と合併)		
11. 日本の酒税格差	米国	(DS8と合併)		
12. EUのホタテ貝に関する表示問題	ペルー	(DS7と合併)		
13. EUの穀物及び米輸入税	米国	1995/ 7/19 協議要請 9/29 パネル設置要請 1997/ 4/30 パネル設置要請取り下げ	輸入穀物新課税制度が2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反する。(24条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置要請撤回等を合意して決着)	GATT
14. EUのホタテ貝に関する表示問題	チリ	(DS7と合併)		

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS15～DS24)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
15. 日本の携帯電話に 関する合意	EU	1995/ 8/18 協議要請 9/18 協議妥結	1994年9月の日米移動電話合意内容が欧州企業の製品に対してMFN違反となっているとしてEUが申立て。	GATT
16. EUのパナナ輸入制 限	グアテマラ、ホン ジュラス、メキシ コ、米国	1995/ 9/28 協議要請(再協議要請96/ 2/ 5)	EUのACP諸国へのパナナ輸入割当がMFN違反となっているとして中南米各国及び米国が申立て。	GATT ライセンス GATS
17. EUの米輸入税	タイ	1995/10/ 5 協議要請	EUの輸入穀物新課税制度がGATT第1条(MFN)、2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反するとしてタイが申立て。	GATT
18. 豪州のサケ輸入禁 止	カナダ 【EU、インド、ノ ルウェー、米国】	1995/10/ 5 協議要請 1997/ 3/ 7 パネル設置要請 4/10 パネル設置 1998/ 6/12 パネル報告書配布 7/22 豪州上級委申立て 10/20 上級委報告書配布 11/ 6 パネル・上級委報告書採択 1999/ 7/15 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請 7/22 豪州によるDSU22.6条仲裁の要請 (→その後仲裁決定は出されず) 1999/ 9/ 7 パネル設置(履行確認) 2000/ 2/18 パネル報告書配布(履行確認) 3/20 パネル報告書採択(履行確認)	豪州の検疫制度による鮭輸入禁止措置はGATT第11条、13条及びSPS協定に違反するとのカナダの主張について、パネルは豪州の措置がSPS協定第2.2条(科学的根拠に基づく措置実施)、2.3条(内国民・最恵国待遇)、5.1条(危険性評価に基づく措置の実施)、5.5条(適切な保護水準の設定)及び5.6条(貿易制限的とならない保護水準の確保)に違反する旨判断。上級委員会も、5.6条違反についてはこれを覆したものの、その他の論点についてはパネルの判断を支持した。豪州は1999年7月までに措置の是正を行う義務を負ったが、カナダは、履行期限までに是正が行われなかったとしてDSU第21.5条に基づく履行確認パネルの手続を行い、パネルは豪州の勧告不履行を認めた。	GATT SPS
19. ポーランドの自動 車輸入制限	インド	1995/ 9/28 協議要請 1996/ 9/11 二国間合意通報	ポーランドの輸入関税引上げ及EU産向け無税枠の設定はGATT第1、24条に違反するとしてインドが申立て。	GATT
20. 韓国の瓶詰水に関 する規制	カナダ	1995/11/ 8 協議要請 1996/ 5/ 6 二国間合意通報	韓国のミネラルウォーターの規制(6か月の流通規制、オゾン処理規制)が輸入制限となっているとしてカナダが申立て。	GATT SPS TBT
21. 豪州のサケ輸入禁 止	米国 【カナダ、EU、香 港、アイスランド、 インド、ノルウェー】	1995/11/20 協議要請 1999/ 5/11 パネル設置要請 6/16 パネル設置 11/ 8 パネル停止 2000/10/27 二国間合意通報	豪州の検疫制度による鮭輸入禁止措置はGATT第11条、13条及びSPS協定に違反するとして米国が申立て。	GATT SPS
22. ブラジルの乾燥コ コナッツ相殺関税	フィリピン 【カナダ、EU、イ ンドネシア、マレー シア、スリランカ、 米国】	1995/11/30 協議要請 1996/ 2/ 5 パネル設置要請 3/ 5 パネル設置 10/17 パネル報告書 12/16 比の上級委申立て 1997/ 2/21 上級委報告書配布 3/20 パネル・上級委報告書採択	ブラジルの農林支援措置に対する相殺関税賦課は、GATT第1、2、6.3、6(a)条、農業協定第13条に違反するとの申立てに対して、パネルは、1994年のGATT第6条及び農業協定は本件には適用されないとして、フィリピンの申立てを退けた。上級委もパネルの判断を支持した。	GATT 農業
23. ベネズエラの OCTGへのAD調査	メキシコ	1995/12/ 5 協議要請 1997/ 5/26 ベネズエラの調査終了により妥結	ベネズエラのAD調査はAD協定に違反するとしてメキシコが申立て。	AD
24. 米国の綿・人造繊 維下着輸入制限	コスタリカ 【インド】	1995/12/22 協議要請 1996/ 2/27 パネル設置要請 3/ 5 パネル設置 11/ 8 パネル報告書配布 11/11 コスタリカの上級委申立て 1997/ 2/10 上級委報告書配布 2/25 上級委報告書採択	米国の経過的繊維SG発動は繊維協定第2.4、6.2、6.4、6.6(d)、6.7、6.10、8条に違反しているとのコスタリカの申立てに対して、パネルは米国は輸入の増加によって重大な損害が発生したことを立証しておらず繊維協定第6.2条に違反しているとした他、繊維協定第2.4、6.4、6.6(d)、6.10条違反であると認定。コスタリカはパネルが規制措置の溯及的適用を認めた点を上級委申立てし、これに対して上級委は、経過的SG措置は可能な限り限定的に適用されなければならないと判断。	繊維

(DS25～DS26)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
25. EUの米に関するウルグアイ・ラウンド・コミットメント	ウルグアイ	1995/12/ 4 協議要請	EUの輸入穀物新課税制度がGATT第1条(MFN)、2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反するとしてウルグアイが申立て。	GATT
26. (48). EUのホルモ ン牛肉に関する措置	米国(26) 【豪州、カナダ、 ニュージーラン ド、ノルウェー】 カナダ(48) 【豪州、ニュー ジーランド、ノル ウェー、米国】	1996/ 1/26 協議要請(「DS48」6/28) 4/25 パネル設置要請(「DS48」9/17) 5/20 パネル設置(「DS48」10/16。その 後パネル統合) 1997/ 8/18 パネル報告書配布 9/24 EU上級委申立て 1998/ 1/16 上級委報告書配布 2/13 パネル・上級委報告書採択 1999/ 5/17 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請 6/ 2 EUのDSU第22.6条仲裁の要請 7/12 22.6条仲裁決定の配布 7/26 22.6条仲裁決定の採択 2008/12/22 EU、本件の履行についての米国 及びカナダとの相違の解決と、米 国及びカナダによる譲許停止の 停止を目的として協議要請(履行 確認) 2009/ 5/13 (DSBへの通報は9/25付け)EU・ 米国間で、EUが年間一定量(段 階的に増加)の牛肉について0% の関税率割当を設け、米国は段階 的にEU産品に対する対抗措置を 停止・撤廃する等の内容の合意が 成立。	肉牛の飼料へのホルモン剤添加規制 及び当該飼料で育成された牛の肉の 輸入規制に係るEU指令が、米国牛 肉の輸入を制限し、GATT第3条(内 国民待遇)、11条(数量制限)、SPS 協定、TBT協定、農業協定等に違反 する、との米国の主張について、パ ネルはEUの措置がSPS協定第3.1条 (国際的基準への準拠)、5.1条(危険 性評価に基づく措置の実施)及び5.5 条(適切な保護水準の設定)に違反す ると判断した。一方、上級委はSPS 第5.1条についてはパネルの判断を支 持したが、3.1条及び5.5条について はパネルの判断を覆した。また、上 級委は、3.1条の要請する国際基準に 基づかない措置を執る場合には、係 る措置を執る国がSPS協定第3.3条 (科学的に正当な理由がある場合の 国際基準よりも高い保護水準の導 入)との整合性の証明責任を負う、 としたパネルの判断についてもこれ を破棄した。仲裁によりEUには15 か月の履行期間が認められたが、EU が期間内の履行は不可能、としたた め、米国及びカナダはDSU第22.2条 に基づく対抗措置の承認申請を行い、 対抗措置の規模の仲裁を経て、1999 年7月のDSBにおいて、米国に年1 億1680百万米ドル、カナダに年1130 万カナダドルの報復関税賦課が承認 された。両国は同月に関税賦課を開 始した。なお、2004年11月、EUは 本件で問題とされた措置が是正され たにもかかわらず、米国及びカナダ が対抗措置を継続しているのはDSU の関連規定等に反するとして、両国 に対してDSUに基づく二国間協議要 請を行った。 (DS320: 対米国、DS321: 対カナダ) DS320及び321は、2008年3月31日 にパネル報告書、10月16日には上級 委報告書が配布され、早急に履行パ ネルを開始するよう勧告された。	SPS

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS27～DS32)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
27. EUのパナナ輸入制限	エクアドル グアテマラ ホンジュラス メキシコ 米国 【ベリーズ、カメルーン、コート・ディボワール、ドミニカ共和国、ジャマイカ、セント・ルシア、セント・ビンセント、グレナディーン、スリナム、コロンビア、ニカラグア、日本、ブラジル、パナマ、コスタリカ、カナダ、ドミニカ、マダガスカル、ガーナ、グレナダ、インド、フィリピン、セネガル、ベネズエラ】	1996/ 2/ 5 協議要請 4/11 パネル設置要請 5/ 8 パネル設置 1997/ 5/22 パネル報告書配布 6/11 EU上級委申立て 9/ 9 上級委報告書配布 9/25 パネル・上級委報告書採択 12/15 パネル設置要請(履行確認) 1999/ 1/12 パネル設置(履行確認) 1/14 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請(米国) 1/29 EUのDSU第22.6条仲裁の要請(米国) 4/ 9 22.6条仲裁決定の配布(米国) 4/12 パネル報告書配布(履行確認) 4/19 22.6条仲裁決定の採択(米国) 5/ 6 パネル報告書採択(履行確認) 11/ 8 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請(エクアドル) 11/19 EUの22.6条仲裁の要請(エクアドル) 2000/ 3/24 22.6条仲裁決定の配布(エクアドル) 5/18 22.6条仲裁決定の採択(エクアドル) 2001/ 4/30 米EU、米エクアドル合意 2006/11/16 協議要請Ⅱ(履行確認) 2007/ 2/23 パネル設置要請Ⅱ(履行確認) 11/12 パネル設置Ⅱ(履行確認) 2008/4/ 7 パネル報告書配布Ⅱ(履行確認/エクアドル申立) 5/19 パネル報告書配布Ⅱ(履行確認/米国申立) 9/ 9 エクアドルによる上訴(履行確認) 11/26 上級委員会報告書配布(履行確認) 12/22 パネル・上級委報告書採択(履行確認)	パナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度が、GATT第1、2、3、10、11、13条、輸入許可手続協定第1、3条、農業協定、TRIM協定第2、5条、GATS第2、4、16、17条違反することの申立てに対して、パネルはGATT第1条1項、3条4項、10条3項、13条1項、輸入許可手続協定第1条3項、GATS第2条、17条に違反すると判断した。これに対し、上級委員会は概ねパネルの報告を支持したが、GATT第13条1項の義務違反を免除する認定についての解釈、輸入許可手続が、GATT第10条と輸入許可手続協定に違反することの認定に際し解釈を修正した。 履行確認パネル上級委報告書は、本件で争われた措置はすでに存在しないとして、DSBに対して何らの勧告も行わないと結論。①エクアドル申立と米国申立について、21.5条パネルが異なるタイムテーブルにて検討を行った点はDSU9.3条に非整合。 ②21.5条パネルによる、ACP諸国に対する無税枠の供与がGATT13条に非整合とする事実認定を却下。 ③21.5条パネルによる、ECのパナナ輸入措置がGATT非整合の措置を含み、米国、エクアドルの協定上の利益を損ねているとの事実認定を却下。	GATT ライセン 農業 TRIM GATS
28. 日本の著作権隣接権	米国	1996/ 2/ 9 協議要請 1997/ 1/24 二国間合意通報	日本の著作権隣接保護制度がTRIPs協定第14条などに違反するとして米国が申立て。	TRIPs
29. トルコの繊維・衣服輸入制限	香港	1996/ 2/12 協議要請	トルコの繊維・衣服輸入制限がGATT第11、13条に違反するとして香港が申立て。	GATT
30. ブラジルの乾燥ココナッツ及びココナッツミルクパウダー相殺関税	スリランカ	1996/ 2/23 協議要請	乾燥ココナッツ・ココナッツミルクに対するブラジルの相殺関税賦課が、GATT第1、2、6条、農業協定第13条(a)に違反するとしてスリランカが申立て。	GATT 農業
31. カナダの雑誌に係る措置	米国	1996/ 3/11 協議要請 5/24 パネル設置要請 6/19 パネル設置 1997/ 3/14 パネル報告書配布 4/29 カナダ上級委申立て 6/30 上級委報告書配布 7/30 パネル・上級委報告書採択	カナダの雑誌の輸入制限が、GATT第11条に違反する。また雑誌に対する税制等が、GATT第3条に違反するとの訴えに対し、パネルはGATT第3条2項違反を認定した。上級委員会は、パネルの判断を概ね肯定したが、一部カナダの消費税法V. 1部が、GATT第3条2項第1文、第2文に違反する、また、郵便料金の軽減は、GATT第3条8項(b)に違反するとしてパネルの解釈を修正した。	GATT
32. 米国の女性羊毛コート輸入制限	インド 【カナダ、コスタリカ、EU、ノルウェー、パキスタン、トルコ】	1996/ 3/14 パネル設置要請 4/17 パネル設置 4/30 二国間合意通報	米国の繊維製品に関するセーフガード措置が、繊維協定第2、6、8条に違反するとして米国が申立て。	繊維

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
33. 米国の毛織シャツ・ブラウス輸入制限	インド 【カナダ、EU、ノルウェー、パキスタン、トルコ】	1994/12/30 協議要請 1996/ 3/14 パネル設置要請 6/24 パネル設置 1997/ 1/ 6 パネル報告書配布 2/24 上級委申立て 4/25 上級委員報告書配布 5/23 パネル・上級委員報告書採択	米国の繊維製品に関する経過的繊維SG措置が、ATCの第2.4、6条に違反するとの申立てに対して、パネルは米国の措置重大な損害の立証において繊維協定第2.4、6条に違反すると認定(ATCに関するパネル判断については上級委申立てされず)。上級委は手続的論点として、举证責任が申立て国にあるとのパネル判断を支持。	繊維 DSU
34. トルコの繊維・衣服輸入制限	インド 【EU、香港、中国、日本、フィリピン、タイ、米国】	1996/ 3/21 協議要請 1998/ 2/ 2 パネル設置要請 3/13 パネル設置 1999/ 5/31 パネル報告書配布 7/26 トルコ上級委申立て 10/21 上級委員報告書配布 11/19 パネル・上級委員報告書採択	トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT第11、13条、繊維協定第2条に違反するとの申立てに対し、パネルはGATT第11条、13条、繊維協定第2条4項に違反する、GATT第24条によって正当化されるとのトルコの主張を棄却した。上級委員会は、パネルの判断を支持したが、GATT第24条違反の法解釈理由を修正した。	GATT 繊維
35. ハンガリーの農産品輸出補助金	アルゼンチン、豪州、カナダ、ニュージーランド、タイ、米国 【カナダ、日本、タイ、ウルグアイ】	1996/ 3/27 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 7/30 合意により解決としながらもウェーバーの採用につき未解決	ハンガリーは、約束表のコミットメントのレベルを越えて輸出補助金を交付しており、農業協定第3.3条及び第5部に違反するとして米国、カナダほか各国が申立て。	農業
36. パキスタンの医薬品農業用化学品特許保護	米国	1996/ 4/30 協議要請 7/ 4 パネル設置要請 1997/ 3/ 7 二国間合意により妥結	パキスタンの医薬品農業用化学品に関する特許保護制度が、TRIPs協定第27、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
37. ポルトガルの工業所有権法下の特許保護	米国	1996/ 4/30 協議要請 10/15 二国間合意により妥結	ポルトガルの工業所有権法下の特許保護が、TRIPs協定第33、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
38. 米国のキューバ自由民主化法	EU 【カナダ、日本、マレーシア、メキシコ、タイ】	1996/ 5/ 3 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/20 パネル設置 1997/ 4/21 EUによるパネル停止 1998/ 4/22 パネル設置の根拠を失う	米国のキューバ自由民主化法に基づく貿易制限、ビザ発給拒否、米国からの外国人追放が、GATT第1、3、5、11、13条、及びGATS第1、3、6、16、17条に違反するとしてEUが申立て。	GATT GATS
39. 米国の対EU輸入品関税引上げ	EU	1996/ 4/17 協議要請 6/19 パネル設置要請	米国の対EU輸入品関税の一方的引き上げが、GATT第1、2、23条及び紛争解決了解第3、22、23条に違反するとしてEUが申立て。	GATT DSU
40. 韓国の通信機器調達関連法令・実態	EU	1996/ 5/ 9 協議要請 1997/10/29 二国間合意により妥結	通信機器に関する韓国の政府調達慣行と米韓二国間条約に基づく米国企業への優遇が、GATT、第3、17条に違反するとしてEUが申立て。	GATT
41. 韓国の農産品検疫関連措置	米国	1996/ 5/24 協議要請	韓国の農産品検疫関連措置が輸入を制限しており、GATT第3、11条、SPS協定第2、5、8条、TBT協定第2、5、6条、農業協定第4条に違反するとして米国が申立て。	GATT SPS TBT 農業
42. 日本の著作権隣接権	EU	1996/ 5/24 協議要請 ※28の協議と一本化したため、日米間合意に伴い終了	日本の著作権隣接権保護制度が、TRIP協定第14.6、70.2条に違反するとしてEUが申立て。	TRIPs
43. トルコの外国映画放映収入税	米国	1996/ 6/12 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 7/14 二国間合意通報	トルコの外国映画放映収入税がGATT第3条に違反するとして米国が申立て。	GATT
44. 日本の消費者フィルム印画紙関連措置	米国 【EU、メキシコ】	1996/ 6/13 協議要請 9/20 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 3/31 パネル報告書配布 4/22 パネル報告書採択	日本の消費者フィルム印画紙関連措置が輸入品を差別しており、GATT第3、10条に違反する。また利益を無効化・侵害しているとの申立てに対して、パネルは、当該措置により、輸入品が国内産品と比較して不利な待遇を付与されたこと、実質的に輸入品に与えられた利益に影響を及ぼしたことを立証出来ていないとして、GATT第3、10条に違反しないと判断した。	GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS45～DS53)

案件名 (番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
45. 日本の流通サービス関連措置	米国	1996/ 6/13 協議要請 9/20 追加的協議要請	日本の流通サービス関連措置が、GATS第3、6、16、17条に違反する。また、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATS
46. ブラジルの航空機輸出ファイナンスプログラム	カナダ 【豪州、EU、韓国、米国】	1996/ 6/19 協議要請 9/16 パネル設置要請 10/ 3 パネル再要請(カナダより撤回) 1998/ 7/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 4/14 パネル報告書配布 5/ 3 ブラジルによる上訴 8/ 2 上級委員会報告書配布 8/20 パネル・上級委報告書採択 11/23 パネル設置要請(履行確認) 12/ 9 パネル設置(履行確認) 2000/ 5/ 9 パネル報告書配布(履行確認) 5/10 対抗措置承認申請 5/22 ブラジルによる上訴(履行確認) 7/21 上級委員会報告書配布(履行確認) 8/ 4 パネル・上級委員会報告書採択(履行確認) 8/28 対抗措置の規模に係る仲裁裁定の配布 12/12 対抗措置の規模に係る仲裁裁定の採択 2001/ 1/22 パネルⅡ設置要請(履行確認) 2/16 パネルⅡ設置(履行確認) 7/26 パネルⅡ報告書配布(履行確認) 8/23 パネルⅡ報告書採択(履行確認)	ブラジルの航空機輸出ファイナンス・プログラム(PROEX)は、補助金協定第3、27.4、27.5条に違反するとの申立てに対し、パネルはブラジルの措置は補助金協定第3.1(a)、27.4条に違反し、輸出信用に関する規定の補助金協定附属書Ⅰ(k)によっても正当化されず、輸出補助金であると認定した。上級委は一部パネルの判断と異なる解釈を示しつつもパネルの結論を支持した。その後のDSU第21.5条パネル及び上級委においても改訂されたブラジルのプログラム(PROEX)等が補助金協定違反であると認定した。その一方、カナダは対抗措置の承認要請を申立て、繊維協定の下での譲許停止が承認された。その後カナダは、再度改訂されたブラジルのプログラム(PROEXⅢ)についてDSU第21.5条パネルを要請、パネルはPROEXⅢそれ自体は補助金協定第3.1(a)違反ではなくかつOEUD輸出信用アレンジメントの遵守グラフについて規定する附属書Ⅰ(k)パラ2で正当化されるとした。	補助金
47. トルコの繊維・衣服輸入制限	タイ	1996/ 6/20 協議要請	トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT第1、2、11、13条及び繊維協定第2条に違反するとしてタイが申立て。	GATT
48. EUのホルモン家畜・牛肉制限する措置	カナダ	(DS26と合併)		
49. 米国の生鮮・冷凍トマト輸入AD措置	メキシコ	1996/ 7/ 1 協議要請	生鮮・冷凍トマト輸入に対する米国のAD調査が、GATT第6、10条、及びAD協定第2、3、5、6、7.1条に違反するとしてメキシコが申立て。	GATT AD
50. インドの医薬品農業用化学品特許保護	米国 【EU】	1996/ 7/ 2 協議要請 11/ 7 パネル設置要請 11/20 パネル設置 1997/ 9/ 5 パネル報告書配布 10/15 インド上級委申立て 12/19 上級委報告書配布 1998/ 1/16 パネル・上級委報告書採択	インドの医薬品・農業用化学品の特許保護制度がTRIPs協定第27、63、65、70.8、70.9条等に違反するとの申立てに対し、パネルは、インドは医薬品・農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPs協定第63.1条、63.2条、70.8(a)条、70.9条違反を認めた。これに対し上級委員会は、70.8(a)条及び70.9条についてはパネルの判断を支持したものの、63条については、パネルの付託事項ではないとして、パネルの判断を覆した。	TRIPs
51. ブラジルの自動車関連投資措置	日本	1996/ 7/30 協議要請	ブラジルの自動車関連投資措置が、GATT第1、3、11条、TRIM協定GATS第2条、補助金協定第3、27.2、27.4条に違反する。また、利益を無効化・侵害しているとして日本が申立て。	GATT TRIM 補助金
52. ブラジルの自動車貿易投資関連措置	米国	1996/ 8/ 9 協議要請	ブラジルの自動車貿易投資関連措置が、GATT第1、3条、TRIM協定第2条、補助金協定第3、27.4条に違反する。また利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATT TRIM 補助金
53. メキシコの関税評価制度	EU	1996/ 8/27 協議要請	NAFTA加盟国からの輸入品とそれ以外の国からの輸入品とで、関税評価基準が異なるメキシコの関税は、GATT第24条5項(b)に違反するとしてEUが申立て。	GATT

(DS54～DS60)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
54. (55)、(59)、(64). イ ンドネシアの自動車関 連措置	EU (54) 日本 (55) 米国 (59) 日本 (64) 【インド、韓国、 米国 (54)】	1996/10/ 3 協議要請(「DS55」10/4、「DS59」 10/8、「DS64」11/29 ※DS64は DS55以外の論点について提起) 1997/ 5/12 パネル設置要請(「DS55」4/17、 「DS59」6/12、「DS64」4/17) 6/30 パネル設置(「DS55」、「DS59」、 「DS64」と合併) 1998/ 7/ 2 パネル報告書配布 7/23 パネル報告書採択	「国民車」計画の自動車及び関連部品 に関する措置が、GATT第1、3条、 TRIM協定第2条及び補助金協定第 3、6、28条、TRIPs協定第3、65.5 条に違反するとの申立てに対して、 パネルは、GATT第1、2条、TRIM 協定第2条、補助金協定第5条に違 反すると判断したが、補助金協定第 28.2条の違反は認めない、また TRIPs協定第3条及び65.5条違反の 問題は原告の論証が不十分と判断し た。パネル報告を受け、インドネシ ア政府は、1999年6月に新自動車政 策を導入し、履行を果たした。	GATT TRIM 補助金 TRIPs
55. インドネシアの自 動車関連措置	日本	(DS54と合併)		
56. アルゼンチンの靴 繊維衣服関連措置	米国 【EU、インドネシア】	1996/10/ 4 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 11/25 パネル報告書配布 1998/ 1/21 アルゼンチン上級委申立て 3/27 上級委員会報告書配布 4/22 パネル・上級委員会報告書採択	アルゼンチンの靴・繊維・衣服に関 連する特定関税などの措置が、GATT 第2、7、8、10条、TBT協定第2条、 関税評価協定第1、8条、繊維協定第 7条に違反する。パネルはGATT第 2、8条違反とした。一方、上級委員 会は、譲許表に規定された形式と異 なる形式での関税の適用は、譲許表 に規定した関税を超える徴収をもた らず限りにおいてGATT第2条違反 とし、パネルの認定を変更した。上 級委報告を受け、アルゼンチンは、 1999年1月1日までに統計税を0.5% に削減し、1998年10月19日までに 特別関税の上限を35%(譲許税率)と する事で、勧告の履行を行った。	GATT TBT 関税評価 繊維
57. 豪州の繊維衣服靴 輸入信用制度	米国	1996/10/ 7 協議要請	豪州の革製品に対する補助金交付が、 補助金協定第3条に違反するとして 米国が申立て。	補助金
58. 米国のエビ保護海 ガメ法	インド マレーシア パキスタン タイ 【豪州、コロンビ ア、コスタリカ、 EU、グアテマラ、 香港、日本、メキ シコ、ナイジェリ ア、パキスタン、 フィリピン、セネ ガル、シンガポー ル、スリランカ、 ベネズエラ】	1996/10/ 8 協議要請 1997/ 1/ 9 マレーシア・タイ、パネル設置要請 (1997/ 1/30 パキスタン、パネル 設置要請) 2/25 パネル設置、インドがパネル設置 要請 4/10 インド単独パネル設置(前者に併合) 1998/ 5/15 パネル報告書配布 7/ 3 米国上級委員会申立て 10/12 上級委員会報告書配布 11/ 6 パネル・上級委員会報告書採択 2000/10/23 パネル設置(履行確認) 2001/ 6/22 パネル報告書配布(履行確認) 10/22 上級委員会報告書配布(履行確認) 11/21 パネル・上級委員会報告書採択 (履行確認)	海ガメの保護を意図した、米国のエ ビ及びエビ製品の輸入制限が、 GATT第11、13条に違反する。 また利益を無効化・侵害しているの の申立てに対して、パネルは、 GATT第20条では正当化されず GATT第11条1項違反と判断したの に対し、上級委員会は、20条(g) に対するパネルの判断のアプローチを 拒絶し、まずはじめに極めて抽象的 な審査のみで20条(g)の要件が満た されると判断し、次に柱書基準が満 たされているかどうかより具体的に 判断するというアプローチを採用し、 最終的には20条での正当化は認めら れず、GATT違反と判断した。	GATT
59. インドネシアの自 動車関連措置	米国	(DS54と合併)		
60. グアテマラのポー トランドセメント輸入 AD調査	メキシコ 【カナダ、エルサ ルバドル、ホン ジュラス、米国】	1996/10/15 協議要請 1997/ 2/ 4 パネル設置要請 3/20 パネル設置 1998/ 6/19 パネル報告書配布 8/ 4 グアテマラによる上訴 11/ 2 上級委員会報告書配布 11/25 パネル・上級委報告書採択	メキシコからのセメント輸入に対す るAD調査が、AD協定第2、3、5、 7.1条に違反するとの申立てに対し、 パネルはグアテマラが調査開始を正 当化するためのダンピング、損害及 び因果関係に関する十分な証拠がな いにもかかわらず調査を開始したと して、AD協定第5.3条違反を認めた。 一方、上級委は、メキシコはパネル 設置要請の際に申立て措置の特定を 行わなかったためDSU第6.2条違反 があるとして、適切にパネル設置要 請を行ったとのパネルの判断を覆し た。このため、パネルが行った実質 的な論点については何ら判断しな かった。	AD

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS61～DS70)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
61. 米国のエビ保護海 ガメ法	フィリピン	1996/10/25 協議要請	海ガメの保護を意図した、米国のエビ及びエビ製品の輸入制限がGATT第1、2、3、8、11、13条、TBT協定第2条に違反する。また利益を無効化・侵害しているとしてフィリピンが申立て。	GATT TBT
62、(67)、(68). EUのコン ピューター機器関税 分類	米国 【日本、韓国、イン ド、シンガポール】	1996/11/ 8 協議要請(「対英国DS67」及び「対 アイルランドDS68」1997/ 2/14) 1997/ 2/11 パネル設置要請(「DS67」「DS68」 3/7) 2/25 パネル設置(3/20「DS67」「DS68」 と併合) 1998/ 2/ 5 パネル報告書配布 3/24 EU上級委申立て 6/ 5 上級委報告書配布 6/22 パネル・上級委報告書採択	コンピューター機器に関する関税分 類の変更が、GATT第2条に違反す るとの申立てに対して、パネルは GATT第2条1項違反と判断した。 上級委員会もパネルと同様にGATT 第2条1項違反としたが、輸出国の 「正当な期待」の観点からの譲許の解 釈、輸出国の「正当な期待」の観点か らの解釈がウィーン条約法条約第31 条に規定された誠実な解釈の規則に 合致するとのパネルの判断を棄却し た。	GATT
63. 米国の旧東独固形 尿素輸入へのAD措置	EU	1996/11/28 協議要請	旧東独からの固形尿素輸入に対し米 国が行ったAD措置は、AD協定第9 条及び11条に違反しているとして EUが申立て。	AD
64. インドネシアの自 動車関連措置	日本	(DS54と合併)		
65. ブラジルの自動車 貿易投資関連措置	米国	1997/ 1/10 協議要請	DS52に基づく協議後、ブラジルが 新たにとした自動車関連措置が、 GATT第1、3条、TRIM協定第2条、 補助金協定第3、27.4条に違反し、ま た利益を無効化・侵害しているとし て米国が申立て。	GATT TRIM 補助金
66. 日本の豚肉輸入に 係る措置	EU	1997/ 1/15 協議要請	豚肉及び豚肉製品に係る日本の措置 が、GATT第1、10.3、13条に違反 する。また利益を無効化・侵害して 9条及び11条に違反しているとして EUが申立て。	GATT
67. 英国のコンピュー ター機器関税分類	米国	(DS62と合併)		
68. アイルランドのコン ピューター機器関税 分類	米国	(DS62と合併)		
69. EUの鶏肉製品輸入 に関する措置	ブラジル 【タイ、米国】	1997/ 2/24 協議要請 6/12 パネル設置要請 7/30 パネル設置 1998/ 3/12 パネル報告書 4/29 ブラジル上級委申立て 7/13 上級委報告書配布 7/23 パネル・上級委報告書採択	鶏肉製品に関するEUの輸入レジ ーム及び関税割当が1994年GATT第 10、27条、輸入許可手続協定第1、3 条に違反する。また利益を無効化・ 侵害している。関税率割当の枠外に ある鶏肉の輸入に対し課される特別 セーフガードの実行において、農業 に関する協定第4、5条に違反する との申立てに対して、パネルは農業に 関する協定第5条違反を認定した。 これに対し上級委員会は、パネルの 5条1項bの解釈を修正するとともに、 5条5項違反を認定した。	GATT ライセンス 農業協定
70. カナダの民間航空 機輸出に係る措置	ブラジル 【EU、米国】	1997/ 3/10 協議要請 1998/ 7/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 4/14 パネル報告書配布 5/ 3 加上級委申立て 8/ 2 上級委報告書配布 9/ 6 協議要請(履行確認) 11/23 パネル設置要請(履行確認) 12/ 9 パネル設置(履行確認) 2000/ 5/ 9 報告書送付(履行確認) 5/22 ブラジルによる上級委申立て(履 行確認) 7/21 上級委報告書送付(履行確認)	ブラジルへの民間機輸出に対する加 政府・州の補助金交付は、補助金協 定第3条に違反するとの申立てに対 して、パネル及び上級委は、カナダ の補助金の一部(CA制度に基づく融 資と技術提携制度(TPC))について のみ輸出補助金であると認定し、こ れらの廃止を勧告した。なお、補助 金協定第1.1(b)の利益の判定に受益 者利益説と商業的ベンチマークが採 用された。DSU第21.5条パネルは TPCについては履行されたことを認 定したが、CA制度については完全 に履行されていないと判断した。 DSU第21.5条上級委は、TPCにつ いてはブラジルが立証に失敗したと判 断した。	補助金

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告書の概要	関連協定
71. カナダの民間航空 機輸出に係る措置	ブラジル	1997/ 3/10 協議要請	カナダのDS70と同様の措置は、補助金協定第5条の悪影響があり、相殺関税の対象となる(補助金協定第7条)としてブラジルが申立て。	補助金
72. EUの乳製品に係る 措置	ニュージーランド 【米国】	1997/ 3/24 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1999/11/11 二国間合意通報	EU及び英国税務局のNZ産バターに対する措置がGATT第2、10、11条及びTBT協定第2条、輸入許可手続協定第3条に違反しているとしてニュージーランドが申立て。	GATT TBT ライセンス
73. 日本の人工衛星調 達	EU	1997/ 3/26 協議要請 7/31 二国間合意通報	日本の人工衛星調達の入札に係る明細事項は明示的に米国以外を排除するものであり、政府調達協定附属書付表1に反し、6(3)、7(2)に違反するとしてEUが申立て。	政府調達
74. フィリピンの豚 肉・鶏肉に係る措置	米国	1997/ 4/ 1 協議要請 1998/ 3/12 二国間合意通報	フィリピンの豚肉・鶏肉の関税割当に伴う許可等の遅延は、1994年GATT第3、10、11条、農業協定第4条、輸入許可手続協定第1、3条、TRIM協定第2、5条違反するとともに、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATT 農業 ライセンス TRIM
75. 韓国の酒税	EU 【カナダ、メキシコ】	1997/ 4/ 4 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 9/17 パネル報告書配布 10/28 韓国上級委申立て 1999/ 1/18 上級委員会報告書配布 2/17 パネル・上級委報告書採択	韓国の酒税法・教育税法による酒類への内国税賦課は、1994年GATT第3条2項に違反するとの申立てに対して、パネルは1994年GATT第3条2項違反を認定。これに対し上級委員会もパネルの判断を支持した。	GATT
76. 日本の農産物に係 る措置	米国 【ブラジル、EU、 ハンガリー】	1997/ 4/ 7 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1998/10/27 パネル報告書配布 11/24 日本上級委申立て 1999/ 2/22 上級委報告書配布 3/19 パネル・上級委報告書採択 2001/ 8/23 二国間合意通報	日本が特定の農産物への検疫措置として品種ごとの検査を義務付けていることが、SPS協定の関連規定、GATT第11条、農業協定第4条に違反し、利益を無効化・侵害しているとする米国の主張について、パネルは日本の措置はSPS協定第2.2条(科学的根拠に基づく措置実施)、第5.6条(貿易制限的とならない保護水準の確保)及び衛生植物検疫上の規制の透明性確保に係る附属書Bに違反すると判断し、上級委員会もパネルの判断をおおむね支持した。日本は1999年12月末までにパネル・上級委の勧告を履行する旨米国と合意し、同期間内に問題の措置を廃止。その後も日本は新たな検疫措置について協議を継続し、2001年8月に本件について完全な合意に至った旨DSBに通報した。	SPS GATT 農業
77. アルゼンチンの靴 繊維衣服関連措置	EU 【米国】	1997/ 4/17 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 7/29 パネル停止	アルゼンチンの織物等に対する特定関税などの措置がGATT第2条、繊維協定第7条、及びTBT協定第14.1条に違反しているとしてEUが提訴。	GATT 繊維 TBT
78. 米国のトウモロコ シ輸入に係るセーフ ガード措置	コロンビア	1997/ 4/28 協議要請	米国のトウモロコシ輸入に対するSG措置が、SG協定第2、4、5、9、12条、GATT第2、13、14条に違反し、また利益を無効化・侵害しているとしてコロンビアが申立て。	SG GATT
79. インドの医薬品農 業用化学品特許保護	EU 【米国】	1997/ 4/28 協議要請 9/ 9 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 8/24 パネル報告書配布 9/22 パネル報告書採択	インドの医薬品・農業用化学品の特許保護制度がTRIPs協定第70.8、70.9条に違反するとの申立てに対し、パネルは、インドは医薬品及び農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPs協定第70.8(a)条及び70.9条違反を認めた。	TRIPs

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS80～DS89)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
80. ベルギーの商業用 電話帳サービス	米国	1997/ 5/ 2 協議要請	ベルギーの電話帳出版業に対する免許付与条件等の措置が、GATS第2、6、8、17条に違反し、EUのコミットメントによる利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATS
81. ブラジルの自動車 貿易投資関連措置	EU	1997/ 5/ 7 協議要請	ブラジル自動車関連措置(1997年3月に新たにとられた措置等を含む)が、GATT第1、3条、補助金協定第3、5、27.4条、TRIM協定第2条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてEUが申立て。	GATT 補助金 TRIM
82. アイルランドの著 作隣接権付与に係る措 置	米国	1997/ 5/14 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 2/13 パネル設置要請取り下げ 2000/11/ 6 二国間合意通報	アイルランドの著作隣接権付与の制度が、TRIPs協定第9-14、63、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
83. デンマークの知的 財産権に係る措置	米国	1997/ 5/14 協議要請 2001/ 6/ 7 二国間合意通報	デンマークの知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは、TRIPs協定第50、63、65条による義務に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
84. 韓国の酒税	米国 【カナダ、メキシコ】	1997/ 5/23 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 9/17 パネル報告書配布 10/20 韓国上級委申立て(DS75と同一) 1999/ 1/18 上級委員会報告書配布 2/17 パネル・上級委報告書採択	韓国の酒税法・教育税法による酒類への内国税賦課は、1994年GATT第3条2項に違反し、同条の利益を侵害しているとの申立てに対して、パネルは1994年GATT第3条2項違反を認定。これに対し上級委員会もパネルの判断を支持した。	GATT
85. 米国の織物・衣服 に係る措置	EU	1997/ 5/23 協議要請 1998/ 2/11 二国間合意通報	米国の織物・衣服に関する原産地規則の変更は、繊維協定第2.4、4.2、4.4条、原産地規則協定第4.2条、GATT第3条及びTBT協定第2条に違反するとしてEUが申立て。	繊維 原産地 GATT TBT
86. スウェーデンの知 的財産権に係る措置	米国	1997/ 5/28 協議要請 1998/12/ 2 二国間合意通報	スウェーデンの知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは、TRIPs協定第50、63、65条による義務に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
87. (110). チリの酒税	EU(DS87) 【カナダ、メキシコ、 ペルー、米国】 EU(DS110) 【カナダ、ペルー、 米国】	1997/ 6/ 4 協議要請(「DS110」12/15) 10/ 3 パネル設置要請(「DS110」1998/ 3/ 9) 11/18 パネル設置 (「DS110」1998/ 3/25. その後 DS87と合併) 1999/ 6/15 パネル報告書配布 9/13 チリ上級委申立て 12/13 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	EUは、チリが輸入蒸留酒に対し国産蒸留酒(ぶどう酒を蒸留させた『ビスコ』)よりも高い特別売上税を課しているのは、GATT第3条に違反する旨主張。チリはDS87の提起に伴い暫定的な措置改正を行ったが、EUは当該新措置もGATT違反としてDS110を提起。パネルはチリの新措置についてもGATT第3.2条(内国税・課徴金に係る内国民待遇)に違反すると判断し、上級委員会もパネルの判断をおおむね支持した。2001年2月のDSBにおいて、チリは輸入蒸留酒と『ビスコ』への課税率を同率にする法改正を完了し、パネル・上級委の勧告を履行した旨通報を行った。	GATT
88. (95). 米国の政府調 達に係る措置	EU 【日本】	1997/ 6/20 協議要請(「DS95」7/18) 1998/ 9/ 8 パネル設置要請(「DS95」9/8) 10/21 パネル設置(DS95と合併) 1999/ 2/10 パネル停止 2000/ 2/11 パネル設置の根拠を失う	米国マサチューセッツ州法が州に対しミャンマー政府と取引のあった企業と取引することを禁じているのは、政府調達協定第8(B)、10、13条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてEUが申立て。	政府調達
89. 米国の韓国製カ ラーテレビ輸入に係る AD措置	韓国 【ブラジル】	1997/ 7/10 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 1998/ 1/ 5 パネル設置要請撤回(再要請の権利留保) 9/22 韓国が要請を撤回	米国の韓国製カラーテレビに対し、ダンピングの不在及び輸出中断にも拘わらずAD義務を賦課していたことは、GATT第6条及びAD協定第1、2、3、4、5、11条に違反するとして韓国が申立て。	GATT AD

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
90. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	米国	1997/ 7/15 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1999/ 4/ 6 パネル報告書配布 5/26 インド上級委申立て 8/23 上級委報告書配布 9/22 パネル・上級委報告書採択	インドが2700品目に及ぶ農業・織物・工業製品につき輸入数量制限を行っているのは、GATT第11、18条、農業協定第4条2項、輸入輸入ライセンス協定第3条に違反する、との米国の主張について、パネルはインドの措置が、GATT第11条(数量制限)、18.11条(経済開発を目的とする範囲内での輸入制限の維持)に違反するとともに、農産品に対する輸入制限は農業協定第4.2条(農産品の輸入制限措置の一般的禁止)に違反し、米国の協定上の利益を無効化・侵害していると判断。上級委もパネルの判断を全面的に支持した。2001年4月のDSBにおいて、インドは問題とされたすべての品目について数量制限を撤廃しDSBの勧告を履行した旨通報した。	GATT 農業
91. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	豪州	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 3/23 二国間合意通報	(DS90.の米国による申立て事由と同様)	GATT 農業
92. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	カナダ	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 3/23 二国間合意通報	(DS90.の米国による申立て事由と同様)	GATT 農業
93. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	ニュージーランド	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 9/14 二国間合意通報	(DS90.の米国による申立て事由に加え)利益を無効化・侵害している。	GATT 農業
94. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	スイス	1997/ 7/18 協議要請 1998/ 3/23 二国間合意通報	(上記DS90.～93.の申立て事由と同様。但し農業協定を除く)	GATT
95. 米国の政府調達に係る措置	日本	(DS88と合併)		
96. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	EU	1997/ 7/21 協議要請 1998/ 4/ 7 二国間合意通報	(上記DS90.～94.の申立て事由に加えて)SPS協定第2、3、5条に違反するとして申立て。	GATT 農業 SPS
97. 米国のチリ産さけ輸入に係る相殺義務調査	チリ	1997/ 8/ 5 協議要請	チリ産さけに対する米商務省の補助金相殺義務調査は補助金協定第11条に違反するとしてチリが申立て。	補助金
98. 韓国の乳製品輸入に係るセーフガード決定	EU 【米国】	1997/ 8/12 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 6/10 新規のパネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 6/21 パネル報告書配布 9/15 韓国による上訴 12/14 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	韓国が乳製品に輸入割当の形でSG発動したのは、SG協定第2、4、5、12条及びGATT第19条に違反するとの申立てに対して、パネルは、重大な損害の認定に関するSG協定第4.2条違反及びSG措置の適用に関するSG協定第5条違反(ただし、上級委は数量制限を適用する場合以外のいかなる場合にも明白な説明が必要とのパネルの判断は破棄)を認定した。上級委は、GATT第19.1条についてのパネルの解釈を破棄し、「予見されなかった発展」は独立の要件であると判断した。	SG GATT
99. 米国の韓国製DRAMに対するAD税賦課	韓国	1997/ 8/14 協議要請 1998/ 1/16 パネル設置 1999/ 1/29 パネル報告書配布 2000/ 3/19 パネル設置要請(履行確認) 4/25 パネル設置(履行確認) 11/ 7 二国間合意通報	韓国製DRAMに対する米商務省のAD決定は、AD協定第6、11条に反するとして韓国が申立て。	AD
100. 米国の鶏肉製品輸入に係る措置	EU	1997/ 8/18 協議要請	米国によるEU産鶏製品の輸入禁止がGATT第1、3、10、11条及びSPS協定、TBT協定に反するとしてEUが申立て。	GATT SPS TBT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS90～DS108)

案件名 (番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
101. メキシコの米国産 コーン・シロップに対 するAD調査	米国	1997/ 9/ 4 協議要請	メキシコの米コーンシロップに対す るAD決定及び措置の発動が、AD 協定第5、6条に反するとして米国が 申立て。	AD
102. フィリピンの豚 肉・鶏肉問題	米国	1997/10/ 7 協議要請 1998/ 3/12 二国間合意通報	(DS74.の対象となった措置を改善す るとの1997年政令8号も申立てに含 む)	GATT 農業 ライセン ス TRIM
103. (113). カナダの乳 製品に係る措置	米国(103) ニュージーランド (113) 【アルゼンチン、 豪州、EU、日本、 メキシコ、米国 (113)】	1997/10/ 8 協議要請(「DS113」1997/12/29) 1998/ 2/ 2 パネル設置要請(「DS113」1998/ 3/12) 3/25 パネル設置 5/17 パネル報告書配布 7/15 カナダ上級委申立て 1999/10/13 上級委報告書配布 10/27 パネル・上級委報告書採択 2001/ 2/16 パネル設置要請(履行確認) 3/ 1 パネル設置(履行確認) 7/11 パネル報告書配布(履行確認) 9/ 4 カナダ上級委申立て(履行確認) 12/ 3 上級委報告書配布(履行確認) 12/ 6 パネルⅡ設置要請(履行確認) 12/18 パネル・上級委報告書採択、パネ ルⅡ設置(履行確認) 2002/ 7/26 パネルⅡ報告書配布(履行確認) 9/23 カナダ上級委Ⅱ申立て(履行確認) 12/20 上級委Ⅱ報告書配布(履行確認) 2003/ 1/17 上級委Ⅱ報告書採択(履行確認) 5/15 二国間合意通報	カナダの乳製品に係る輸出補助金及 び関税割当は、GATT第2条、農業 協定第3条、9条、補助金協定第3条、 輸入ライセンス協定第1、3条に違反 するとの申立てに対し、パネル及び 上級委は農業協定第9条の輸出補助 金に該当する措置であり、農業協定 第10条違反であると認定した。DSU 第21.5条パネル及び上級委は、カナ ダの履行が不十分であると判断し た。	補助金 GATT 農業
104. EUのプロセス・ チーズ輸出に係る措置	米国	1997/10/ 8 協議要請	EUのプロセスチーズ輸出に係る補 助金が、GATT第2条、農業協定第 8、9、10、11条、補助金協定第3条 に反するとして米国が申立て。	GATT 農業 補助金
105. EUのパナナ輸入 制限	パナマ	1997/10/24 協議要請	パナナの輸入、販売、流通に関する EUの制度に関する申立て(関連する WTO協定を特定せず)。	
106. 豪州の革製品に係 る補助金	米国	1997/11/10 協議要請 1998/ 1/22 パネル設置 6/11 パネル設置要求を撤回	豪州の革製品の生産者及び輸出業者 に対する補助金は、補助金協定第3 条に違反するとして米国が申立て。	補助金
107. パキスタンの獣皮 輸出制限	EU	1997/11/ 7 協議要請	パキスタンの獣皮輸出制限措置は EU産業の未加工、半加工原料調達 を制限しているとしてEUが申立て。 (関連するWTO協定を特定せず)	
108. 米国の外国小売業 者への課税制度	EU 【豪州、バルバド ス、ブラジル、カ ナダ、中国、イン ド、ジャマイカ、 日本】	1997/11/18 協議要請 1998/ 7/ 1 パネル設置要請 9/22 パネル設置 1999/10/ 8 パネル報告書配布 11/26 米上級委申立て 2000/ 2/24 上級委報告書配布 3/20 パネル・上級委報告書採択 11/17 DSU第22条に基づく対抗措置承 認申請 11/27 米国のDSU第22.6条仲裁の要請 12/ 7 EUによるパネル設置要請(履行 確認) 12/20 パネル設置(履行確認) 2001/ 8/20 パネル報告書配布(履行確認) 10/15 米国による上級委申立て(履行確 認) 2002/ 1/14 上級委報告書配布(履行確認) 1/29 パネル・上級委報告書採択(履行 確認) 2005/ 1/13 EUによるパネルⅡ設置要請(履 行確認) 2/17 パネルⅡ設置(履行確認) 9/30 パネルⅡ報告書配布(履行確認) 11/24 米国による上級委Ⅱ申立て(履行 確認) 2006/ 2/13 パネル・上級委Ⅱ報告書配布(履 行確認)	米国の外国小売業者(FSC)に対する 特別課税制度は、補助金協定第3.1 条、GATT第3.4、16条に違反する との申立てに対して、パネルは補助 金協定第3.1条の輸出補助金に該当 するとして廃止を勧告、上級委もこ れを支持し採択された。これを受けて 米国は履行措置としてFSC廃止並び に改正法ETIを制定したが、第1回 DSU第21.5条パネル及びDSU第21.5 条上級委は依然として輸出補助金で あり協定違反であると認定をし、 DSU第21.5条上級委は補助金協定第 4.7条の完全な実施を要請した。これ により米国は、ETI廃止法案である 米国雇用創出法を制定したが、第2 回DSU第21.5条パネルはこの実施措 置についても完全な勧告を実施して いないと認定した。また、DSU第 21.5条パネルは新たな勧告が必要で あるとの米国の主張には同意しない とした。	補助金 GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
109. チリの酒税	米国	1997/12/11 協議要請	チリが輸入スピリッツに対し国産品よりも高い特別売上税を課しているのはGATT第3条2項に違反するとして米国が申立て。	GATT
110. チリの酒税	EU	(DS87と合併)		
111. 米国のグランドナッツに係る関税割当	アルゼンチン	1997/12/19 協議要請	米国の関税割当に係わる措置はGATT第2、10、12条、農業協定第1、4、15条、原産地規則協定第2条、輸入輸入ライセンス協定第1条に違反し、又無効化・侵害を生じているとしてアルゼンチンが申立て。	GATT 農業 原産地 ライセンス
112. ベルーのブラジル製バス輸入に係るCVD調査	ブラジル	1997/12/23 協議要請	ブラジル製バス輸入に係わるベルーのCVD調査手続は、補助金協定第11、13.1条に違反するとしてブラジルが申立て。	補助金
113. カナダの乳製品に係る措置	ニュージーランド	(DS103と合併)		
114. カナダの医薬品特許保護	EU 【日本、豪州、ブラジル、コロンビア、キューバ、インド、イスラエル、ポーランド、スイス、タイ、米国】	1997/12/19 協議要請 1998/11/11 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置 2000/ 3/17 パネル報告書配布 4/ 7 パネル報告書採択	カナダの特許法等の現行法は、医薬品分野の発明の保護が不十分であり、TRIPs協定第7、8、27.1、28、30、33条等に違反するとの申立てに対し、パネルは、カナダ特許法第55.2(2)条は、TRIPs協定第28条に基づき特許権者に付与された排他的権利を制限しており、TRIPs協定第30条に認められた限定的例外にも該当しないとして、TRIPs協定第28.1条違反を認めた。	TRIPs
115. EUの著作隣接権付与に係る措置	米国	1998/ 1/ 6 協議要請 1/ 9 パネル設置要請 2000/11/ 6 二国間合意通報	EUの著作隣接権付与の制度が、TRIPs協定第9-14、63、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
116. ブラジルの支払期間に係る措置	EU	1998/ 1/ 9 協議要請	ブラジルの輸入の支払期間に係る措置は、輸入輸入ライセンス協定第3、5条に違反するとしてEUが申立て。	ライセンス
117. カナダのフィルム流通サービスに係る措置	EU	1998/ 1/20 協議要請	カナダのフィルム流通サービスに係る措置は、GATS2、3条に違反するとしてEUが申立て。	GATS
118. 米国の港湾維持税	EU	1998/ 2/ 6 協議要請	米国の港湾維持税は、GATT第1、2、3、8、10条及び1994年GATT第2条1項(b)についての解釈了解に違反するとしてEUが申立て。	GATT
119. 豪州のコート紙輸入に対するAD措置について	スイス	1998/ 2/20 協議要請 5/13 二国間合意通報	豪州のスイス産コート紙の輸入に対するAD措置は、AD協定第3、5条に違反するとしてスイスが申立て。	AD
120. インドの特定商品の輸入に係る措置	EU	1998/ 3/16 協議要請 2000/10/12 パネル設置要請	インドのEXIM政策において、獣皮革が輸入品のネガティブ・リストに掲載され、実質的に輸入許可が拒否されているのは、GATT第11条に違反するとしてEUが申立て。	GATT
121. アルゼンチンの履き物輸入に係るセーフガード措置	EU 【ブラジル、インドネシア、パラグアイ、ウルグアイ、米国】	1998/ 4/ 3 協議要請 6/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 6/25 パネル報告書配布 9/15 アルゼンチンによる上訴 12/14 上級委員報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委員報告書採択	アルゼンチンが輸入履き物に対してとったセーフガード措置は、セーフガード協定第2、4、5、6、12条及びGATT第19条に違反するとの申立てに対して、上級委員は、アルゼンチンの調査、輸入の増加、重大な損害、因果関係の認定はSG協定第2.4条に違反するとのパネルの判断を支持した。また、SG措置はGATT第19条とSG協定双方が適用されるという解釈を示した。なお、SG協定第2.1条脚注とGATT第24条に関するパネルの認定を破棄した上で、アルゼンチンがメルコスール諸国を含むすべての輸入を考慮して重大な損害の認定をしたのに、SG措置をメルコスール以外の輸入にのみ発動したことは正当化できないとした。	SG GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS122～DS130)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
122. タイのポーランド 製鉄鋼に対するAD措 置	ポーランド 【日本、EU、米国】	1998/ 4/ 6 協議要請 1999/10/13 パネル設置要請 11/19 パネル設置 2000/ 9/28 パネル報告書配布 10/23 タイによる上訴 2001/ 3/12 上級委員会報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	タイのポーランド製鉄鋼に対するAD税賦課、及び情報開示の拒否はAD協定第2、3、5、6条に違反するとの申立てに対し、パネルは(a)「実証的証拠」の「客観的審査」に基づき、ダンピング輸入の価格への影響を考慮しなかったとしてAD協定第3.2条第2文、3.1条違反、(b)AD協定第3.4条に列挙された要因をすべて考慮せず、また「公平かつ客観的な評価」若しくは「実証的証拠」の「客観的審査」に基づきいかに損害が肯定されたかに関し、的確な説明を怠ったとしてAD協定第3.4、3.1条違反、(c) (a)及び(b)に基づき、ダンピング輸入と損害との因果関係を認定したとしてAD協定第3.5、3.1条違反を認めた。一方、上級委はAD協定第3.1条の一部、及びAD協定第17.6(i)条についてのパネル決定を破棄したが、タイの上級委申立てがなかったAD協定第3.2、3.4、3.5条違反に関するパネル決定については審査しなかった。	AD
123. アルゼンチンの履 き物輸入に係るセーフ ガード措置	インドネシア	1998/ 4/23 協議要請 1999/ 4/15 パネル設置要請 5/10 パネル設置要請取り下げにより 終了	アルゼンチンが輸入履き物に対してとったセーフガード措置は、セーフガード協定第2、4、5、6、12条、及びGATT第19条に違反するとしてインドネシアが申立て。	SG GATT
124. EUの動画・テレ ビ番組に係る知的財産 権の執行	米国	1998/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意通報	ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのはTRIPs協定第41、61条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
125. ギリシャの動画・ テレビ番組に係る知的 財産権の執行	米国	1998/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意通報	ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのはTRIPs協定第41、61条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
126. 豪州の自動車用皮 革生産者・輸出者への 補助金	米国 【EU、メキシコ】	1998/ 5/ 4 協議要請 6/11 パネル設置要請 6/22 パネル設置 1999/ 5/25 パネル報告書配布 10/ 4 米国によるパネル設置要請(履行 確認) 10/14 パネル設置(履行確認) 2000/ 1/21 パネル報告書配布(履行確認)	豪州が自動車用皮革の生産者・輸出者に対して与えた財政的援助は、補助金協定第3条に違反するとの申立てに対し、パネルは事実上の輸出条件を認定して補助基金協定第3条違反の輸出補助金であると判断し、90日以内に廃止することを勧告した。DSU第21.5条パネルは豪州は禁止補助金を廃止していないと認定した。また、一度きりの過去の補助金の実効的な救済のためには補助金全額の返済を求めるという考え方も示した。	補助金
127. ベルギーの補助金 の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	ベルギーが「輸出経営者」をリクルートした者に対し税控除を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	補助金
128. オランダの補助金 の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	オランダの所得税法において輸出による収入に「輸出留保」を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	補助金
129. ギリシャの補助金 の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	ギリシャの所得税法において輸出者に年間の輸出収入の割合に応じて税控除を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	補助金
130. アイルランドの補 助金の性質を有する所 得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	アイルランドの所得税法において国内製造品の輸出による収入に特別の税率を適用する資格を設けているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	補助金

(DS131～DS135)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
131. フランスの補助金 の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	フランスの所得税法において、企業 の海外取引の初期費用を暫定的に税 控除し、企業に特別な準備金を認め ているのは、補助金協定第3条に違 反するとして米国が申立て。	補助金
132. メキシコの米国産 高糖度コーンシロップ に対するAD調査	米国 【ジャマイカ、モーリ シャス】	1998/ 5/ 8 協議要請 10/21 パネル設置要請 11/25 パネル設置 2000/ 1/28 パネル報告書配布 2/24 パネル報告書採択 10/12 米国によるパネル設置要請(履行 確認) 10/23 パネル設置(履行確認) 2001/ 6/22 パネル報告書配布(履行確認) 7/24 メキシコによる上級委申立て(履 行確認) 10/22 上級委報告書配布(履行確認) 11/21 パネル・上級委報告書採択(履行 確認)	メキシコが米国産高糖度コーンシ ロップに対してとったAD調査及び 損害のおそれの決定は、AD協定第2 ～7、9、10、12条に違反するとの申 立てに対し、パネルはAD協定第3.1、 3.2、3.4、3.7(i)条(損害認定)、7.4条 (暫定措置)、10.2条(暫定措置適用期 間への逡及的賦課)、10.4条(暫定措 置適用期間中の供託金返還)、12.2、 12.2.2条(AD税の逡及的賦課に関す る説明)それぞれの違反を認めた。 また、DSU第21.5条パネルはメキシ コの再認定はAD協定第3.1、3.4、 3.7、3.7条(i)に違反しており、した がってメキシコは当初パネルの勧告 を実施していないと結論し、DSU第 21.5条上級委もこれらをすべて支持 した。	AD
133. スロバキアの乳製 品輸入及び家畜輸送に 係る措置	スイス	1998/ 5/11 協議要請	スロバキアの乳製品輸入及び家畜輸 送に係る措置は、スイスのチーズ及 び家畜の輸出に悪影響を与えており、 GATT第1、3、5、10、11条、SPS 協定第5条、輸入輸入ライセンス協 定第5条に違反するとしてスイスが 申立て。	GATT SPS ライセンス
134. EUのコメの輸入 税	インド	1998/ 5/28 協議要請	1997年7月から施行されたEUのコ メの輸入税を決定するCRS (cumulative recovery system)はイ ンドからのコメの輸入を制限し、 GATT第1、2、3、7、11条、関税評 価協定第1-7、1条、輸入ライセンス 協定第1、3条、TBT第2条、SPS協 定第2条、農業協定第4条に違反す るとしてインドが申立て。	GATT 関税評価 ライセンス TBT SPS 農業
135. EUのアスベスト 及びその製品に係る輸 入禁止措置	カナダ	1998/ 6/28 協議要請 1998/10/21 パネル設置要請 11/25 パネル設置 2000/ 9/18 パネル報告書配布 10/23 カナダが上級委申立て 2001/ 3/12 上級委報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	フランスのアスベスト及びその製品 の輸入禁止措置は、SPS協定第2、3、 5条、TBT協定第2条、農業協定第4 条に違反する、とのカナダの主張に ついて、パネルは、①輸入の一般的 禁止にはGATTが適用されるべきで あり、TBT上の問題ではなく、例外 的な輸入許可についてはTBTが規 定する「強制規格」と見なするもの の、カナダを例外規定について争っ ていない、とした上で、②フランス が輸入を禁止した温石綿とそれに代 替しうる繊維、又は温石綿を含む産 品と温石綿に代替しうる繊維を含む 製品とは、GATT第3.4条(同種の産 品に対する内国民待遇)における「同 種の製品」であるため、フランスの 輸入禁止命令は3.4条に違反している ものの、③GATT第20条(b)(健康 保護措置の一般的例外)により正当 化される旨判断した。これに対して 上級委員会は、①と②についてパネ ルの判断を覆す一方で、③について はこれを支持し、申立て国は本件措 置に関するEUの協定違反を立証し なかったとして措置の是正に係る勧 告を行わなかった。	SPS TBT 農業

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS136～DS140)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
136. 米国の1916年AD 法	EU 【日本、インド、 メキシコ】	1998/ 6/ 9 協議要請 11/11 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置 2000/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 米国による上訴 8/28 上級委員会報告書配布 9/26 パネル・上級委員会報告書採択 2002/ 1/ 7 対抗措置承認申請 2004/ 2/24 対抗措置規模に係る仲裁裁定配布	米国1916年AD法は1930年関税法と 並行して存在しており、GATT第3、 6条、WTO設立協定第16条(4)、 AD協定第1～5条に違反するとの申 立てに対し、パネルは、1916年米国 AD法は、(a)損害認定を要件として いないとしてGATT第6.1条違反、 (b)AD税以外の救済措置を規定して いるとしてGATT第6.2条違反、(c) (a)及び(b)よりWTO設立協定第 16.4条違反、(d)十分な手続的要件を 規定していないとしてAD協定第1、 4、5.5条違反を認め、上級委もこれ らをすべて支持した。	AD GATT WTO設立
137. EUの松柏類木材 の輸入に係る措置	カナダ	1998/ 6/17 協議要請	カナダからの松柏類木材の輸入に係 るEU理事会指令及び関連措置は、 GATT第1、3、11条、SPS協定第2、 3、4、5、6条、TBT協定第2条に違 反するとしてカナダが申立て。	GATT SPS TBT
138. 米国のイギリス製 鉄鋼製品に対する相殺 関税賦課	EU 【ブラジル、メキ シコ】	1998/ 6/30 協議要請 1999/ 1/14 パネル設置要請 2/17 パネル設置 12/23 パネル報告書配布 2000/ 1/27 米国が上級委申立て 5/10 上級委報告書配布	米国の英国製鉄鋼製品に対する米国の 相殺関税の賦課は、補助金協定の 1.1、10、14、19.4条に違反してし ているとしてEUが申立て。	補助金
139、(142). カナダの自 動車政策に係る措置	日本(139) EU(142) 【インド、韓国、 米国】	1998/ 7/ 3 協議要請(「DS142」8/17) 11/12 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置(「DS142」と合併) 2000/ 2/11 パネル報告書配布 3/ 2 カナダが上級委申立て 5/31 上級委報告書配布 6/19 パネル・上級委報告書採択	米加FTA(自由貿易協定)に基づく オートバクト協定によって、カナダ は一部の自動車会社にローカル・コ ンテント要求、製造販売要求を条件 に自動車の無関税輸入を許しており、 こうした措置は、GATT第1.1、3.4、 24条、TRIM第2条、補助金協定第3 条、GATS2、6、17条違反する、と の日本・EUの主張に対して、パネ ルは、同措置は①GATT第1.1条(最 恵国待遇)に違反し、24条(自由貿易 地域への一般例外)で正当化されな い、②ローカルコンテント要求は GATT第3条(内国民待遇)違反、③ 輸入税の免除は補助金協定第3.1条 (禁止補授与金)違反、④自動車販売 サービスへの免税及びローカルコン テント要求はサービス協定第2条及 び17条違反、との判断を行った。こ れに対し上級委員会は、④について サービス協定第2条違反としたパネ ルの判断を棄却したものの、それ以 外の論点については、これらをおお むね支持した。カナダは2001年2月 に問題となった優遇措置を廃止する 行政命令を施行した。	GATT TRIM 補助金 GATS
140. EUのインド産無 漂白綿布に関するAD 調査	インド	1998/ 8/ 3 協議要請	インド産無漂白綿布に対するEUの AD決定プロセスは、客観性を欠き、 インドの開発途上国としての立場を 無視しており、AD協定第2、3、5、 6、12、15条及びGATT第1、6条に 違反するとしてインドが申立て。	AD GATT

(DS141～DS147)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
141. EUのインドからのベトリネン輸入に対するAD措置	インド 【日本、エジプト、 韓国、米国】	1998/ 8/ 3 協議要請 1999/ 9/ 7 パネル設置要請 10/27 パネル設置 2000/10/30 パネル報告書配布 12/ 1 EUによる上訴 2001/ 3/ 1 上級委員会報告書配布 3/12 パネル・上級委報告書採択 2002/ 3/ 8 協議要請(履行確認) 5/ 7 パネル設置要請(履行確認) 5/22 パネル設置(履行確認) 11/29 パネル報告書配布(履行確認) 2003/ 1/ 8 インドによる上訴(履行確認) 4/ 8 上級委員会報告書配布(履行確認) 4/24 パネル・上級委報告書採択(履行確認)	インド産のベトリネンに対するEUのAD措置決定プロセスは、不正で客観性を欠き、AD協定第2、3、5、6、12、15条及びGATT第1、6条に違反するとの申立てに対し、パネルは、EUが(a)ダンピング・マージンを決定する際に、ゼロイングを行ったとしてAD協定第2.4.2条違反、(b)国内産業の状態を考慮する際に、AD協定第3.4条に列挙された要因のすべてを考慮しなかった等として3.4条違反、(c)AD税賦課前に、建設的な救済の可能性を検討しなかったとしてAD協定第15条違反を認めた。一方、上級委はAD協定第2.4.2条違反に係るパネル認定を支持しつつ、更に、EUのSG & A及び利潤額の計算についてのパネル認定を一部破棄し、2.2.2(ii)条違反を認めた。また、DSU第21.5条パネルは、EUのAD措置はAD協定及びDSUに違反していないと結論したが、DSU第21.5条上級委は一部DSU第21.5条パネル認定を破棄し、ダンピング輸入量の決定についてAD協定第3.1、3.2条違反を認めた。	AD GATT
142. カナダの自動車政策に係る措置	EU	(DS139と合併)		
143. スロバキアのハンガリー小麦に対する輸入税	ハンガリー	1998/ 9/19 協議要請	1998年9月に発効した、スロバキアのハンガリーからの小麦に対する輸入税賦課の規則は、GATT第1、2条、農業協定第4条に違反するとしてハンガリーが申立て。	GATT 農業
144. 米国の牛・豚・穀物輸入に係る措置	カナダ	1998/ 9/25 協議要請	米国サウス・ダコタ州等で、牛・豚・穀物を積載したカナダのトラックの州内への立入り・通貨を禁じているのは、SPS第2第～6、13条、附属書B、C、TBT第2、3、5、7条、農業協定第4条、GATT第1、3、5、11、24.12条に違反し、利益を無効化・侵害している。カナダはDSU第4.8の緊急規定を援用。	SPS TBT 農業 GATT
145. アルゼンチンのEU産小麦グルテン輸入に係る相殺関税	EU	1998/ 9/23 協議要請	アルゼンチンのEU産小麦グルテンに対する相殺関税は、補助金協定第11.11に定める18か月の調査期間を超過しており、補助金協定第10条に違反。	補助金
146、(175). インドの自動車セクターに係る措置	EU(146) 【日本、韓国】 米国(175) 【日本、韓国、EU】	1998/10/ 6 協議要請(「DS175」1999/ 5/ 1) 2000/10/12 パネル設置要請(「DS175」2000/ 5/15) 11/17 パネル設置(「DS175」と合併) 2001/12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立て 3/14 インド、上級委申立て取り下げ 3/19 上級委報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	インドが自動車会社に課している一定レベルのローカルコンテンツの達成や部品の輸出義務達成度に応じた輸入量規制による輸出入均衡制度等は、GATT第3、11条及びTRIM協定第2条に違反するとのEU・米国の主張について、パネルはインドの措置について、ローカルコンテンツ要求はGATT第3.4条(内国民待遇)に違反、②輸出入均衡要求はGATT第11条(数量制限の一般的禁止)に違反するとともにGATT第3.4条にも違反、との判断を行った。これに対してインドは上級委申立てしたが、審理開始後に同上級委申立てを取り下げた。2002年8月、インドは問題の措置を完全に廃止した。	GATT TRIM
147. 日本の皮革に係る関税割当及び補助金	EU	1998/10/ 8 協議要請	日本の皮革の関税割当の運用及び補助金は、日本の皮革産業と同地域に利益を与えており、輸入許可手続協定第1.6、3.5(g)(h)(i)(j)及び補助金協定第6条に違反するとしてEUが申立て。	ライセンス 補助金

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS148～DS154)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員会の概要	関連協定
148. チェコのハンガリー小麦の輸入税に係る措置	ハンガリー	1998/10/12 協議要請	1998年10月に発効した、チェコの規制(ハンガリー小麦に対する輸入税を増額)は、譲許表のバインド率を上回り、ハンガリーのみに適用。本措置はGATT第1、2条、農業協定第4条に違反するとしてハンガリーが申立て。なお、ハンガリーはDSU第4.8の緊急規定を援用。	GATT 農業
149. インドの輸入制限	EU	1998/10/29 協議要請	インドの輸出入政策による輸入制限は、GATT第3、10、11、13、17条、農業協定第4.2条、輸入ライセンス協定第1、2、3条に違反し、GATT第20、21条によって正当化されないとしてEUが申立て。	GATT 農業 ライセンス
150. インドの関税引き上げ措置	EU	1998/10/30 協議要請	インドの1975年関税法譲許表1、特別関税、特別附加関税に関する措置は、全体として譲許税率を上回る関税を課すものであり、GATT第2.1(b)、3.2条に違反するとしてEUが申立て。	GATT
151. 米国の繊維・衣服に係る措置	EU	1998/11/19 協議要請 2000/ 7/24 二国間合意通報	米国の繊維・衣服に関する原産地規則の変更について、米国は(前述85.の)二国間合意の内容を実施しておらず、依然として繊維協定第2.4、4.2、4.4条、原産地規則協定第4.2条、GATT第3条、TBT第2条に違反するとしてEUが申立て。	繊維 原産地 GATT TBT
152. 米国の1974年通商法第301条～310条	EU 【ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、香港、インド、イスラエル、ジャマイカ、日本、韓国、セントルシア、タイ、中国】	1998/11/25 協議要請 1999/ 1/26 パネル設置要請 3/ 2 パネル設置 1999/12/22 パネル報告書配布 2000/ 1/27 パネル報告書採択	EUは、バナナ問題のEUの勧告不履行に関する米国の一方的決定に関連して、米国の1974年通商法タイトルⅢ第1章(301条～310条、特に305、306条)が、DSBでの承認を経ることなく貿易紛争に係る米国の対抗措置の発動を一方的に決定する制度となっていることは、DSU第23条(一方的措置の禁止)等に違反し、利益を無効化・侵害しているとの主張を行った。これについてパネルは、米国が、S A A (Statement of Administrative Act)の中で、「WTO協定違反若しくは米国の協定上の権利侵害に関する通商法第301条決定は、いかなる場合もDSBによって採択されたパネル・上級委員会の決定に基づくものとする」旨規定していること、またその遵守をパネル審理において繰り返し約束したことをふまえ、問題の措置はDSUに反しないと判断した。しかしその一方で、仮にこの約束が撤回されることがあれば、上記パネルの結論もその根拠を失うこととなる旨指摘した。	DSU
153. EUの医薬品・農薬の特許保護	カナダ	1998/12/ 2 協議要請	EU規則は医薬品と農薬に限って特許期間の延長制度をとっており、TRIPs協定第27条1項に違反するとしてカナダが申立て。	TRIPs
154. EUのコーヒーに係る特惠措置	ブラジル	1998/12/ 7 協議要請	EUの一般特惠に基づくコーヒーの輸入は、ブラジル産コーヒーの輸入に悪影響を与えており、授權条項、GATT第1条に違反し、ブラジルの利益を無効化・侵害しているとしてブラジルが申立て。	GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
155. アルゼンチンの牛 革輸出及び加工済み皮 革の輸入に係る措置	EU 【米国】	1998/12/23 協議要請 1999/ 5/31 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/12/19 パネル報告書配布 2001/ 2/16 パネル報告書採択	アルゼンチンの牛革の事実上の輸出 禁止はGATT第11.1条、10.3条(a) に違反し、また、付加価値税及び事 前取引高税はGATT第3.2条に違反 するとのEUの主張について、パネ ルは、事実上の輸出禁止措置につ いて、GATT第11条(数量制限の一般 的廃止)違反は否定したものの、同 措置はGATT第10.3条(a)(貿易規制 の公平かつ合理的な方法での実施) に違反すると判断した。また、付加 価値税及び事前取引高税については、 ともにGATT第3.2条(内国民待遇) 違反するとし、これらの違反は GATT第20条(d)(法令遵守確保の ために必要な措置の一般的例外)に よって正当化されないと判断した。	GATT
156. グアテマラのメキ シコ製灰色ポートラン ドセメントへの確定 AD税	メキシコ 【EU、エクアド ル、エルサルバド ル、ホンジュラ ス、米国】	1999/ 1/ 5 協議要請 7/15 パネル設置要請 9/22 パネル設置 2000/10/24 パネル報告書配布 11/27 パネル報告書採択	グアテマラのメキシコ製ポートラン ドセメントに対する確定AD税は、 AD協定第1～3、5～7、12、18条、 附属書I、II及びGATT第6条に違 反するとの申立てに対し、パネルは、 AD協定第5.3、5.8条(調査開始の十 分な証拠)、5.5条(メキシコ政府への 通知)、12.1.1条(調査開始の公告)、 6.1.3条(申請書全文の提供)、6.1.2、 6.4条(調査ファイルへのアクセス拒 否等)、6.2条(輸出者の反論の機会)、 附属書I(2)(調査団に民間の専門家 が含まれていることの通知)、6.5、 6.5.1条(秘密情報)、6.9条(重要事実 の開示)、6.8条(ファクツ・アベイラ ブル)、3.1、3.2、3.4、3.5条(損害及 び因果関係の認定)それぞれの違反 を認めた。	AD GATT
157. アルゼンチンのイ タリア製ドリル刃に対 するAD課税	EU	1999/ 1/14 協議要請	アルゼンチンのイタリア製ドリル刃 に対するAD税賦課に際し、調査期 間が18か月を超えており、AD協定 第1条に違反するとしてEUが申立 て。	AD
158. EUのバナナ輸 入・販売・流通制度	グアテマラ、ホン ジュラス、メキシ コ、パナマ、米国	1999/ 1/20 協議要請	EUが勧告の実施として行ったバナ ナ輸入制度の改善は、依然として WTO協定に違反するとして米国及 び中南米諸国が申立て。(関連協定 を特定せず)	
159. ハンガリーのチェ コ製鉄鋼製品輸入に係 るセーフガード措置	チェコ	1999/ 1/20 協議要請	ハンガリーが広範囲の鉄鋼製品の輸 入割当をチェコに対してのみ行っ ているのは、GATT第119条、セーフ ガード協定に違反するとしてチェコ が申立て。	GATT SG
160. 米国の著作権法第 110条(5)	EU 【日本、豪州、プ ラジル、カナダ、 スイス】	1999/ 1/26 協議要請 4/15 パネル設置要請 5/26 パネル設置 2000/ 6/15 パネル報告書配布 7/27 パネル報告書採択	米国の著作権法第110条(5)は公共 の場でラジオ・テレビによる音楽を著 作権料を払うことなく放送するこ とを認めるものであり、ベルヌ条約1 条～21条の遵守を規定するTRIPs協 定第9.1条に違反するとの申立てに対 し、パネルは、米国著作権法第110 条(5)(B)の規定は、TRIPs協定第13 条で認められている著作権保護の例 外の要件を満たしていないとして、 TRIPs協定第9.1条に基づき、ベル ヌ条約11条の2(1)(ii)及び同11条(1) (iii)条違反を認めた。	TRIPs

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS161～DS164)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
161、(169). 韓国の生 鮮・チルド・冷凍牛肉 の輸入に係る措置	米国(161) 【豪州、カナダ、 ニュージーランド】 豪州(169) 【カナダ、ニュージー ランド、米国】	1999/ 2/ 1 協議要請(「DS169」4/13) 4/15 パネル設置要請(「DS169」7/12) 5/26 パネル設置(「DS169」7/26。その 後DS161と合併) 2000/ 7/31 パネル報告書配布 9/11 韓国が上級委申立て 12/11 上級委員報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委員報告書採択	韓国が輸入牛肉に対する措置(取扱店の限定、売上へのマークアップ税賦課、輸入牛肉への詳細なラベリングの義務づけ、国内畜産業者への補助金等)はGATT第2、3、11、17条、農業協定第3、4、6、7条、輸入ライセンス協定第1、3条に違反する、との米国の主張について、パネルは、マークアップ税賦課等一部の制度は韓国の譲許表に規定された経過期間内に廃止すべきとした上で、各種の流通制限及び国産牛肉より厳しいラベリング要件等についてはGATT第3.4条(内国民待遇)違反、国内畜産業者への補助金は農業協定第7.2条(国内助成に関する一般的規律)違反とするなど、米国の主張をほぼ全面的に認める判断を行った。上級委員会は農業協定に関するパネルの判断を一部破棄したものの、GATTに関するパネルの判断についてはおおむねこれを支持した。	GATT ライセンス 農業
162. 米国の1916年AD 法	日本 【EU、インド】	1999/ 2/10 協議要請 6/ 3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 5/29 パネル報告書配布 5/29 米国による上訴 8/28 上級委員会報告書配布 9/26 パネル・上級委員会報告書採択 2002/ 1/ 7 対抗措置承認申請 2/25 仲裁手続中断	1916年米国AD法が特定の場合に商品を米国内に輸入・販売する行為に対して刑事罰や損害賠償請求権を認めていること、及びAD協定に定める手続的セーフガードなしに法的決定を行うのは、GATT第3、6、11条及びAD協定に違反するとの申立てに対し、パネルは1916年米国AD法が(a)損害認定を要件としていないとしてGATT第6.1条違反、(b)AD税以外の救済措置を規定しているとしてGATT第6.2条、AD協定第18.1条違反、(c)調査開始要件及び申請の証拠要件に関する規定がないとしてAD協定第4.1、5.1、5.2、5.4条違反、(d) (a)～(c)よりAD協定第18.4条、WTO設立協定第16.4条違反を認め、上級委もこれらをすべて支持した。	AD GATT WTO設立
163. 韓国の政府調達に 係る措置	米国 【EU、日本】	1999/ 2/16 協議要請 5/11 パネル設置要請 6/16 パネル設置 2000/ 5/ 1 パネル報告書配布 6/19 パネル報告書採択	韓国の空港建設機関(KOACA)は政府調達協定の規律の対象であり、その入札方法、国内のパートナー化、不服申立て手続の欠如は、政府調達協定第1条(1)に違反するとの米国の主張に対して、パネルは、①KOACAは韓国が協定附属書において約束した協定の適用対象機関に含まれない、②協定加盟時の適用範囲に関する交渉で、米国に対する韓国の説明が十分ではなかったことは事実だが、米国はその際に更なる確認を行うべきだった、③韓国の措置が協定上の利益を無効化・侵害していることについて米国は十分な説明を行わなかった旨判断した。	政府調達
164. アルゼンチンの履 き物輸入に係る措置	米国 【インドネシア】	1999/ 3/ 1 協議要請 7/15 パネル設置要請 7/26 パネル設置	アルゼンチンの決議1506は、非メルコスール諸国からの履き物輸入にセーフガード義務を課し、更に関税割当数量措置を設けている点で、セーフガード協定第5条(1)、7条(4)、12条に違反するとして米国が申立て。	SG

(DS165～DS169)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
165. 米国のEUからの 特定品目に係る輸入措 置	EU 【ドミニカ、エクアド ル、インド、ジャマ イカ、日本、セント ルシア】	1999/ 3/ 4 協議要請 1999/ 5/11 パネル設置要請 1999/ 6/16 パネル設置 2000/ 7/17 パネル報告書配布 9/12 EUが上級委申立て 12/11 上級委報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択	米国が仲裁の結果(このケースではDS27(EUバナナⅢ案件)に係る対抗措置の規模に関する仲裁)を待たずに制裁措置を賦課することは、DSU第3、21、22、23条及びGATT第1、2、8、11条に違反する、とのEUの主張について、パネルは、米国によるDSBの承認を経ない制裁措置の発動決定はDSU第3.7条(DSBの承認を条件とした対抗措置の発動)、23条(一方的措置の禁止)、22.6条(対抗措置の規模に係る仲裁等)に違反し、措置の発動による輸入手続費用の増カナダはGATT第1条(最恵国待遇)、2条(譲許表に基づく関税賦課)に違反すると判断した。上級委員会はGATT違反に関するパネルの判断を破棄するとともに、DSU第23条違反については、米国の制裁決定は23.2条(a)(DSB承認に基づく制裁決定)には違反するとしたパネルの判断を破棄したが、23.2(c)(対抗措置の規模に関するDSBの承認)、3.7条及び22.6条違反については、これを支持した。	DSU GATT
166. 米国の小麦グルテ ン輸入に係るセーフ ガード措置	EU 【豪州、カナダ、 ニュージーランド】	1999/ 3/17 協議要請 6/ 3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 7/31 パネル報告書配布 9/26 米による上訴 12/22 上級委報告書配布 2001/ 1/19 パネル・上級委報告書採択	1998年6月1日から実施された小麦グルテン輸入に係る数量制限措置は、セーフガード協定第2、4、5、8条、農業協定第4条(2)、GATT第1、19条に違反するとの申立てに対し、上級委は、米国の因果関係の認定はSG協定第4.2(a)、4.2(b)条に違反するとしたパネルの結論を支持した。一方で、上級委は、パネルの解釈を破棄し、調査当局は、SG協定第4.2(a)条に列挙されていない要因でも調査当局が関係を有すると認識した要因も検討する必要があるとし、また、SG協定第4.2(b)条は輸入の増加単独ではなくその他の要因とあわせて重大な損害が発生しているか否かを決定しなければならないとの解釈を示した。また、カナダをSG措置の対象から除外したことについてのSG協定第2.1、4.2違反としたパネルの判断を支持し、米国の通報について12.1(a)、12.1(b)違反としたパネルの判断を支持したが12.1(c)違反のパネルの判断は破棄し違反していないとした。	SG 農業 GATT
167. 米国の加からの牛 肉輸入に関する相殺関 税調査	カナダ	1999/ 3/19 協議要請	1998年12月22日から実施されたカナダからの輸入牛肉に関する対抗関税調査は、補助金協定第1、2、10、11、12条及び農業協定第13条に違反するとしてカナダが申立て。	補助金 農業
168. 南アフリカのイン ドからの特定の薬品に 対するAD関税	インド	1999/ 4/ 1 協議要請	1997年3月26日に決定されたインドからの特定薬品に対するAD関税は、AD協定第2、3、6条及びGATT第1、6条に違反するとしてインドが申立て。	AD GATT
169. 韓国の冷凍牛肉に 関する措置	豪州	(DS161と合併)		

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS170～DS175)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
170. カナダの特許保護 に関する期間	米国	1999/ 5/ 6 協議要請 7/15 パネル設置要請 9/22 パネル設置 2000/ 5/ 5 パネル報告書配布 6/19 カナダ上級委申立て 9/18 上級委報告書配布 10/12 パネル・上級委報告書採択	カナダ特許法が規定する1989年10月1日以前に申請された特許の保護期間が17年であるのは、TRIPs協定第33、62、65、70条等に違反するとの申立てに対し、パネルは、TRIPs協定第70.2条に従い、カナダはTRIPs協定適用の日に特許で保護されていた発明についても、TRIPs協定上の義務の履行が求められるのであり、特許の最低保護期間を20年とするTRIPs協定第33条違反を認めた。上級委もパネルの判断を支持した。	TRIPs
171. アルゼンチンの薬品に対する特許保護期間及び農業化学品に対する試験数値の保護	米国	1999/ 5/ 6 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意通報	アルゼンチンにおける、薬品に対する特許保護の欠如と排他的商業特権を付与する効率的な体制の欠如、及び経過期間における協定との整合性を減ずるような法律等の変更は、TRIPs協定第65条5項に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
172. EUのフライト管理システムの開発に係る措置	米国	1999/ 5/21 協議協議	フランス政府が供与に同意しEUが承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する1億4千万フランの優遇された条件での融資は、GATT及び補助金協定に違反するとして米国が申立て。	GATT 補助金
173. フランスのフライト管理システムの開発に係る措置	米国	1999/ 5/21 協議要請	フランス政府が供与に同意しEUが承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する1億4千万フランの優遇された条件での融資は、GATT及び補助金協定に違反するとして米国が申立て。	GATT 補助金
174. (290). EUの農産物と食糧に関する商標と地域的表示の保護	米国 (174) 豪州 (290) 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、台湾、コロンビア、グアテマラ、インド、メキシコ、ニュージーランド、トルコ】	1999/ 6/ 1 協議要請(「DS290」2003/ 4/17) 2003/ 8/18 パネル設置要請(「DS290」合併) 10/ 2 パネル設置 2005/ 3/15 パネル報告書配布 4/20 パネル報告書採択	EUの地理的表示(GI)保護制度は内国民待遇を確保しておらず、又GIと類似または同一の在先商標に対する効果的な保護を怠っており、TRIPs協定及びGATTに違反するとの米国等の主張について、パネルは、EUの制度が外国GIの保護要件として、当該外国におけるEUのGIへの同等の保護(「同等性及び相互主義要件」)を求めていること等は、TRIPs協定第3.1条及びGATT第3条(内国民待遇)に反するとした一方、既に登録されている商標と同一又は類似のGIの限定的な登録については、TRIPs協定第16.1条に反するが、17条(商標権に係る限定的な例外)によって正当化されるとした。	TRIPs GATT
175. インドの自動車部門における貿易と投資に係る措置	米国 【EU、日本、韓国】	1999/ 6/ 2 協議要請 2000/ 5/15 パネル設置要請 7/27 パネル設置(DS146と同一パネル) 2001/12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立て 3/14 上級委申立て取り下げ 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	インドが自動車会社に要求している①ローカルコンテンツの達成②完成車・部品の輸出額と他製品の輸入額との均衡要求による為替制限、及び③前年の輸出額をベースとした輸出入均衡は、GATT第3、11条及びTRIM協定第2条に違反するとの米国の主張について、パネルはインドによるローカルコンテンツ要求はGATT第3.4条(内国民待遇)に反し、輸出入均衡要求はGATT第11条(数量制限)に違反すると判断した。インドはパネル判断について上級委へ申立てを行ったが、後に新自動車政策の導入を理由に同申立てを取り下げた。	GATT TRIM

(DS176～DS181)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
176. 米国のオムニバス 法第211条	EU 【日本、カナダ、 ニカラグア】	1999/ 6/ 8 協議要請 2000/ 6/30 パネル設置要請 9/26 パネル設置 2001/ 8/ 6 パネル報告書配布 10/ 4 EU上級委申立て 2002/ 1/ 2 上級委報告書配布 2/ 1 パネル・上級委報告書採択	米国のオムニバス法第211条は、 キューバ法により資産等を没収され た商標権者が以前に放棄した商標等 について、米国内での登録・更新を 認めておらず、TRIPs協定第2(パリ 条約2条等)、3、4、15、16、21、 41、42、62条等に違反するとの申立 てに対し、パネルは、オムニバス法 第211条(a)(2)が商標権者の民事手 続の権利を制限しておりTRIPs協定 第42条に違反するとした。これに対 し上級委員会は、オムニバス法第 211条はTRIPs協定第42条には違反 しないとしてパネルの判断を覆した が、商標・商号について最恵国待遇、 内国民待遇を遵守していないとして、 TRIPs協定第2.1(パリ条約8条)、3、 4条違反を認めた。	TRIPs
177、(178). 米国の生 鮮、チルド、冷凍ラム 肉輸入に係るセーフ ガード措置	ニュージーランド (177) 豪州(178) 【豪州、ニュー ジーランド、カナ ダ、EU、アイス ランド、日本】	1999/ 7/16 協議要請(「DS178」 7/30) 10/14 パネル設置要請(「DS178」同日) 11/19 パネル設置(「DS178」と合併) 2000/12/21 パネル報告書配布 2001/ 1/31 米国による上訴 5/ 1 上級委報告書配布 5/16 パネル・上級委報告書採択	米国は、輸入生鮮、チルド、冷凍ラ ム肉に関税割当の様式でセーフガー ド措置を課した。これに対して豪州 及びニュージーランドはSG協定第2、 3、4、5、11条及びGATT協定第1、 2、19条に違反すると申立て。パネ ル及び上級委は、米国は「事情の予 見されなかった発見」について立証 しておらずGATT第19.1(a)条に違 反するとした。また、米国が上流の 産物の生産者も含めて国内産業とみ なしたことはSG協定第4.1(c)条違反 とした。また重大な損害のおそれ について上級委は、米国ITCの調査は 使用したデータについてSG協定第 4.1(c)条の要求を満たしていない為、 SG協定第4.2(a)条に違反するとした。 因果関係の認定については、上級委 は調査当局には「真正かつ相当な関 係」の立証が求められるとして、米 国ITCは因果関係の立証責任を果た していないとの判断を下した。	SG GATT
178. 米国のラム肉輸入 に係るセーフガード措 置	豪州	(DS177と合併)		
179. 米国の韓国産ステ ンレス鋼板(厚板及び 薄板)に対するAD措 置	韓国 【日本、EU】	1999/ 7/30 協議要請 10/14 パネル設置要請 11/19 パネル設置 2000/12/22 パネル報告書配布 2001/ 2/ 1 パネル報告書採択	米国商務省の仮決定及び最終決定は、 ダンピング・マージンの賦課、計算 等に欠陥があり、GATT及びAD協 定に違反するとの申立てに対し、パ ネルは、(a)不必要な通貨の換算を 行っているとしてAD協定第2.4.1条 違反、(b)未払い販売について、非 関連企業への直接販売に関する価格 の比較可能性を確保しない調整を 行っていること、及び関連輸入業者 経由での販売について、輸出価格の 構成のためのものとしては許容され ない調整を行っていると、AD 協定第2.4条柱書違反、(c)複数の期 間の平均値を用いて正常価額と輸出 価格との比較を行っているととして 2.4.2条第1文違反を認めた。	GATT AD
180. 米国のシュガーシ ロップの再分類	カナダ	1999/ 9/ 6 協議要請	米国税関によって提案されているある 種類のシュガーシロップの再分類 はGATT協定第2条及び農業協定第 4条に違反するとしてカナダが申立 て。	GATT
181. コロンビアのタイ 製ポリエステル単繊維 輸入に係るセーフガー ド措置	タイ	1999/ 9/ 7 パネル設置要請 10/27 タイがパネル設置要求取り下げ	コロンビアは1998年10月よりタイ 製ポリエステル単繊維の輸入を一方 的に抑制するセーフガード措置を とっており、繊維及び繊維製品に関 する協定第2条及び6条に違反する としてタイが申立て。	繊維

(DS182～DS189)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
182. エクアドルのメキシコ産灰色ポルトランドセメント輸入に係る暫定的AD措置	メキシコ	1999/10/ 5 協議要請	エクアドルの暫定的AD措置及びそれに先行する行為はAD協定及びGATT協定に違反するとしてメキシコが申立て。	AD GATT
183. ブラジルの輸入ライセンスと最低輸入価格	EU	1999/10/14 協議要請	ブラジルの織物製品等の輸入品に対するライセンス制度と最低価格の設定は、GATT協定、農業協定、ライセンス協定他に違反するとしてEUが申立て。	GATT 農業 ライセン ス
184. 米国の日本製熱延銅板に対するAD措置	日本 【ブラジル、カナダ、チリ、EU、韓国】	1999/11/18 協議要請 2000/ 2/11 パネル設置要請 3/20 パネル設置 2001/ 2/28 パネル報告書配布 4/25 米国による上訴 7/24 上級委報告書配布 8/23 パネル・上級委報告書採択 2005/ 7/20 二国間合意通報	本件AD措置は、損害の認定に際し米国産業への影響及びダンピング・マージンが過大評価されている、調査手続が不公正である、などの点でGATT及びAD協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、①個別ケースに係る入手可能な事実の利用についてAD協定第6.8条違反、②独立当事者間の価格を基準とした正常価額の計算における本国での関連企業への販売の除外決定方式について同2.1条違反、③入手可能な事実完全に基づいているダンピング・マージンのみを調査対象企業以外のダンピング・マージン計算から除外することを義務づけた米国の法令について同9.4、18.4条及びWTO設立協定第16.4条違反を認めた。一方、上級委はパネル判断を概ね支持し、また、損害認定における次工程向け産品市場の扱いに関する米国1930年法の本措置への適用について、AD協定第3.1、3.4条違反を認めた。	AD GATT
185. トリニダードトバゴのコスタリカからのパスタ輸入に関する措置	コスタリカ	1999/11/18 協議要請	トリニダードトバゴのAD調査とそれに先立つ予審、同国の1996年ダンピング防止税及び相殺関税規制はAD協定に違反するとしてコスタリカが申立て。	AD
186. 米国の1930年関税法第337条とその改正	EU	2000/ 1/12 協議要請	米国関税法第337条は1994年にウルグアイ・ラウンド実施法により改正されているが、未だその改正は不十分であり、内国民待遇及びTRIPs協定に違反するとしてEUが申立て。	GATT TRIPs
187. トリニダードトバゴのコスタリカからのパスタ類輸入におけるAD措置	コスタリカ	2000/ 1/17 協議要請	トリニダードトバゴのコスタリカからの当該輸入品に対するAD措置は、GATT協定に違反するとしてコスタリカが申立て。	GATT
188. ニカラグアのホンジュラスとコロンビアからの輸入に対する措置	コロンビア 【カナダ、コスタリカ、EU、ホンジュラス、米国】	2000/ 1/17 協議要請 3/27 パネル設置要請 5/18 パネル設置	ニカラグアが1999年に設置した、ホンジュラス及びコロンビアからの物品及びサービスについての税制は、最恵国待遇他に違反するとしてコロンビアが申立て。	GATT
189. アルゼンチンのイタリアからのセラミック製床タイル輸入に対するAD措置	EU 【日本、トルコ、米国】	2000/ 1/26 協議要請 9/14 パネル設置要請 11/17 パネル設置 2001/ 9/28 パネル報告書配布 11/ 5 パネル報告書採択 2002/12/20 二国間合意通報	本件AD調査及び措置は不適正であり、AD協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、アルゼンチンが、①ダンピング計算のために輸出者から提示された情報の多くを、理由に関する説明もなく無視したことはAD協定第6.8条及び附属書Ⅱに、②サンプルとされた輸出者の個別ダンピング・マージンを算出しなかったことはAD協定第6.10条に、③価格の比較可能性に影響を与える物理的な特性における差異に対して妥当な考慮を払わなかったことはAD協定第2.4条に、④確定的措置を発動するか否かの基礎として考慮した重要な事実を輸出者に公開しなかったことはAD協定第6.9条に違反すると判断した。	AD

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
190. アルゼンチンのブラジル産綿及び綿混合繊維輸入に対する経過的セーフガード措置	ブラジル 【パキスタン、ブラグアイ、米国】	2000/ 2/11 パネル設置要請 3/20 パネル設置 6/30 二国間合意通報	アルゼンチンのブラジル産綿及び綿混合繊維輸入に対する経過的セーフガード措置は、繊維協定第2、6、8条他に違反するとしてブラジルが申立て。	繊維
191. エクアドルのメキシコ産セメントに対するアンチ・ダンピング措置	メキシコ	2000/ 3/15 協議要請	エクアドルのメキシコ産セメントに対する最終的なAD措置は、AD協定第1～9、12、18条他に違反する。	AD
192. 米国のパキスタン産綿製紡績糸に係る経過的セーフガード措置	パキスタン 【EU、インド】	2000/ 4/ 3 協議要請、パネル設置要請 6/19 パネル設置 2001/ 5/31 パネル報告書配布 7/ 9 米が上級委申立て 10/ 8 上級委報告書配布 11/ 5 パネル・上級委報告書採択	米国のパキスタン産綿製紡績糸に係る経過的セーフガード措置は、同措置発動の要件(繊維協定第6条2、3、4及び7項)を満たしていないので、上記各条項に違反するとの申立てに対して、パネル及び上級委は、米国の垂直統合された生産者が自己消費する場合を国内産業から除外したことは繊維協定第6.2条違反であると認定した。また、重大な損害の帰責分析については、米国がメキシコからの輸入の効果を個別に検討しなかったことは繊維協定第6.4条に違反すると認定した。なお、上級委は、国内当局の措置決定時に存在しなかった証拠をパネルが考慮したことはDSU第11条に違反しているとの判断を示した。	繊維
193. チリのメカジキの輸送及び輸出に対する措置	EU	2000/ 4/19 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 12/12 パネル設置 2003/11/12 二国間合意通報 2007/12/13 パネル設置停止を継続	チリ漁業法第165項を基礎として設立された、チリの漁港におけるメカジキ陸揚げの禁止は、GATT第5条及び11条に違反するとしてEUが申立て。	GATT
194. 米国の輸出制限を補助金として扱う措置	カナダ 【豪州、EU、インド】	2000/ 5/19 協議要請 8/ 4 パネル設置要請 9/11 パネル設置 2001/ 6/29 パネル報告書配布	米 国 の SAA (Statement of Administrative Action) 他は、他国の輸出制限措置を資金面での貢献と扱うものであり、これらは補助金協定 第1.1、10、11、17、19、32.1、32.5条及びマラケシュ協定第16.4条に違反するとの申立てに対し、パネルはこの紛争で定義された輸出制限は補助金協定第1.1(a)の資金面での貢献になり得ず、また、米国の1930年関税法第771(5)(B)(iii)条は補助金協定第1.1条に違反しないと判断した。	補助金
195. フィリピンの自動車開発計画(MVDP)	米国 【インド、日本】	2000/ 5/23 協議要請 10/12 パネル設置要請 11/17 パネル設置(結局パネルは編成されず終了)	フィリピンの自動車開発計画は、貿易関連投資措置協定第8条、補助金協定第4条及び30条に違反するとして米国が申立て。	補助金
196. アルゼンチンの特許及び試験データ保護	米国	2000/ 5/30 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意通報	アルゼンチンは、医薬品等の秘密試験やデータに対する保護を怠っている等、TRIPs協定第27、28、31、34、39、50、62、65及び70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
197. ブラジルの最低輸入価格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請	ブラジルの最低輸入価格措置は、関税評価協定第1～7条及び12条、輸入許可手続に関する協定第1～3条、繊維協定第2～7条及び農業協定第4条2項に違反するとして米国が申立て。	関税評価 ライセンス 繊維 農業
198. ルーマニアの最低輸入価格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 9/26 二国間合意通報	ルーマニアの農産品、衣服類、蒸留酒等に対する最低又は最高輸入価格の設定は、関税評価1～7条及び12条、農業協定第4条2項及び繊維協定第2条及び7条に違反するとして米国が申立て。	関税評価 繊維 農業

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

(DS199～DS200)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
199. ブラジルの特許保 護	米国 【ドミニカ共和国、 ホンジュラス、イ ンド、日本】	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 1/ 9 パネル設置要請 2/ 1 パネル設置 7/19 二国間合意通報	ブラジルの1996年工業所有権法は、 TRIPs協定第27条、28条に違反する として米国が申立て。	TRIPs
200. 米国の1974年通 商法第306条改正	EU	2000/ 6/ 5 協議要請	米国の1974年通商法第306条はアフ リカCBI法第407条により改正され、 譲許停止品目を定期的に変えること を一方的に義務づけている。これは、 DSU第3条2項、21条5項、22条及 び23条に違反するとしてEUが申立 て。	DSU

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
201. ニカラグアのホン ジュラスとコロンビア からの輸入に対する措 置	ホンジュラス	2000/ 6/ 6 協議要請	ニカラグアが1999年に設置した、ホンジュラス及びコロンビアからの物品及びサービスについての税制は、GATT第1、2条及びサービス協定第2、16条に違反するとしてホンジュラスが申立て。	GATT GATS
202. 米国のラインパイ プ輸入に係るセーフ ガード措置	韓国 【豪州、カナダ、 EU、日本、メキシ コ】	2000/ 6/15 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/22 パネル設置 2001/10/29 パネル報告書配布 11/19 米国による上訴 2002/ 2/15 上級委員報告書配布 3/ 8 パネル・上級委員報告書採択	米国のラインパイプ輸入についてSG措置発動に至る手続と決定及び同措置自体がSG協定第2、3、4、5、7、8、9、12条及びGATT第1、13、19条に違反するとの申立てに対して、パネルはGATT第132条、19条及びSG協定第3.1、4.2(b)、4.2(c)、8.1、9.1及び12.3条に違反すると認定した。これに対して上級委員は、損害認定について重大な損害若しくはそのおそれのいずれかについて個別に認定をしなければならないと判断したパネル判断を覆し、「重大な損害又はそのおそれがある」と認定した米国ITCの認定はSG協定と整合的であるとした。SG調査対象国とSG措置の適用国との適応関係(パラレルイズム)については、上級委員は、NAFTA国からの輸入を調査対象として損害認定をしながら、SG措置の発動ではNAFTA国を対象から外したことはSG協定第2、4条に違反するとした。	GATT SG
203. メキシコの米国産 輸入豚に対するアン チ・ダンピング措置	米国	2000/ 7/10 協議要請	メキシコは1999年10月に米国からの生きた豚に対してAD調査を行い、その結果、同措置を実施したが、これはSPS、農業、TBT、ADの各協定に違反するとして米国が申立て。	SPS 農業 TBT AD
204. メキシコの電気通 信サービスに対する措 置	米国 【日本、EU、カナ ダ、豪州、ブラジ ル、キューバ、グア テマラ、ホンジュ ラス、インド、ニカ ラグア】	2000/ 8/17 協議要請 11/10 パネル設置要請 2002/ 4/17 パネル設置 2004/ 4/ 2 パネル報告書配布 6/ 1 パネル報告書採択	パネルはメキシコが電気通信サービス分野において反競争的で差別的規制維持したことは自由化約束違反(参照文書1.1不履行)、また、越境基本電気通信サービスの供給をコストに見合う合理的なレートで認めてこなかったことも約束違反(参照文書2.2(b)不履行)と判断。ただし、国内に拠点を持たずかつ回線設備を保有しない形での外国事業者の墨における専用回線利用の禁止措置は墨の自由化約束に違反しないと判断した。	GATS
205. エジプトの大豆油 入りツナ缶の輸入禁止 措置	タイ	2000/ 9/22 協議要請	エジプトによるタイからの大豆油入りツナ缶輸入禁止は、GATT第1、11及び13条、またSPS協定第2、3、5及び附属書Bに違反するとしてタイが申立て。	GATT SPS
206. 米国のインドから の鋼板に対するアン チ・ダンピング措置及 び相殺関税措置	インド 【チリ、EU、日本】	2000/10/ 4 協議要請 2001/ 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2002/ 6/28 パネル報告書配布 7/29 パネル報告書採択	本件AD措置に係る米国商務省(DOC)の課税決定、国際貿易委員会(ITC)の損害認定、ファクト・アベイラブル(FA)に関するDOC規則の適用等はGATT、AD協定、補助金協定、WTO設立協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、DOCが米国販売価格についての情報を用いず、FAにのみ基づいてダンピング認定をしたことはAD協定第6.8条及び附属書IIパラグラフ3に違反すると結論した。他方、FAに関する修正1930年関税法776条(a)、782条(d)、(e)の規定自体は、AD協定第6.8条、附属書IIに違反していないとされた。	AD 補助金 GATT WTO設立

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS207～DS212)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
207. チリの農産物に対する価格拘束制度及びセーフガード措置	アルゼンチン 【豪州、ブラジル、コロンビア、コストリカ、EU、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、日本、ニカラグア、パラグアイ、ベネズエラ、米国】	2000/10/ 5 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 3/12 パネル設置 2002/ 5/ 3 パネル報告書配布 6/24 チリ上級委申立て 9/23 上級委報告書配布 10/23 パネル・上級委報告書採択 2005/12/29 パネル設置要請(履行確認) 2006/ 1/20 パネル設置(履行確認) 12/ 8 パネル報告書配布(履行確認) 2007/ 2/ 5 チリによる上級委申立て(履行確認) 5/ 7 上級委報告書配布(履行確認) 5/22 パネル・上級委報告書採択(履行確認)	チリによる小麦、小麦粉及び食用植物油の輸入に関する価格拘束制度及びSG措置について、前者はGATT第2条及び農業協定第4条、また後者はSG協定及びGATT第19条に違反するとアルゼンチンが申立て。パネルは、チリの価格拘束制度は農業協定第4.2条及びGATT第2条に違反していると認定。他方、上級委は農業協定違反についてはパネル判断を支持したものの、GATT第2条違反は認めなかった。またパネルは、チリのSG措置はGATT第19.1(a)条とSG協定第2、4、5条に違反すると認定した(SG措置については上級委申立てせず)。DSU第21.5条パネルは、チリによる価格拘束制度や各種課徴金制度に類似する国境措置の維持は、農業協定第4.2条に反しているとし、チリはDSBによる勧告を履行していない旨判断した。DSU第21.5条上級委は、農業協定第4条等の違反を認定した。	農業協定 GATT SG
208. トルコの鉄管継手に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル	2000/10/ 9 協議要請	トルコによるブラジルからの鉄管継手に対するAD課税は、調査開始、調査方法、ダンピングと被害の関係の評価や決定、及び課税賦課につき、GATT第6条及びAD協定第2、3、5、6、15条に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT AD
209. EUのインスタントコーヒーに影響を与える措置	ブラジル	2000/10/12 協議要請	EUのブラジル産インスタントコーヒーに対するGSP適用の引き下げ、及び1999年1月の適用廃止はGATTの授權条項に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT
210. ベルギーのコメに対する関税措置の実施	米国 【インド、日本】	2000/10/12 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 3/12 パネル設置 7/26 パネル停止 12/18 二国間合意通報	ベルギーが1997年7月に導入した米に関する関税制度は、関税評価協定、TBT協定及び農業協定に違反するとして米国が申立て。	関税評価 TBT 農業
211. エジプトのトルコからの鉄鋼に対するアンチ・ダンピング措置	トルコ 【チリ、EU、日本、米国】	2000/11/ 6 協議要請 2001/ 5/ 3 パネル設置要請 6/20 パネル設置 2002/ 8/ 8 パネル報告書配布 10/ 1 パネル報告書採択	エジプトのAD措置は適切な調査に基づいておらず、GATT及びAD協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、損害認定にあたり、AD協定第3.4条に列挙されている要因をすべて考慮しなかったことによる同条違反、トルコの輸出企業2社に対して説明なくファクト・アベイラブル(FA)を利用したことに関するAD協定第6.8条及び附属書Ⅱパラグラフ6違反を認めた。	AD GATT
212. 米国のEUからの輸入品に対する相殺関税措置	EU 【ブラジル、中国、インド、韓国、メキシコ】	2000/11/10 協議要請 2001/ 8/23 パネル設置要請 9/10 パネル設置 2002/ 7/31 パネル報告書配布 9/ 9 米国上級委申立て 12/ 9 上級委報告書配布 2004/ 3/19 協議要請(履行確認) 9/27 パネル設置(履行確認) 2005/ 8/17 パネル報告書配布(履行確認)	米国の相殺関税措置の賦課継続は、補助金協定第1、10、14、19、21条に違反するとの申立てに対して、パネル及び上級委は民営化後の利益継続の認定については10、14、19、21.1、21.2、21.3条違反であると認定した。ただし、上級委は、民営化前の補助金による利益の民営化後の継続については、独立当事者間の公正な価格での民営化が民営化前の補助金利益を必ず消滅させるというパネル認定を破棄して消滅させると推定することができるとした。DSU第21.5条パネルは、なお一部について補助金協定違反であると認定した。	補助金

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
213. 米国のドイツからの鉄鋼板に対する相殺関税措置	EU 【日本、ノルウェー】	2000/11/10 協議要請 2001/ 8/10 パネル設置要請 2001/ 9/10 パネル設置 2002/ 7/ 3 パネル報告書配布 8/30 米国上級委員申立て 11/28 上級委員報告書配布	米国は、ドイツからの腐食防止鉄鋼製品に対して1993年より相殺関税措置を開始し、2000年8月のサンセットレビューにおいてもその継続を決定した。本件は、補助金協定第10、11、21条に違反するとの申立てに対し、パネル及び上級委員は、米国法令は第21.3条違反に違反しないとした。また、上級委員は、サンセットレビューのデミニマス基準についてのパネルの認定を破棄し、デミニマス基準の準用を否定した。	補助金
214. 米国の鉄鋼製品及び溶接ラインパイプに対するセーフガード措置	EU 【アルゼンチン、カナダ、日本、韓国、メキシコ】	2000/12/ 1 協議要請 2001/ 8/ 8 パネル設置要請 9/10 パネル設置(結局パネルは編成されず終了)	米国の1974年通商法第201及び202条は、輸入増加と損害の因果関係の決定に関する規定においてセーフガード協定第4、5条に違反し、また、NAFTA実施法第311条は同協定の2、4、5条に違反し、これら両規定は、最恵国待遇違反でもある、としてEUが申立て。	SG GATT
215. フィリピンからの合成樹脂に対するアンチ・ダンピング措置	韓国	2000/12/15 協議要請	フィリピンの韓国からの合成樹脂に対するAD措置は、ダンピング・マージンの分析、収集及び賦課、また同種の産品、ダンピング、損害及び因果関係の結論の出し方に問題があり、AD協定第2、3、5、6、7、9、12及び附属書Ⅱに違反するとして韓国が申立て。	AD
216. メキシコの電気変圧器に対するアンチ・ダンピング暫定措置	ブラジル	2000/12/20 協議要請	メキシコが2000年7月に行ったブラジルからの電気変圧器に対するAD上の暫定措置は、AD協定第5条2、3、8条、6条8項、7条1項 i、ii 及び附属書Ⅱに違反するとしてブラジルが申立て。	AD
217、(234). 米国1930関税法改正条項(通称：バード条項)	217: 豪州、ブラジル、チリ、EU、インド、インドネシア、日本、韓国、タイ 【アルゼンチン、カナダ、コスタリカ、香港、イスラエル、メキシコ、ノルウェー】 234: カナダ、メキシコ 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、コスタリカ、EU、香港、インド、インドネシア、イスラエル、日本、韓国、ノルウェー、タイ】	2000/12/21 協議要請(「DS234」2001/ 5/21) 2001/ 7/12 パネル設置要請(「DS234」8/10) 9/10 パネル設置(DS234と合併) 2002/ 9/16 パネル報告書配布 10/18 米国上級委員申立て 2003/ 1/16 上級委員報告書配布 2004/ 1/15 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請(日本、EU、韓国、ブラジル、インド、チリ、墨、カナダ) 1/23 米国のDSU第22.6仲裁の要請 2004/ 8/31 対抗措置申請仲裁判断発出 11/10 7か国・地域が対抗措置の内容を申請(日、EU、韓、加、墨、印、ブラジル) 11/26 対抗措置の内容承認 12/ 6 チリが対抗措置の内容を申請 12/17 チリの対抗措置の内容承認 12/23 豪州、米国と合意 2005/ 1/ 7 タイ、米国と合意 1/11 インドネシア、米国と合意 4/29 EU、カナダが対抗措置の内容を申請 8/18 日本が対抗措置の内容を申請 2006/ 4/28 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 8/22 日本、新たな対抗措置品目リストを申請 2007/ 4/19 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2007/ 8/23 日本、対抗措置を2007/9/1より一年間延長を表明 2008/ 8/29 日本、対抗措置を2008/9/1より一年間延長を表明 2009/ 8/14 日本、対抗措置を2009/9/1より一年間延長を表明	バード修正条項は、関税当局が徴収した相殺関税、AD税に相当する額を、影響を受けた生産者に対して配分することを規定しており、AD協定、補助金協定、GATT及びWTO設立協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、本条項はAD及び補助金協定上許容される措置に該当しないため、AD協定第18.1、18.4条、補助金協定第32.1、32.5条、GATT第6.2、6.3条及びWTO設立協定第16.4条違反、また、AD調査申請支持のインセンティブとなるとして、AD協定第5.4条、補助金協定第11.4条違反を認めた。一方上級委員は、同条項がAD調査申請支持のインセンティブとなりAD協定第5.4条、補助金協定第11.4条に違反するとのパネル判断を否定し、AD協定第18.1、18.4条、補助金協定第32.1、32.5条及びWTO設立協定第16.4条違反についてはパネル判断を支持した。	AD 補助金 GATT WTO

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS218～DS223)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
218. 米国のブラジルからの鉄鋼製品に対する相殺関税賦課	ブラジル	2000/12/21 協議要請	米国は、国内相殺関税法に従い、ブラジルの民営化企業が民営化前に受けた補助金の利益に対して相殺関税を賦課し続けており、この行為は、補助金協定第1、10、11、14、19、21条に違反するとしてブラジルが申立て。	補助金
219. EUのブラジルからの可鍛鉄管継手に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル 【チリ、日本、米国】	2000/12/21 協議要請 2001/ 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2003/ 3/ 7 パネル報告書配布 4/23 ブラジルによる上訴 7/22 上級委報告書配布 8/18 パネル・上級委報告書採択	本件AD措置に係る調査及び評価はAD協定第1～7、9、11、12、15条及びGATT第6条に違反するとの申立てに対し、パネルは、「ゼロインク」に関するAD協定第2.4.2条、「損害関連要因の公開」に関するAD協定第12.2条及び12.2.2条違反を認めた。一方上級委は、パネル判断を概ね支持したが、損害認定に関する情報公開についてAD協定第6.2、6.4条に違反していないとしたパネル判断を破棄し、同条違反を認めた。	AD
220. チリの農産品に対する価格拘束制度及びセーフガード措置	グアテマラ	2001/ 1/ 5 協議要請	チリの農産品に対する価格拘束制度及びセーフガードに関する国内法、セーフガード調査及び発動、またその対象品目の拡大要求は、GATT条、農業協定第4条、及びセーフガード協定第2、3、4、5、68、12条等に違反するとしてグアテマラが申立て。	GATT 農業 SG
221. 米国のウルグアイ・ラウンド合意実施法129条(c)(1)	カナダ	2001/ 1/17 協議要請 7/13 パネル設置要請 8/23 パネル設置 2002/ 7/15 パネル報告書配布 8/30 パネル報告書採択	米国のウルグアイ・ラウンド合意実施法(URAA)及びその解釈指針(SAA)の下では、DSBにおいてWTO協定違反とされたAD又は相殺関税措置について、DSBの勧告に整合的な形でこれを課すことを規定しており、これは過去にダンピング認定が行われた未精算の輸入案件についてオリジナル調査とは異なるルールによる行政見直しと、これに基づくAD・CVDの適用を義務づけるものであり、DSU、AD協定、補助金相殺協定及びGATTの諸規定に違反するとのカナダの主張について、パネルは、URAA及びSAAはカナダが問題としている措置(未精算の過去の輸入に対する修正ルールの適用)を義務づけておらず、WTO諸規定には違反しないとして、カナダの主張を全面的に退けた。	DSU
222. カナダの地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証	ブラジル 【豪州、EU、インド、米国】	2001/ 1/22 協議要請 3/ 1 パネル設置要請 3/12 パネル設置 2002/ 1/28 パネル報告書配布 5/23 補助金協定第4.10条及びDSU第22.2条に基づく対抗措置の承認申請 12/23 仲裁人の報告(秘密版)の送付 2003/ 2/17 仲裁人の報告(非秘密版)の配布	加政府及び政府関連企業からの加地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証は、輸出補助金に該当し補助金協定第3条に違反するとの申立てに対し、パネルは、補助金協定附属書I(k)で正当化されないと判断したものも含めて一部の制度につき補助金協定第3.1(a)条違反を認め、補助金協定第4.7条に基づき90日以内に廃止することを勧告した。カナダはこの勧告履行を拒否したので、ブラジルは対抗措置の申請をし、仲裁人はカナダの履行を促すため2割増しの対抗措置の規模を認定した。	補助金
223. EUの米国からのコーングルテン飼料に対する関税割当	米国	2001/ 1/25 協議要請	EUは小麦グルテンケースのDSB採択をもって米国産コーングルテン飼料に対する関税割当が実施可能になったとしているが、本件は必要な手続を満たしておらず、SG協定第8条、及びGATT第1条、2条、14条に違反するとして米国が申立て。	SG GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
224. 米国の特許法	ブラジル	2001/ 1/31 協議要請	米国特許法(18章他)は、政府の助成を受けた発明に関する特許権につき制限を行っており、TRIPs協定第27、28条、TRIM協定第2条、内国民待遇及び数量制限に違反するとしてブラジルが申立て。	TRIPs TRIM GATT
225. 米国のイタリアからのシームレスパイプに対するアンチダンピング措置	EU	2001/ 2/ 5 協議要請	イタリアからのシームレスパイプに関する2000年11月のDOCによるAD賦課継続とのサンセットレビュー最終決定、及びサンセットレビュー開始は、AD協定第5.8、11.1、11.3、18.4及びマラケシュ協定第16.4に違反するとしてEUが申立て。	AD WTO設立
226. チリの混合食用油に対する暫定セーフガード措置	アルゼンチン	2001/ 2/19 協議要請	チリは本年1月に輸入混合食用油に対し暫定セーフガード措置を適用したが、本件はSG協定上の事前の協議を行っておらず、また、同種の又は直接競合産品の定義や、決定基準が不明確であること等から、GATT条及びSG協定第2、4、6、12条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	GATT SG
227. ベルールのタバコ税	チリ	2001/ 3/ 1 協議要請 5/ 3 パネル設置要請 6/24 パネル設置 7/12 チリがパネル取り下げ	1999年9月に修正された一般販売税は選択的な消費税について規定しており、本規定はベルーブランドのタバコに比べて、輸入タバコに対して高い税金を課しており、GATT第3条2項(内国民待遇)に違反するとしてチリが申立て。	GATT
228. チリの砂糖に対するセーフガード措置	コロンビア	2001/ 3/15 協議要請	チリの砂糖に対するセーフガード措置は、2000年1月の決定及び同年11月の延長決定において、SG協定第2、3、4、5、7、9、12及びGATT第19条が求めている諸手続に違反しているとしてコロンビアが申立て。	SG GATT
229. ブラジルのインドからのジュート製靴に対するアンチダンピング措置	インド	2001/ 4/ 9 協議要請	ブラジルのインド産ジュート靴に対するAD措置は、存在しないインド企業に関するデータに基づいたAD措置継続の決定や、その決定に関する再考の拒否、生産コスト・国内販売価格・輸出価格等の新たな証拠の無視、等がGATT第6条及び10条AD協定各条項及びWTO設立協定第16条に違反するとしてインドが申立て。	GATT AD WTO設立
230. チリの砂糖に対するセーフガード措置と譲許表の修正	コロンビア	2001/ 4/17 協議要請	チリの砂糖に対するセーフガード措置とその延長決定、及び当該砂糖の譲許表修正の交渉においてチリがコロンビアを実質的利害関係無しとしたことは、SG協定第2、3、4、5、7、9、12、GATT第2、14、28条等に違反するとしてコロンビアが申立て。	SG GATT
231. EUのイワシの表示	ベルー 【カナダ、チリ、 コロンビア、エク アドル、ベネズエ ラ、米国】	2001/ 3/20 協議要請 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2002/ 5/29 パネル報告書配布 6/28 EUによる上級委申立て 9/26 上級委報告書配布 10/23 パネル・上級委報告書採択	EU欧州理事会規則はヨーロッパマイワシ(Sardina pilchardus)から製造されたイワシ製品のみ、保存イワシ(preserved sardines)と表示することを認め、ベルーから輸出されたイワシ(Sardinops sagax)について「イワシ」の表示を使うことを認めていないことはTBT協定第2、12条、GATT第1、3、11.1条に違反するとのベルーの主張について、パネルは、EU規則はイワシ製品の表示に関する国際規格(Codex規格)に整合的ではなく、国際規格への準拠を規定したTBT協定第2.4条に違反しており、また、同条の例外的な適用除外についてEUは十分な立証を行わなかったと判断した。上級委員会は、2.4条の例外的な適用除外についてはベルー側にEUの措置がこれに該当しないことについての立証義務があったとしたが、その他はパネルの判断をおおむね支持した。	GATT TBT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS232～DS238)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員会の概要	関連協定
232. メキシコのマッチ の輸入に関する措置	チリ	2001/ 5/21 協議要請 2004/ 2/ 2 協議取り下げ	メキシコはマッチの素材及びその廃棄物について環境の観点も含めたリスト化や、輸送の規定等を定めているが、これらはチリ製マッチのマーケットアクセスを阻害しており、TBT協定第1、2、5条、ライセンス協定第1、3、5条及び内国民待遇に違反するとしてチリが申立て。	TBT ライセン ス GATT
233. アルゼンチンの医薬品輸入に関する措置	インド	2001/ 5/25 協議要請	アルゼンチンが医薬品の輸入に関し、輸出国をannexI、IIにリスト化し、それぞれに異なった検査や許可等を要求するのは、TBT協定第2、5、12条、最恵国待遇、内国民待遇及びWTO設立協定第16.4に違反するとしてインドが申立て。	TBT GATT WTO設立
234. 米国1930関税法 改正条項(通称：バード条項)	カナダ、メキシコ	(DS217と合併)		
235. スロバキアの砂糖 の輸入に対するセーフ ガード措置	ポーランド	2001/ 7/11 協議要請 2002/ 1/11 二国間合意通報	スロバキアの砂糖の輸入に対するセーフガード措置は、セーフガード協定に定められた調査手続、損害の決定、適用期間及びセーフガード委員会への通報等に不備があり、同協定の3条1、4条2(b)、5条2(a)、7条4、12条1(b)、1(c)、3にそれぞれ違反するとしてポーランドが申立て。	SG
236. 米国のカナダから の軟材に対する仮決定	カナダ 【EU、インド、日本】	2001/ 8/21 協議要請 10/25 パネル設置要求 12/ 5 パネル設置 2002/ 9/27 パネル報告書配布 11/ 1 パネル報告書採択 2006/10/12 二国間合意通報	2001年8月の米国商務省によるカナダからの軟材に対する相殺関税仮決定及び危機的な事態の仮決定は、GATT第6条3及び補助金協定第1、2、10、14、17、10、21条に違反する。また、米国の相殺関税措置に関するレビューについてはGATT条3及び補助金協定第10、19、21、32条にそれぞれ違反しており、本件についてはDSU第4条8による緊急な協議を求めるとの申立てに対して、パネルは、カナダの立木伐採権の付与制度は補助金協定第1.1(a)に該当するとして上で、米国の調査は補助金協定第1.1(b)、10、14、14(d)、17.1(b)条違反であると判断した。	SG GATT
237. トルコの生鮮果物 に関する輸入手続	エクアドル 【コロンビア、EU、 米国】	2001/ 8/31 協議要請 2002/ 6/14 パネル設置要請 7/29 パネル設置 11/22 二国間合意通報	トルコの生鮮果物に関する輸入手続は、トルコ農業省による書類の発行を求めており、本手続はGATT第2、3、8、10、11条、SPS協定第2.3、8、附属書B、C、ライセンシング協定第1条、農業協定第4条、及びサービス協定第6、17条にそれぞれ違反するとしてエクアドルが申立て。	GATT SPS ライセン ス 農業 GATS
238. アルゼンチンの桃 缶の輸入に関するセーフ ガード措置	チリ 【EU、パラグアイ、 米国】	2001/ 9/14 協議要請 12/ 6 パネル設置要求 2002/ 1/18 パネル設置 2003/ 2/14 パネル報告書配布 4/15 パネル報告書採択 2004/ 1/23 アルゼンチン、2003/12/31に問題のセーフガード措置を撤廃したことを表明	アルゼンチンの桃缶の輸入に対するSG措置に関する調査は、「事前の予見されなかった発展」の要件を満たしておらず、また国内産業への損害についての証拠がない等不備があり、SG協定第2、3、4、5、12条及びGATT第19.1条に違反するとの申立てに対し、パネルは、「予見されなかった発展」についてのGATT第19.1(a)条違反であると認定。また、アルゼンチン当局による輸入増カナダの認定は不十分でありGATT第19.1(a)条、SG協定第2.1、4.2(a)条違反、また重大な損害のおそれについてアルゼンチン当局は、関連するすべての要因を検討していないことや重大な損害が明らかに差し迫ったものでないこと等から、GATT第19.1(a)条、SG協定第2.1、4.1(b)、4.2(a)条違反であると認定。	SG GATT

(DS239～DS243)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
239. 米国のアンチ・ダンピングの適用方法に関する措置	ブラジル	2001/ 9/17 協議要請 11/ 1 9月のリクエストをキャンセル、 新規協議要請	米国商務省は、AD協定に定められる2% (デミニマス) ルールをダンピング調査にのみ適用し、レビューには0.5%を適用しており、AD協定第5.8、11.1、18.3条等に違反するとしてブラジルが申立て。	AD
240. ルーマニアの小麦及び小麦粉の輸入制限	ハンガリー	2001/10/18 協議要請 11/27 パネル設置要求 12/20 パネル設置要求取り下げ	ルーマニアは2001年7月より、小麦及び小麦粉の輸入に対して品質要件を課し、それを満たさないものについては輸入を禁止している。本件はGATT第11条1項(数量制限の一般的禁止)違反、かつ国内の同産品には本要件を課していないことから、GATT第3条(内国民待遇)違反であるとしてハンガリーが申立て。(本件についてハンガリーはDSU第4条8による緊急な協議を要請)	GATT
241. アルゼンチンのブラジルからの家禽に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル 【カナダ、チリ、EU、グアテマラ、パラグアイ、米国】	2001/11/ 7 協議要請 2002/ 2/25 パネル設置要請 4/17 パネル設置 2003/ 4/22 パネル報告書送付 5/19 パネル報告書採択	本件AD措置は、調査手続、AD税の賦課及び課税価格の決定につき、AD協定第1～6、9、12条、関税評価協定第1、7条及びGATT第6条に違反するとの申立てに対し、パネルは、本件AD措置に係る、調査開始に関する決定・申請拒否・通知、質問への回答期限、知られている輸出者への申請書提示、輸出者から提示された価格データの扱い、個別のダンピング・マージン算出、正常価額算出における運送費等の相違に対する妥当な考慮、物理的特性の相違への対応、加重平均に基づく正常価額の算出、損害認定における客観的な検討・経済的要因や指標の考慮及びダンピングでない輸入の扱いについて、AD協定第2.4、2.4.2、3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、5.1、5.8、6.1.1、6.1.3、6.8条及び附属書II、12.1条違反を認めた。	AD 関税評価 GATT
242. EUの一般特惠	タイ	2001/12/ 7 協議要請	2001年11月14日付で修正された、2002年1月から2004年12月までのEUの一般特惠は、GATT第1条(最恵国待遇)及び授權条項に違反するとしてタイが申立て。	GATT
243. 米国の繊維製品及び衣類に関する原産地規則	インド 【バングラディシュ、中国、EU、パキスタン、フィリピン】	2002/ 1/11 協議要請 5/ 7 パネル設置要求 6/24 パネル設置 2003/ 6/20 パネル報告書配布 7/21 パネル報告書採択	米国の繊維製品及び衣類に関する非特惠分野の原産地規則(ウルグアイ・ラウンド実施法(URAA)第334条等)改正案は、繊維製品の付加価値又は製品の品質の変化に関係のない基準に基づき原産地を決定するもので、米国内産業の保護を目的に利用されており、原産地規則協定第2条(b)(c)(d)(e)に違反するとのインドの主張について、パネルは、原産地規則協定第2条(b)(貿易上の目的を追求する手段としての原産地規則の利用)違反についてインドはURAA334条の国内産業保護の効果を立証できておらず、また、334条は原産地規則協定第2条(c)が禁止する貿易歪曲効果を持つ規則とは見なし得ないこと等から、インドの主張を全面的に退ける判断を行った。	原産地

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS244～DS247)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
244. 米国の日本製表面 処理銅板へのアンチ・ ダンピング措置に対す る サン セ ッ ト ・ レ ビ ュー	日本 【ブラジル、カナダ、 チリ、EU、インド、 韓国、ノルウェー】	2002/ 1/30 協議要請 4/ 4 パネル設置要請 5/22 パネル設置 2003/ 8/14 パネル報告書配布 9/15 日本による上訴 12/15 上級委報告書配布 2004/ 1/ 9 パネル・上級委報告書採択	本件AD措置に関する米国商務省(DOC)及び国際貿易委員会(ITC)の判断について、十分な証拠のないサンセットレビュー手続の自動開始、不当に高いAD措置撤回基準、不適切なダンピングマージンによる認定及び不適切な累積判断がGATT第6、10条、AD協定第2、3、5、6、11、12、18.4条及び同附属書II及びWTO設立協定第13条に違反するとの申立てに対し、パネルはこれらを退けた。上級委は、申立てにおける法的主張を一部認めたものの、パネルの事実認定が不十分なこと等から、米国の本判断がWTO協定不整合であるとは判断できないとした。	AD
245. 輸入リングに係る 検疫措置	米国 【豪州、ブラジル、 中国、台湾、EU、 ニュージーランド】	2002/ 3/ 1 協議要請 5/22 パネル設置要請 6/ 3 パネル設置 2003/ 7/15 パネル報告書配布 8/28 日本による上訴 11/26 上級委員会報告書配布 12/10 パネル・上級委員会報告書採択 2004/ 7/30 パネル設置(履行確認) 2005/ 6/23 パネル報告書配布(履行確認) 7/30 パネル報告書採択(履行確認) 9/ 2 二国間合意通報	1994年以降日本が課している、火傷病の可能性のある米国産リング(火傷病が検出された場所の近隣の果樹園のリングを含む)への検疫措置(火傷病完全無病園地の指定、輸出園地周囲への衝地帯の設置、年3回の園地検査の実施等)は、GATT第6条、SPS協定第2.2、2.3、5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条、附属書B、農業協定第14条に違反するとの米国の主張について、パネルは日本の措置は十分な科学的根拠に基づいておらずSPS協定第2.2条(科学的根拠に基づく措置の実施)に違反するとともに、5.7条(科学的根拠が不十分な場合の国際的な衛生植物検疫措置の参照)の要件を満たしておらず、5.1条の規定する危険性評価にも基づいていない旨判断した。上級委員会も上記パネルの判断を全面的に支持した。日本は2004年6月末までのDSB勧告の履行に合意したが、米国は期限内に履行が行われなかったとして履行パネルの設置を要請、パネルは日本の改正検疫措置は依然としてSPS協定第2.2、5.1条に違反すると判断した。日本は2005年8月に問題の措置を改正した。	GATT SPS 農業
246. EUの開発途上国 に対する差別的関税	インド 【ボリビア、ブラジ ル、コロンビア、コ スタリカ、キューバ、 エクアドル、エルサ ルバドル、グアテマ ラ、ホンジュラス、 モリシャス、ニカ ラグア、パキスタン、 パナマ、パラグアイ、 ペルー、スリランカ、 ベネズエラ、米国】	2002/ 3/ 5 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2003/ 1/27 パネル設置 12/ 1 パネル報告書配布 2004/ 1/ 8 上級委申立て 4/ 7 上級委報告書配布 4/20 パネル・上級委報告書採択	EUによる特惠関税制度(麻薬の生産及び取引の撲滅を目的とした、特定開発途上国からの輸入品に対する特惠付与)は、GATT第1条の最恵国待遇等を無効化・侵害しているとのインドの主張について、パネルは、EUの措置がGATT第1.1条に反することをインドが立証した一方で、EUは同措置がGATT第20条(b)(生命・健康の保護を目的とする措置の一般的例外)に該当すること及び開発途上国に対する特別な待遇を認めた授權条項により正当化できることを立証できなかったとして、インドの主張を認めた。上級委員会は授權条項に関するパネルの解釈を一部破棄したものの、その他のパネルの判断についてはこれを支持した。	GATT
247. 米国のカナダから の軟材に対する暫定的 アンチ・ダンピング措置	カナダ	2002/ 3/ 6 協議要請	米国のカナダ産軟材に対する暫定的AD措置は、調査開始の要件であるダンピングの証拠がない等、AD協定第2.1条、2.2条、5.2条、7.1条に違反するとしてカナダが申立て。	AD

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
248. (249)、(251)、 (252)、(253)、(254)、 (258)、(259). 米国の鉄 鋼製品に対するセーフ ガード措置	EU (248) 日本 (249) 韓国 (251) 中国 (252) スイス (253) ノルウェー (254) ニュージーランド (258) ブラジル (259) 【カナダ、キューバ、 台湾、メキシコ、タ イ、トルコ、ベネズ エラ】	2002/ 3/ 7 協議要請(「DS249」「DS251」3/20、 「DS252」3/26、「DS253」4/3、 「DS254」4/4、「DS258」5/14、 「DS259」5/21) 5/ 7 パネル設置要請(「DS249」 「DS251」5/21、「DS252」5/27、 「DS253」「DS254」6/3、「DS258」 6/27、「DS259」7/18) 6/ 3 パネル設置(その他案件は以下の 日付でパネル設置と同時にDS248 に併合→「DS249」「DS251」6/14、 「DS252」「DS253」「DS254」6/24、 「DS258」7/8、「DS259」7/29) 2003/ 7/11 パネル報告書配布 8/11 米による上訴 11/10 上級委報告書配布 12/10 パネル・上級委報告書採択	米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置は、国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件が欠如している等、セーフガード協定第2、3、4、5、7、8、9、12条、GATT第1、2、10、13、19条等に違反するとの申立てに対して、パネル及び上級委は米国のSG措置は、事情の予見されなかった発展についてのGATT第19.1(a)条、SG協定第3.1条に違反、輸入の増加に関する事実認定に関するSG協定第2.1、4.2条違反、調査対象と措置対象の範囲が不一致であるとしてSG協定第2.1、2.2、4.2条違反であると認定。	SG DSU GATT
249. 米国の鉄鋼製品に 対するセーフガード措 置	日本	(DS248 と合併)		
250. フロリダ州のオレ ンジ及びグレープフ ルーツの加工品に対す る消費税	ブラジル 【チリ、EU、メキシ コ、パラグアイ】	2002/ 3/20 協議要請 8/19 パネル設置要請 10/ 1 パネル設置 2004/ 5/28 二国間合意通報	フロリダ州の国内産でない柑橘類(オレンジ及びグレープフルーツ)の加工品に対する消費税はGATT第2.1(a)条及び3.1条、3.2条、3.4条に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT
251. 米国の鉄鋼製品に 対するセーフガード措 置	韓国	(DS248 と合併)		
252. 米国の鉄鋼製品に 対するセーフガード措 置	中国	(DS248 と合併)		
253. 米国の鉄鋼製品に 対するセーフガード措 置	スイス	(DS248 と合併)		
254. 米国の鉄鋼製品に 対するセーフガード措 置	ノルウェー	(DS248 と合併)		
255. ベルーからの特定 の製品に対する課税措 置	チリ	2002/ 4/22 協議要請 6/14 パネル設置要請 9/25 パネル設置要請取り下げ	ペルーの国産品以外の産品に対する税制措置はGATT第3条に違反する。	GATT
256. トルコのハンガ リー産ペットフードの 輸入禁止措置	ハンガリー	2002/ 5/ 3 協議要請	トルコのBSE(牛海綿状脳症)拡大を防止するためのペットフード輸入禁止措置は、GATT第11条、SPS協定第2.2条、2.3条、5.1条、5.2条、5.6条、6.1条、6.2条、附属書B、農業協定第14条に違反するとしてハンガリーが申立て。	GATT SPS 農業
257. 米国のカナダから の軟材に対する相殺関 税決定	カナダ 【中国、EU、イン ド、日本】	2002/ 5/ 3 協議要請 7/18 パネル設置要請 10/ 1 パネル設置 2003/ 8/29 パネル報告書送付 10/ 2 米国上級委申立て 2004/ 1/19 上級委報告書送付 12/30 パネル設置要請(履行確認) 2005/ 1/14 パネル設置(履行確認) 8/ 1 パネル報告書配布(履行確認) 9/ 6 米国による上級委申立て(履行確認) 12/ 5 上級委報告書配布(履行確認) 2006/10/12 二国間合意通報	米国がカナダからの軟材に対して決定した補助金の存在、程度及び影響を決定するための調査の開始及び実施等については、補助金協定第1、2、10、11、12、14、15、19、22、32.1条、GATT第6.3、10.3条に違反するとの申立てに対して、パネル及び上級委は米国は必要な補助金の利益の「転嫁」分析を一部の取引において怠ったとし、補助金協定第10条、32.1条及びGATT第6.3条に違反すると認定した。DSU第21.5条パネルはなお同協定違反があると判断した。DSU第21.5条上級委パネルもこれを支持した。	補助金 GATT
258. 米国の鉄鋼製品に 対するセーフガード措 置	ニュージーランド	(DS248 と合併)		
259. 米国の鉄鋼製品に 対するセーフガード措 置	ブラジル	(DS248 と合併)		

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

(DS260～DS264)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
260. EUの鉄鋼製品に 対する暫定セーフガー ド措置	米国 【エジプト、日本、 韓国、トルコ】	2002/ 5/30 協議要請 8/19 パネル設置要請 9/16 パネル設置	EUの鉄鋼製品に対する暫定セーフ ガード措置は、国内産業への重大な 損害等のセーフガード措置発動条件 が欠如している等、SG協定第2.1条、 2.2条、3条、4.1条、4.2条、6条、 GATT第1条、10条、19条、WTO 設立協定に違反するとして米国が申 立て。	SG GATT WTO設立
261. ウルグアイからの 特定の製品に対する課 税措置	チリ 【EU、メキシコ、 米国】	2002/ 6/18 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/19 パネル設置 2004/ 1/ 8 二国間合意通報	ペルーの国産品以外の産品に対する 税制措置はGATT第1条及び3条に 違反するとしてチリが申立て。	GATT
262. 米国のフランス産 及びドイツ産鉄鋼製品 に対するアンチダンピ ング措置及び相殺関税 賦課へのサンセット・ レビュー	EU	2002/ 7/25 協議要請	米国のフランス産及びドイツ産腐食 防止鉄鋼製品等へのアンチダンピ ング措置及び相殺関税賦課のサンセッ ト・レビューによる継続の決定等は、 GATT、アンチダンピング協定、補 助金協定等に違反するとしてEUが 申立て。	GATT AD 補助金
263. EUの輸入ワイン に対する措置	アルゼンチン	2002/ 9/ 4 協議要請	EUのワインの製造方法等に関する 規 則 はTBT協定 第2条、12条、 GATT第1.1条、3.4条、WTO設立 協定第16.4条に違反する。	TBT GATT WTO設立
264. 米国のカナダ産軟 材に対するダンピング の最終決定	カナダ 【中国、EU、イン ド、日本、NZ、 タイ】	2002/ 9/13 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2003/ 1/ 8 パネル設置 2004/ 4/13 パネル報告書送付 5/13 米国上級委申立て 8/11 上級委報告書送付 2005/ 5/19 パネル設置要請(履行確認) 6/ 1 パネル設置(履行確認) 2006/ 4/ 3 パネル報告書配布(履行確認) 5/17 上級委申立て(履行確認) 8/15 上級委報告書配布(履行確認) 10/12 二国間合意通報	米国のカナダ産軟材に対するダンピ ングの最終決定等は、AD協定・ GATTに違反するとの申立てに対し、 パネル及び上級委は、米国がゼロイ ング手法を用いてダンピング・マー ジンを計算したことはAD協定第 2.4.2条に違反するとの判断を下した。 米国はDSB勧告の履行措置として新 たなダンピング・マージンを算定す る際、正常価格(国内価格)と輸出価 格の比較を個別取引ごとに行う中で (T-T方式: transaction to transaction)引き続きゼロイングを 適用した。カナダはこれをAD協定 第2.4.2条及び2.4条違反と主張し、 DSU第21.5条パネルが設置されたが、 パネルはカナダの主張を認めなかつ た。これに対して同上級委は、T-T 方式におけるゼロイングの適用は協 定第2.4.2条違反とするともに、ウ ルグアイ・ラウンド実施法129条決 定におけるT-T方式でゼロイングが 適用されたことは、AD協定第2.4条 が定める「公正な比較」要件に反する として、パネルの判断を覆した。	AD GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
265、(266)、(283)。EU の砂糖への輸出補助金	豪州(265) ブラジル(266) タイ(283) 【豪州、ブラジル、 タイはそれぞれのパ ネルに第三国参加、 バルバドス、ペリー ズ、カナダ、中国、 コロンビア、キュー バ、フィジー、ギア ナ、インド、ジャマ イカ、ケニア、マダ ガスカル、マラウイ、 モーリシャス、ニュー ジーランド、パラグ アイ、セントキャッツ アンドネーベーズ、 スワジランド、タン ザニア、トリニダード トバゴ、米国、コ ートジボアール】	2002/ 9/27 協議要請(「DS266」同日、「DS283」 2003/ 3/14) 2003/ 7/ 9 パネル設置要請(「DS266」 「DS283」同日) 8/29 パネル設置(「DS266」「DS283」と 併合) 2004/10/15 パネル報告書送付 2005/ 1/13 EU上級委申立て 1/15 豪州・ブラジル・タイ上級委申立て 4/28 上級委報告書配布 5/19 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/ 8 豪州、ブラジル、タイ、EUとDSU 第21条及び22条に基づく了解	EUの砂糖への輸出補助金は、農業 協定(第3.3、8、9.1、10.1、11条)、 補助金協定(第3.1、3.2条)、GATT (第3.4、16条)に違反するとの申立て に対して、パネルは、EUが譲許表 に明記されている約束の水準を超え て輸出補助金を交付しており農業協 定第3.3条及び8条に違反したと認定 した。上級委もパネルの認定を支持 した。	補助金 農業
266。EUの砂糖への輸 出補助金	ブラジル	(DS265と合併)		
267。米国の高地産綿花 に対する補助金	ブラジル 【アルゼンチン、 豪州、ベナン、カ ナダ、チャド、中 国、台湾、EU、 インド、ニュー ジーランド、パキ スタン、パラグア イ、ベネズエラ、 日本、タイ】	2002/ 9/27 協議要請 2003/ 2/ 6 パネル設置要請 3/18 パネル設置 2004/ 9/ 8 パネル報告書送付 10/18 上級委申立て 2005/ 3/ 3 上級委報告書送付 3/21 パネル・上級委報告書採択 8/18 パネル設置要請(履行確認) 2006/ 9/28 パネル設置(履行確認) 2007/12/18 報告書配布(履行確認) 2008/ 2/12 米国による上級委上訴(履行確認) 2/25 ブラジルによる上訴(履行確認) 6/ 2 上級委員会報告書採択(履行確認) 6/20 パネル・上級委員会報告書採択 (履行確認) 10/ 1 2005/8/18に停止した仲裁の再開 を要請、仲裁人につき合意 2009/ 8/31 仲裁決定書発出	米国の高地産綿花に対する国内補助 金及び輸出補助金は、農業協定(第 3.3、8、9.1(a)、10.1条)補助金協定 (第3.1(a)、3.1(b)、3.2、5、6、附属 書I(j)条)、GATT第3.4条に違反す るとの申立てに対して、パネルは、 農業協定第8条違反や補助金協定第3 条違反等を認定した。上級委もパネ ルの認定を支持した。 21.5条パネルは、補助金協定第5、6 条等の違反を認定し、米国が履行を 行っていないとしたところ、21.5条 上級委員会は、米国による措置は DSBの勧告と裁定の履行を行って おらず、WTO農業協定及び補助金協 定に非整合的であり、両協定上の義 務を果たすようDSBが米国に要求す ることを勧告するとした。	農業 補助金 GATT
268。米国のアルゼンチ ン産油井管(OCTG)に 対するアンチダンピング 措置へのサンセッ ト・レビュー	アルゼンチン 【台湾、EU、日本、 韓国、メキシコ】	2002/10/ 7 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/19 パネル設置 2004/ 7/16 パネル報告書送付 8/31 米国上級委申立て 11/29 上級委報告書送付 12/17 パネル・上級委報告書採択 2006/ 3/ 6 パネル設置要請(履行確認) 3/20 パネル設置(履行確認) 11/30 パネル報告書配布(履行確認) 2007/ 1/12 米国による上級委申立て(履行確 認) 1/24 アルゼンチンによる上級委申立 て(履行確認) 4/12 上級委報告書配布(履行確認) 5/11 上級委報告書採択(履行確認) 5/21 アルゼンチン対抗措置承認申請 6/ 1 米国、仲裁を要求 6/21 仲裁手続を中断	米国のアルゼンチン産OCTGに対す るAD措置のサンセット・レビュー による措置継続の決定等はAD協定、 GATT、WTO設立協定に違反する との申立てに対し、パネルは、米国 SPB(Sunset Policy Bulletin)をAD 協定第11.3条違反と認めたが、上級 委は「パネルは“客観的評価”を行っ ていない」とし、その認定を破棄し た。また、本件ではパネル及び上級 委が、waiverについて定めた米国 1930年関税法及び商務省(DOC)規則 (輸出企業がサンセット・レビュー 参加権を放棄した場合、商務省はダ ンピングの存続又は再発の可能性を 認める決定をしなければならないと する)をAD協定第11.3条(一部6.1、 6.2条)違反とした。更に、アルゼン チン申立てによるDSU第21.5パネル は、waiverについて定めた商務省 (DOC)規則を引き続きAD協定第 11.3条違反としたほか、DOCによる ダンピング再発可能性の決定につい ても十分な事実関係に基づいておら ず、同じく11.3条に反するとした。 また、申立て人の意見書の守秘に関 するDOCの措置は協定第6.5.1条に 反すると判断された。	AD GATT WTO設立

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS269～DS275)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
269. (286). EUの冷凍 骨なし鶏肉の関税分類	ブラジル (269) 【中国、タイ、米 国】 タイ (286) 【ブラジル、中国、 米国】	2002/10/11 協議要請 (「DS286」2003/ 3/25) 2003/ 9/19 パネル設置要請 (「DS286」10/27) 11/ 7 パネル設置 (「DS286」11/21. この 後パネル合併) 2005/ 5/30 パネル報告書配布 6/13 EU上級委申立て 9/12 上級委報告書配布 9/27 パネル・上級委報告書採択	「加塩肉」として譲許した冷凍骨なし 鶏肉(加塩)の関税分類を「冷凍肉」に 変更するEU規則は、GATT第2条、 28条に違反し、GATT第23.1条の無 効化又は侵害を生じさせるとのブラ ジル及びタイの主張について、パネ ルは文言の「通常の意味」や「文脈」か ら解釈して、EUは加塩された冷凍 骨なし鶏肉を「加塩肉」として譲許し ていると判断した上で、EUの関税 分類の変更により従価税で譲許され た「加塩肉」に従量税が課されている ことについて、直ちに協定違反とな るものではないが、従価換算の結果、 実際の税率は譲許税率を上回ってい るとして、EUの措置はGATT第2 条(a)(b) (譲許表に基づく関税賦課) に違反すると判断した。上級委員会 はパネルの判断をおおむね支持し た。	GATT
270. 豪州の輸入果物及 び野菜に対する措置	フィリピン 【チリ、中国、EU、 エクアドル、インド、 タイ、米国】	2002/10/18 協議要請 2003/ 7/ 7 パネル設置要請 8/29 パネル設置	豪州の輸入果物及び野菜に対する措 置はGATT第6条、8条、SPS協定 (第2、3、4、5、6、10条)、輸入ラ イセンス協定第1条、3条に違反する としてフィリピンが申立て。	GATT SPS ライセンス
271. 豪州の輸入パイ ナップルに対する措置	フィリピン 【EU、タイ】	2002/10/18 協議要請	豪州の輸入パイナップルに対する措 置GATT第6条、8条、SPS協定(第 2、3、4、5、6、10条)に違反する としてフィリピンが申立て。	GATT SPS
272. ベルールのアルゼン チン産野菜油に対する アンチダンピング暫定 措置	アルゼンチン	2002/10/21 協議要請	ベルールのアルゼンチン産野菜油に 対するAD暫定措置等は、AD協定(第 2.2、2.4、3.1、3.2、3.4、3.5、4.1、 5.2、5.3、5.8、6.8、7、12.2条)、 GATT第6条に違反するとしてアル ゼンチンが申立て。	AD GATT
273. 韓国の商用船貿易 に関する措置	EU 【中国、台湾、日 本、メキシコ、ノ ルウェー、米国】	2002/10/21 協議要請 2003/ 6/12 パネル設置要請 7/21 パネル設置 2005/ 3/ 7 パネル報告書配布	韓国の商用船造船に対する補助金は、 補助金協定第3.1(a)、3.2、5(c)、6.3 (c)条等に違反するとの申立てに対 して、パネルは、韓国の補助金が3.1 条(a)の禁止補助金であることを認 め、廃止を勧告した。EUの著しい 害の主張は退けた。	補助金
274. 米国の鉄鋼製品に 対するセーフガード措 置	台湾 【日本】	2002/11/1 協議要請	米国の鉄鋼製品に対するセーフガー ド措置は、国内産業への重大な損害 等のセーフガード措置発動条件が欠 如している等、セーフガード協定第 2.1条、2.2条、3.1条、4.1条、4.2条、 5.1条、7.1条、8.1条、12条、GATT 第1.1条、19.1条に違反するとして台 湾が申立て。	SG GATT
275. ベネズエラの農産 品に対する輸入ライセ ンス措置	米国 【アルゼンチン、カ ナダ、チリ、EU、 ニュージーランド】	2002/11/7 協議要請	ベネズエラの農産品(とうもろこし、 乳製品等)に対する輸入ライセンス 措置は、農業協定(第4.2条)、GATT (第3、10、11、13条)、TRIM協定 (第2.1条)、輸入ライセンス協定(第 1.4、3.2、3.5、5.1、5.2、5.3条)に違 反するとして米国が申立て。	農業 GATT ライセンス TRIM

(DS276～DS281)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
276. カナダの小麦の輸出に関する措置及び輸入穀物の取扱	米国 【豪州、チリ、中国、台湾、EU、日本、メキシコ】	2002/12/17 協議要請 2003/ 3/ 6 パネル設置要請 3/31 パネル設置 2004/ 4/ 6 パネル報告書送付 6/ 1 上級委申立て 8/30 上級委報告書送付 9/27 パネル・上級委報告書採択 2005/ 8/31 カナダ、2005/8/1より改正国内法が発効したことを発表	カナダ政府及びカナダ小麦委員会の小麦の輸出に関する措置(小麦委員会への売買、価格設定、支払保証等に係る特権の付与等)はGATT第17条に違反し、輸入穀物の保管・運搬に係る差別的取扱はGATT第3条、TRIM協定第2条に違反するとの米国の主張について、パネルは、カナダの小麦輸出関連制度のGATT第17条(国家貿易企業の協定遵守)違反について米国はこれを立証しなかったとする一方で、カナダの輸入穀物への差別的取り扱いはGATT第3.4条(内国民待遇)に違反すると判断した。上級委員会はパネルの判断を全面的に支持した。	GATT TRIM
277. 米国のカナダ産軟材に対するITCの調査	カナダ 【中国、EU、日本、韓国】	2002/12/20 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/ 7 パネル設置 2004/ 3/22 パネル報告書送付 2005/ 2/14 パネル設置要請(履行確認) 2/25 パネル設置(履行確認) 11/15 パネル報告書配布(履行確認) 2006/ 1/13 カナダによる上級委申立て(履行確認) 4/13 上級委報告書配布(履行確認) 10/12 二国間合意通報	カナダ産軟材に対するITC(国際貿易委員会)の調査(損害認定等)は、GATT、AD協定、補助金協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、損害の因果関係の認定において、ITCが検討した要因からは「輸入が相当程度増加している」とし、それに基づいて損害のおそれを肯定したことはAD協定第3.5、3.7条、補助金協定第15.5、15.7条違反であると認めた。 カナダの申立てにより設置されたDSU第21.5条パネルは、米国による履行措置は補助金協定等に整合的であり、米国はDSB勧告を履行したと判断した。しかし、同上級委は、損害のおそれに係るITC決定について、パネルの検討方法は不適切であったとしてパネル判断を破棄したが、米国の履行措置の適法性及び履行の成立・不成立については、パネルによる事実関係の審理が不十分として判断を行わなかった。	AD GATT 補助金
278. チリの輸入果糖に対するセーフガード措置	アルゼンチン	2002/12/20 協議要請	チリの輸入果糖に対するセーフガード措置は、SG協定(2.1、3.1、3.2、4.1、4.2、5.1、7.1、7.5条)、GATT第14.1条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	SG GATT
279. インドの2002年～2007年の輸出入政策の下での輸入制限	EU 【米国】	2002/12/23 協議要請	インドの2002年～2007年の輸出入政策の下での輸入制限は、GATT(第3、10、11条)、農業協定第4.2条、輸入ライセンス協定(第1、2、3条)、SPS協定(第2、3、5、7、8条)、TBT協定第2条に違反し、GATT第20、21条によって正当化されないとEUが申立て。	GATT 農業 ライセンス SPS TBT
280. 米国のメキシコ産鉄鋼製品に対する相殺関税賦課	メキシコ 【カナダ、中国、台湾、EU】	2003/ 1/21 協議要請 8/ 4 パネル設置要請 8/29 パネル設置	米国のメキシコ産鉄鋼製品に対する相殺関税賦課は、補助金協定第10、14、19、21条に違反するとしてメキシコが申立て。	補助金
281. 米国のメキシコ産セメントに対するアンチダンピング措置	メキシコ 【カナダ、中国、台湾、EU、日本】	2003/ 1/31 協議要請 7/29 パネル設置要請 8/29 パネル設置	米国のメキシコ産セメントに対するAD措置は、AD協定(第1、2、3、4、6、8、9、10、11、12、18条)、GATT(第3、6、10条)、WTO設立協定第16.4条に違反するとしてメキシコが申立て。	AD GATT WTO設立

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS282～DS290)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
282. 米国のメキシコ産 油井管に対するアンチ ダンピング措置	メキシコ 【アルゼンチン、 中国、EU、日本、 タイ】	2003/ 2/18 協議要請 7/29 パネル設置要請 8/29 パネル設置 2005/ 6/20 パネル報告書配布 8/ 4 メキシコ上級委申立て 8/16 米国上級委申立て 11/ 2 上級委報告書配布 11/28 パネル・上級委報告書採択 2006/ 8/21 協議要請(履行確認) 2007/ 4/12 パネル設置要請(履行確認) 4/24 パネル設置(履行確認) 7/ 5 メキシコの要請によりパネル停止 2008/ 7/ 6 パネル設置根拠喪失	米国のメキシコ産油井管に対するAD措置は、AD協定(第1、2、3、4、6、11、18条)、GATT(第6、10条)、WTO設立協定第16.4条に違反するとのメキシコの主張について、パネルはサンセットレビュー(AD税の見直し手続)に係る米国商務省のサンセット・ポリシー・プルテン(SPB:サンセットレビューに関する運用規則)がDOCの判断にとって「決定的又は結論づけるもの」であるとして、当該SPBの内容についてAD協定第11.3条(AD税及び価格約束に係る起案及び見直し)違反を認定したが、もう1つの主要論点であった、米国貿易委員会(ITC)によるサンセット・レビューにおける損害継続・再発の「蓋然性」判断については、AD協定(第3、11条)には違反しないと判断した。これら判断について両当事国は上級委への申立てを行ったが、上級委員会はSPBそのものの違法性についてパネルの判断は客観性を欠いていたとしてこれを破棄する一方、ITCによる損害継続・再発の「蓋然性」判断については、協定に違反しないとしたパネルの判断を支持した。	AD GATT WTO設立
283. EUの砂糖への輸 出補助金	タイ	(DS265と合併)		
284. メキシコのニカラ グア産キングサリ (black beans)に対す る輸入禁止措置	ニカラグア	2003/ 3/17 協議要請 2004/ 3/ 8 ニカラグア協議取り下げ	メキシコの輸入禁止措置はGATT(第1.1、10.1、10.3(a)、11.1、13.1条)、ライセンス協定(第1.2、1.3、1.4(a)、2.2(a)条)、SPS協定(第2.1、2.2、2.3、5.1、7条等)に違反するとしてニカラグアが申立て。	GATT ライセンス SPS
285. 米国の賭博サービ スの越境移動に関する 措置	アンティグア・バ プーダー 【日本、EU、カナ ダ、メキシコ、台 湾、中国】	2003/ 3/13 協議要請 6/12 パネル設置要請 7/21 パネル設置 2004/11/10 パネル報告書配布 2005/ 1/ 7 米国、上級委申立て 1/19 アンティグア・バプーダー上級委 申立て 4/ 7 上級委報告書配布 4/20 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/ 8 協議要請(履行確認) 7/ 6 パネル設置要請(履行確認) 7/19 パネル設置(履行確認) 2007/ 3/30 パネル報告書配布(履行確認) 5/22 パネル報告書採択(履行確認) 6/21 アンティグア・バプーダー対抗措 置申請 7/23 米国、仲裁を申請 7/24 仲裁に付託 12/21 仲裁報告書発出	米国のインターネット賭博の越境取引を禁じる措置はGATS(第2、6、8、11、16、17条)に違反するとして提訴。上級委は、米の当該措置は、米国の自由化を約束した「娯楽サービスの」自由化約束違反であるとのパネル判断を支持。ただし、GATS第14条(一般例外)に該当するか否かについては、米国がアンティグアと十分な協議をしていないことを理由に、該当しないと判断していたパネル判断を覆し、当該措置が内外無差別に運用されることを確保すれば、米国のインターネット賭博禁止措置はGATS第14条に合致するとした。21.5条パネルでは、米国が本件履行にあたって行った新たな立法措置によっても履行がなされていないとの判断を行った。	GATS
286. EUの冷凍骨なし 鶏肉の関税分類	タイ	(DS269と合併)		
287. 豪州の輸入品への 検疫制度	EU 【カナダ、チリ、中 国、インド、フィリ ピン、タイ、米国】	2003/ 4/ 3 協議要請 8/29 パネル設置要請 11/ 7 パネル設置	豪州の輸入品への検疫措置はSPS協定(第2.2、2.3、3.3、4.1、5.1、5.6、5.7、8条等)に違反するとしてEUが申立て。	SPS
288. 南アフリカのトル コ産毛布類へのアンチ ダンピング措置	トルコ	2003/ 4/10 協議要請	南アフリカのトルコ産毛布へのアンチダンピング措置は、GATT(第3、10条)、アンチダンピング協定(第5、6、9、12条)に違反するとしてトルコが申立て。	GATT AD
289. チェコのポーラン ド産輸入豚肉への追加 関税	ポーランド	2003/ 4/14 協議要請	チェコのポーランド産輸入豚肉への追加関税は農業協定第4条等に違反するとしてポーランドが申立て。	農業
290. EUの農産品及び 食品の商標及び地理的 表示の保護	豪州	(DS174と合併)		

(DS291～DS294)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
291. EUの遺伝子組み 換え作物の認可及び販 売に関する措置	米国(291) カナダ(292) アルゼンチン(293) 【アルゼンチン、豪 州、ブラジル、カナ ダ、チリ、中国、 台湾、コロンビア、 エルサルバドル、ホ ンジュラス、メキシ コ、ニュージーラン ド、ノルウェー、パ ラグアイ、ペルー、 タイ、ウルグアイ】	2003/ 5/13 協議要請(「DS293」5/14) 8/ 7 パネル設置要請 8/29 パネル設置(合併) 2006/ 9/29 パネル報告書配布 11/21 パネル報告書採択 2007/ 6/21 履行期限 2007/11/21に 2008/ 1/10 RPTを1/11とすることに合意 1/12 RPTを2/11とすることに合意 (DS292) RPTを6/11とすることに合意 (DS293) 1/14 シークエンス合意(DS291) 1/17 米国、対抗措置申請(DS291) 2/ 6 EU、仲裁を要請 2/ 8 仲裁に委ねることに合意(DS291) 2/11 RPTを6/30まで延長することに 合意(DS292) 2/15 米国・EU、仲裁停止を要請 2009/ 7/15 カナダ・EU、二国間で解決合意	EUの遺伝子組み換え作物の認可及 び販売に関する措置はSPS協定(第2、 5、7、8条等)、GATT(第1、3、10、 11条)、農業協定第4条、TBT協定 (第2、5条)に違反するとして米国等 が申立て。パネルは、EUによる検 疫関連措置は、危険性の評価が不十 分で科学的根拠を欠いており、SPS 協定第2.2条、5.1条、5.7条、附属書 C1(a)等に反する旨判断。	SPS GATT TBT
292. EUの遺伝子組み 換え作物の認可及び販 売に関する措置	カナダ	(DS291と合併)		
293. EUの遺伝子組み 換え作物の認可及び販 売に関する措置	アルゼンチン	(DS291と合併)		
294. 米国のダンピ ング・マージンの算出に 係る法律、規則及び計 算方法	EU 【アルゼンチン、 ブラジル、中国、 台湾、香港、イン ド、日本、韓国、 メキシコ、ノル ウェー、トルコ】	2003/ 6/12 協議要請 2004/ 2/ 5 パネル設置要請 3/19 パネル設置 2005/10/31 パネル報告書配布 2006/ 1/17 EUによる上訴 1/30 米国による上訴 4/18 上級委員会報告書配布 5/ 9 パネル・上級委員会報告書採択 2007/ 7/ 9 協議要請(履行確認) 9/13 パネル設置要請(履行確認) 9/25 パネル設置(履行確認) 11/30 パネル構成(履行確認) 2008/12/17 パネル報告書配布(履行確認) 2009/ 2/17 EC上訴(履行確認) 2/25 米国上訴(履行確認) 5/14 上級委員会報告書送付(履行確認) 6/11 パネル・上級委員会報告書採択 2010/ 1/29 EU、対抗措置承認申請 2/16 米国、仲裁を要請	米国のダンピング・マージンの算出 に係る法律、規則及び計算方法は AD協定、GATT、WTO設立協定に 違反するとの申立てに対し、パネル は初回調査におけるゼロイングの個 別ケースにおける適用及びゼロイン グ手法そのものをAD協定第2.4.2条 違反とした。一方、同条の射程は当 初調査に限られるとして行政見直し におけるゼロイングの個別ケースに おける適用及びゼロイング手法その ものは違反とされなかった。これに 対して上級委員は、初回調査に関する パネルの判断を支持する一方、行政 見直しにおけるゼロイングの個別 ケース適用がAD協定第9.3条に反し ないとしたパネルの判断については これを覆した。 履行確認パネルは、a)原手続におけ るDSB勧告の採択以後に行われた後 継の定期見直しの決定について履行 確認パネルの審理対象となると判断 したほか、EUの主張の一部を認め、 b)履行期間経過後にゼロイングを用 いて行われた定期見直しの決定、c) 履行期間経過後にゼロイングを用い て算定された預託率の適用につい て協定違反を認定したが、d)履行期 間経過以前にゼロイングを用いて行 われた定期見直しの決定については 協定違反を認定しなかった。これに 対し、上級委員会報告書では、履行 期間経過以前にゼロイングを用いて 行われた定期見直しの決定について も協定違反が認定された。	AD GATT WTO設立

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS295～DS300)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
295. メキシコの牛肉及び コメに対するアンチ ダンピング措置	米国 【中国、EU、トル コ】	2003/ 6/16 協議要請 9/19 パネル設置要請 11/ 7 パネル設置 2005/ 6/ 6 パネル報告書配布 6/20 メキシコ上級委申立て 11/29 上級委報告書配布 12/20 パネル・上級委報告書採択	本件AD措置及びそれに関する法制 は、AD協定に違反するとの申立て に対し、パネルは、損害認定に際し て「実質的な証拠」に基づく「客観的 な検討」を行わなかったこと、ダン ピングマージンが僅少の輸出者の調 査を終了しなかったこと、提訴状に 記載されていない輸出者に十分な情 報提出の機会を付与することなく オールアザーズレートを適用したこ と、ファクツ・アベイラブル使用の 際に、マージンが最高になる証拠の 採用を当然に求める国内法の規定、 企業の回答期限を短く設定した国内 法の規定等につき、AD協定第3.1、 3.2、3.4、3.5、5.8、6.8条違反である ことを認めた。また上級委は、パネ ルの判断を概ね支持した。	AD
296. 米国の韓国産DR AMSに対する相殺関 税調査	韓国 【中国、台湾、 EU、日本】	2003/ 6/30 協議要請 11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 2/21 パネル報告書配布 3/29 米国上級委申立て 6/27 上級委報告書配布	米国の韓国産DRAMに対する相殺 関税調査は補助金協定第1、2、10、 12、14、15、19、22、32条に違反す るとの申立てに対して、パネルは、 韓国政府による指示委託は政府機関 を除き立証されていないと認定し、需 要の減退の因果関係に関するノンア トリビューション(15.5条)について 補助金協定違反とした。上級委は、 パネルの証拠の認定方法等に誤りが あるとして、米国の指示委託の認定 は1.1(a)(1)(iv)条に違反としたパネ ルの判断を取り消した。ただし、米 国の当該措置がWTO協定整合的か 否かの判断には立ち入っていない。	補助金
297. クロアチアの野生 動物及び肉製品の輸入 に関する措置	ハンガリー	2003/ 7/ 9 協議要請 2009/ 1/30 2003年に二国間合意に至ってい たことを通報	クロアチアの野生動物及び肉製品の 輸入に関する措置はGATT(第11、 20条)、SPS協定(第2.2、2.3、3.1、 5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条等) に違反するとしてハンガリーが申立 て。	GATT SPS
298. メキシコの関税評 価等のための価格制度	グアテマラ	2003/ 7/22 協議要請 2005/ 8/29 二国間合意通報	メキシコの関税評価等のための価格 制度はGATT(第1、2、7、10条)、 GATT第7条の実施に関する協定(第 1、2、3、4、5、6、7、8、12、13、 15、16、22条)、農業協定第4条、 WTO設立協定第16.4条に違反する。	GATT 農業 WTO設立
299. EUの韓国産DR AMチップに対する相 殺関税措置	韓国 【中国、台湾、日 本、米国】	2003/ 7/25 協議要請 11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 6/17 パネル報告書配布 8/ 3 パネル報告書採択	EUの韓国産DRAMSに対する相殺 関税調査は補助金協定第1、2、10、 12、14、15、19、22、32条に違反す るとの申立てに対して、パネルは、 EUが認定した韓国政府による指示 委託の一部(1.1(a)(1)(iv)条)と利益 認定の一部(1.1(b)条、14条)と損害 決定の一部(15.4、15.5条)について 補助金協定違反と判断したものの、 EUの相殺関税措置に関する主張を 相当程度認め、韓国の主張を退けた。	補助金
300. ドミニカ共和国の 紙巻きタバコの輸入に 関する措置	ホンジュラス	2003/ 8/28 協議要請	ドミニカ共和国の紙巻きタバコの輸 入に関する措置はGATT(第1.1、2.1 (b)、3.2、3.4、11.1条)に違反する としてホンジュラスが申立て。	GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
301. EUの商用船の貿易に関する措置	韓国 【中国、日本、米国】	2003/ 9/ 3 協議要請 2004/ 2/ 5 パネル設置要請 3/19 パネル設置 4/22 パネル報告書配布	韓国の商用船に関する補助金措置(DS273)に対抗する形でEUが新設した商用船の貿易に関する補助金措置は、WTOによらない紛争解決手段であり、補助金協定第32.1条、GATT第1.1、3.4条、DSU第23.1、23.2条に違反するとの申立てに対して、パネルは、補助金協定とGATTの違反については認めないとした。一方、EUの措置はWTO紛争解決と同じ種類の是正を求めるものでありDSU第23.1条に違反すると判断した。	補助金 GATT
302. ドミニカの紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関する措置	ホンジュラス 【チリ、中国、EU、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラガ、米国】	2003/10/ 8 協議要請 12/ 8 パネル設置要請 2004/ 1/ 9 パネル設置 11/26 パネル報告書配布 2005/ 1/24 上級委申立て 4/25 上級委報告書配布 5/19 パネル・上級委報告書採択	ドミニカの紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関する措置はGATT(第2、3、11、15条)に違反するとのホンジュラスの主張について、パネルは、ドミニカによる外国産タバコへの課徴金賦課がGATT第2条(譲許表)に、納税印紙貼付義務はGATT第3.4条に、特別消費税の賦課はGATT第3.2条に反するとの判断を行い、上級委もパネルの判断を支持した。	GATT
303. エクアドルの繊維板(ファイバーボード)の輸入に関するセーフガード措置	チリ	2003/11/24 協議要請	エクアドルの繊維板の輸入に関するセーフガード措置はセーフガード協定(第2、3、4、5、6、7、12条)、GATT第19.1(a)条に違反するとしてチリが申立て。	SG GATT
304. インドのEUからの特定製品に対するアンチダンピング措置	EU 【トルコ、台湾】	2003/12/ 8 協議要請	インドのEUからの特定製品に対するアンチダンピング措置はGATT第6.1条、AD協定(第1、3.1、3.2、3.5、6.6、6.8、6.9、12.2条)に違反するとしてEUが申立て。	AD GATT
305. エジプトの繊維製品及び衣料品の輸入に関する措置	米国 【EU】	2003/12/23 協議要請 2005/ 5/20 二国間合意通報	エジプトの繊維製品及び衣料品の輸入に関する措置はGATT第2条及び繊維協定第7条に違反するとして米国が申立て。	GATT
306. インドのバングラディッシュ製電池に対するアンチダンピング措置	バングラディッシュ	2004/ 1/28 協議要請	インドのバングラディッシュ製電池に対するアンチダンピング措置はGATT第1.1、2.1、6.1、6.2、6.6条、アンチダンピング協定第2.1、2.2、3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、3.7、5.4、5.8、6.2、6.4、6.5、6.8、6.9、12.2条に違反するとしてバングラディッシュが申立て。	AD GATT
307. EUの商用船への援助	韓国	2004/ 2/13 協議要請	EUの商用船への補助金は、補助金協定第1、2、3.1(a)、(b)、5(a)、(b)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)、6.4、6.5条に違反するとして韓国が申立て。	補助金
308. メキシコのソフトドリンク及びその他の飲料に係る税制措置	米国 【カナダ、中国、EU、グアテマラ、日本】	2004/ 3/16 協議要請 6/10 パネル設置要請 7/ 6 パネル設置 2005/10/ 7 パネル報告書配布 12/ 6 メキシコ上級委申立て 2006/ 3/ 6 上級委報告書配布 3/24 パネル・上級委報告書採択	メキシコにおけるさとうきびによる砂糖を使用した以外の飲料及び関連するサービスへの課税及び同サービスに係る簿記や報告の義務づけはGATT第3.2、3.4条に違反するとの米国の主張について、パネルはGATT第3.2、3.4条(内国民待遇)の違反を認定するとともに、当該税制措置がGATT第20条(d)(法令遵守を目的とした措置の適用除外)により正当化されるとのメキシコの主張を退ける判断を行った。上級委は、GATT第20条(d)はメキシコが主張するような「他の国際協定(この場合はNAFTA)を他国に遵守させるための措置」までも正当化するものではない、としてメキシコの主張を退けるとともに、他の論点についても概ねパネルの判断を支持した。	GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS309～DS315)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
309. 中国の半導体回路 に係る増値税	米国 【EU、日本、メキ シコ】	2004/ 5/18 協議要請 7/14 二国間合意通報	中国国内で生産・販売された半導体の生産者に対する増値税の還付は半導体輸入品については実施されておらずGATT第1、3.2条及びGATS第17条に違反するとして米国が申立て。	GATT GATS
310. 米国のカナダ産小 麦に対するITCのダン ピング決定	カナダ	2004/ 4/ 8 協議要請 6/10 パネル設置要請	カナダ産小麦に対する米国ITCのダンピング決定はGATT第6.5(a)条、AD協定第1、3.1、3.2、3.4、3.5、18.1条及び補助金協定第10、15.1、15.2、15.4、15.5、19.1、32.1条に違反するとしてカナダが申立て。	AD
311. 米国のカナダ産軟 材に対する相殺関税措 置見直し	カナダ	2004/ 4/14 協議要請	カナダ産軟材に対する米国の相殺関税措置見直しは補助金協定第10、19.1、19.3、19.4、21.1、21.2、21.4、32.1条及びGATT第6.3条に違反するとしてカナダが申立て。	補助金
312. 韓国のインドネシ ア製紙に対するアン チ・ダンピング関税	インドネシア 【カナダ、中国、 EU、日本、米国、 台湾】	2004/ 6/ 4 協議要請 8/16 パネル設置要請 9/27 パネル設置 2005/10/28 パネル報告書配布 11/28 パネル報告書採択 2006/10/26 協議要請(履行確認) 12/22 パネル設置要求(履行確認) 2007/ 1/23 パネル設置(履行確認) 9/28 パネル報告書配布(履行確認) 10/26 パネル報告書採択(履行確認)	インドネシア産の紙に対する韓国のAD調査は、調査開始要件の不備、損害認定、ファクツ・アベイラブル(FA)の利用等がAD協定及びGATTに違反するとの申立てに対し、パネルは、FAにおける「二次的情報源からの情報」に基づいて判断を行う場合のAD協定第6.8条及び附属書II.7違反、損害認定に関する3.4条違反、機密情報の取り扱いに対するAD協定第6.5条違反等を認めた。他方、韓国当局によるcollapsing(複数の輸出者を同一の主体とみなすこと)の適用については、パネルはAD協定に整合的と判断した。21.5条パネルは、履行手続における韓国当局の再決定のAD協定第6.8条及び附属書II.7違反等を認定した。	AD GATT
313. EUのインド製鉄 鋼製品に対するアン チ・ダンピング関税	インド	2004/ 7/ 5 協議要請 10/22 二国間合意通報	インド製鉄鋼製品に対するEUのAD税の差別的賦課はAD協定第3.4、3.5、4.1、9.2条に違反としてインドが申立て。	AD
314. メキシコのEU産 オリーブオイルに対 する暫定的相殺関税 措置	EU	2004/ 8/18 協議要請	EU産オリーブオイルに対するメキシコの暫定的相殺関税措置は補助金協定第10、11、15、16、17条及び農業協定の13、21.1条に違反するとしてEUが申立て。	補助金
315. EUの通関措置	米国 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 中国、台湾、香 港、インド、日 本、韓国】	2004/ 9/21 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 3/21 パネル設置 2006/ 6/16 パネル報告書配布 8/14 米国上級委申立て 11/13 上級委報告書配布 12/11 パネル・上級委報告書採択	EUによる製品の関税上の分類又は評価に関する措置及び輸入の要件、制限又は禁止の実施方法がGATT第10.3条(a)の規定する「一律の実施(uniform administration)」の義務に従っていないとして、米国が申立て。パネルは米国の申立てのうち3件についてはEUによる関税分類及び関税評価がGATT第10.3条(a)に違反するとしたが、5件については違反がなく、また11件については米国がEUの措置の違法性を十分証明していないとした。上級委は、米国はEUの「関税措置全体について」法的な判断を求めることはできない、としたパネルの判断を覆したが、事実関係が十分に審理されていないとして、通関制度そのものに関する実体的判断は行わず、デジタル・ビデオ・インターフェース付きLCDモニターの関税分類に関する共通関税の実施についてのみ、10.3条(a)違反を認め、それ以外のEUの個別措置については、米国の申立てを退ける判断を行った。	GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
316. EUの大型民間航空機の取引に関連する措置	米国 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2004/10/ 6 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 7/20 パネル設置	EUによる民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、6.3(b)、6.3(c)、6.4条及びGATT第16.1条に違反するとして米国が申立て。	補助金
317. 米国の大型民間航空機の取引に関連する措置	EU 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2004/10/ 6 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 7/20 パネル設置	米国による民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)条及びGATT第3.4条に違反するとしてEUが申立て。	補助金
318. インドの台湾製製品に係るアンチ・ダンピング措置	台湾	2004/10/ 28 協議要請	台湾製製品に係るインドのAD措置はGATT 6.1、6.2条及びAD協定第1、2、3.1、3.2、3.4、3.3、3.5、3.7、3.8、4、5、6、7.4、12.1、12.2条に違反として台湾が申立て。	AD GATT
319. 米国の1930年関税法776条	EU 【米国】	2004/11/ 5 協議要請	米国の1930年関税法776条に基づくダンピング決定はAD協定第1、6、18.4条及びGATT第6.1、6.2に違反するとしてEUが申立て。	AD GATT
320. 米国のホルモン牛肉紛争に係る対抗措置の継続	EU 【豪州、ブラジル、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カナダ】	2004/11/ 8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置 2008/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 EUによる上訴 6/10 米国による上訴 10/16 上級委員会報告書配布 11/14 パネル・上級委員会報告書採択	米国によるホルモン・ケースに係るWTO上の義務停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続はGATT第1、2条及びDSU 23.1、23.2(a)、23.2(c)、22.8、21.5に違反するとしてEUが申立て。 上級委は、米国、カナダ及びECに対し、ECがSPS協定違反である旨の判示にしたがい非整合の措置を改めたか、また、米加がWTO上の義務の停止を継続していることが正当化されるか否かについての米、加、EC間の相違を解決するため、早急に履行パネルを開始する旨DSBが当事者に求めるよう勧告。	DSU GATT
321. カナダのホルモン牛肉紛争に係る義務の継続的な延長	EU 【豪州、ブラジル、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、米国】	2004/11/ 8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置 2008/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 EUによる上訴 6/10 米国による上訴 10/16 上級委員会報告書配布 11/14 パネル・上級委員会報告書採択	カナダによるホルモン・ケースに係るWTO上の義務停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続はGATT第1、2条及びDSU 23.1、23.2(a)、23.2(c)、22.8、21.5に違反するとしてEUが申立て。 上級委は、米国、カナダ及びECに対し、ECがSPS協定違反である旨の判示にしたがい非整合の措置を改めたか、また、米加がWTO上の義務の停止を継続していることが正当化されるか否かについての米、加、EC間の相違を解決するため、早急に履行パネルを開始する旨DSBが当事者に求めるよう勧告。	DSU GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS322～DS328)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員会の概要	関連協定
322. 米国のゼロイング 及びサンセット・レ ビューに係る措置	日本 【中国、EU、香港、 ノルウェー、台湾 (履行パネル)】	2004/11/24 協議要請 2005/ 2/ 4 パネル設置要請 2/28 パネル設置 2006/ 9/20 パネル報告書配布 10/11 日本による上訴 2007/ 1/ 9 上級委員会報告書配布 1/23 パネル・上級委員会報告書採択 2008/ 1/10 対抗措置承認申請(日米間の合意 により仲裁手続を中断) 4/ 8 パネル設置要請(履行確認) 4/18 パネル設置(履行確認) 5/28 パネル構成(履行確認) 2009/ 4/24 パネル報告書配布(履行確認) 5/20 米国による上訴 8/18 上級委員会報告書配布(履行確認) 8/31 パネル・上級委員会報告書採択	米国の行政見直し等におけるゼロイング(ダンピング・マージンを集計する際、国内価格を上回る価格で輸出された製品の価格データを無視する手法)はGATT第6.1、6.2条及びAD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、3、5.8、6.1、6.2、9、11、18.3、18.4等に違反するとして日本が申立て。パネルは、米国のアンチ・ダンピング手続のうち、(1)初回調査において、国内価格及び輸出価格の加重平均を用いてダンピング率を算出する際にゼロイングを用いることはWTO協定違反である、と判断しつつも、(2)その他の手続(定期見直し等)におけるゼロイングはWTO協定違反ではない、との判断を行った。これに対して上級委員は、日本の主張を全面的に受け入れ、個別措置を含めて、アンチ・ダンピング手続のほとんどにおいて、ゼロイングを使用することはWTO協定に違反すると認定し、この点に関するパネルの結論を覆した。履行確認パネルの報告書では、ゼロイング手法そのもの(as such)、及び、ゼロイングの個別ケースにおける適用(as applied)について、是正がなされておらず、米国はWTO勧告を履行する義務を果たしていないと認定された。上級委員会も、パネル報告を全面的に支持するした報告書を発出し、米国がWTO勧告を履行する義務を果たしていないことが確定した。	AD GATT
323. 日本の海苔の輸入 割当制度	韓国 【中国、EU、ニュー ジーランド、米国】	2004/12/ 1 協議要請 2005/ 2/ 4 パネル設置要請 3/21 パネル設置 2006/ 1/23 二国間合意通報 2/ 1 パネル報告書(案件の経緯のみ記 載)配布	日本における韓国産の乾燥・味付け海苔の輸入割当制度はGATT第11、10.3条及び農業協定4.2条及びライセンズ協定第1.2、1.6条に違反するとして韓国が申立て(韓国産海苔への輸入割当を増やすとの合意により妥結)。	GATT ライセンス
324. 米国のタイ産のエ ビに対する暫定的アン チ・ダンピング措置	タイ 【日本、ブラジル、 EU、中国、インド、 エクアドル】	2004/12/ 9 協議要請	ゼロイング等の手法により決定されたタイ産のエビに対する米国の暫定的AD措置は、AD協定第1、2.4、2.4.2、6.8、6.13、7.1条及びGATT第6条に違反するとしてタイが申立て。	AD GATT
325. メキシコ製ステン レス鋼に対する米国の アンチ・ダンピング決 定	メキシコ 【日、EU】	2005/ 1/ 5 協議要請	メキシコ製ステンレス鋼に対する米国のAD決定はAD協定第1、2、5、9、11、18.4条及びGATT第6.1、6.2、10.3条(a)に違反するとしてメキシコが申立て。	AD GATT
326. EUのチリ産サー モンに対するセーフ ガード措置	チリ	2005/ 2/ 8 協議要請 5/12 チリ協議取り下げ	チリ産のサーモンに対するEUのセーフガード措置は、セーフガード協定第2、4、5条及びGATT第19条に違反するとしてチリが申立て。	GATT
327. エジプトのパキス タン製マッチに対する アンチ・ダンピング課 税	パキスタン 【日本、米国、 EC、中国】	2005/ 2/21 協議要請 6/ 9 パネル設置要請 7/20 パネル設置 2006/ 3/27 二国間合意通報	パキスタン製マッチへのエジプトのアンチ・ダンピング課税に係る手続やダンピング決定手法は、AD協定及びGATTの関連規定に違反するとしてパキスタンが申立て。	AD GATT
328. EUのサーモン対 するセーフガード措 置最終決定	ノルウェー 【チリ】	2005/ 3/ 1 協議要請 3/ 8 チリ、協議参加を要請 3/17 EU、チリの第三国参加を受け入れ	EUによる外国産サーモンへに係るセーフガード措置(関税割当や最低価格制度等)の最終決定は、SG協定第2、3、4、5、7、11条及びGATT第19条に違反するとしてノルウェーが申立て。	SG GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
329. パナマの乳製品に 関する関税分類	メキシコ	2005/ 3/16 協議要請 10/ 6 二国間合意通報	パナマによるミルクの加工製品に係 る関税分類の変更(従来の「加工ミル ク製品」を「粉ミルク」と「その他」 に再分類し、「その他」について関税率 を引上げ)は、GATT第1、2、28条 及び農業協定第4条に違反すると ともに、メキシコの協定上の利益を無 効化・侵害しているとしてメキシコ が申立て。	GATT 農業
330. アルゼンチンのオ リーブオイル、小麦グ ルテン及び桃缶詰に対 する相殺関税	EU	2005/ 4/29 協議要請	アルゼンチンの輸入オリーブオイル、 小麦グルテン及び桃缶詰に対する相 殺関税は、その決定にあたって、補 助金の存在や国内産業における「実 質的な損害」の認定等に問題があり、 GATT第6.3条及び補助金協定第1、 10、11、12、14、19、21に違反す るとしてEUが申立て。	補助金 GATT
331. メキシコのグアテ マラ製銅管へのアン チ・ダンピング税賦課	グアテマラ 【中国、EU、ホン ジュラス、日本、 米国】	2005/ 6/17 協議要請 2006/ 2/ 6 パネル設置要請 3/17 パネル設置 2007/ 6/ 8 パネル報告書加盟国配布 7/24 パネル報告書採択 9/25 二国間合意通報	メキシコによるグアテマラ製銅管へ のAD税の調査及び賦課は、GATT 第6条及びAD協定第1、2、3、4、5、 6、9、12、18条及び附属書IIに違反 するとしてグアテマラが申立て。パ ネルは、メキシコ当局が不十分な証 拠に基づいて調査開始をしたとして、 AD協定第5、6条違反等を認定した。	AD GATT
332. ブラジルの再生タ イヤの輸入に関する措 置	EU 【アルゼンチン、豪 州、中国、キュー バ、グアテマラ、日 本、韓国、メキシ コ、パラグアイ、台 湾、タイ、米国】	2005/ 6/20 協議要請 11/17 パネル設置要請 2006/ 1/20 パネル設置 2007/ 6/12 パネル報告書配布 9/ 3 EUによる上級委申立て 12/ 3 上級委員会報告書配布 12/17 パネル・上級委員会報告書採択 2008/ 6/ 4 EUよりRPT期間について仲裁要請 8/29 仲裁によりRPTを12月17日まで と決定 2009 1/ 7 シークエンス合意	ブラジルによる再生タイヤの輸入禁 止措置、輸入禁止に伴う罰則金制度 及びメルコスール諸国に対する同措 置の適用除外は、GATT第1.1、3.4、 11.1、13.1条に違反するとしてEUが 申立て。パネルはブラジルの措置は GATT第20条(b)の例外措置への該 当性を認めたが、ブラジル国内裁判 所による仮差し止め命令に基づく中 古タイヤ輸入が著しい量である点は 「偽装された貿易制限」であり同条柱 書きを満たさないとGATT第11 条違反を認定。上級委員は、GATT第 20条柱書の判断については差別の理 由・合理性に基づいて行うべきであ るとして、パネルが採用した数量基 準を否定したが、GATT第11条違反 という結論は支持した。	GATT
333. ドミニカ共和国の コスタリカからの輸入 に係る外国為替手数料	コスタリカ	2005/ 9/12 協議要請	ドミニカ共和国の外貨取引に係る為 替手数料(13%)は、GATT第2.1条 (b)の規定する課徴金に該当し、同 条項及びその他関連条項に違反す るとしてコスタリカが申立て。	GATT
334. トルコの米の輸入 に係る措置	米国 【アルゼンチン、豪 州、中国、エジプ ト、EU、韓国、パ キスタン、タイ】	2005/11/ 2 協議要請 2006/ 2/ 6 パネル設置要請 3/17 パネル設置 2007/ 9/21 パネル報告書配布 10/22 報告書採択 11/20 トルコ、履行の意思通報 2008/ 5/13 シークエンス合意	トルコによる米国産米の輸入に係る 措置(譲許税率を超える税率での輸 入ライセンスの発給、関税割当にあ たつての輸入者への国産米購入義務 づけ等)はTRIM協定第2条、GATT 第3、11条、農業協定第4条及び輸 入ライセンス協定第1、3、5条に違 反するとして米国が申立て。パネル は、農業協定第4条違反等を認定し た。	TRIM GATT 農業 ライセン ス
335. 米国のエクアドル 産エビに対するアン チ・ダンピング措置	エクアドル 【ブラジル、チリ、 中国、EU、インド、 日本、韓国、メキ シコ、タイ】	2005/11/17 協議要請 2006/ 6/ 8 パネル設置要請 7/19 パネル設置 2007/ 1/30 パネル報告書配布 2/20 パネル報告書採択	米国が、初回調査において、エクア ドル産エビのダンピング・マージン 計算に「ゼロインク」手法を使い、こ れに基づきAD税の賦課を行ったこ とは、GATT第6条及びAD協定第 2.4.2条等に違反するとしてエクア ドルが申立て。パネルは、初回調査 におけるダンピングの最終認定及びア ンチ・ダンピング税の最終決定にお けるゼロインクの適用は、AD協定 第2.4.2条に反するとの判断を行った。	AD GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS336～DS340)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員会の概要	関連協定
336. 日本の韓国製DRAMチップに対する相殺関税措置	韓国 【EU、米国、台湾 (履行確認パネル)】	2006/ 3/14 協議要請 5/18 パネル設置要請 6/19 パネル設置 2007/ 7/13 パネル報告書加盟国配布 8/30 日本、上級委申立て 11/28 上級委報告書配布 12/10 韓国のDSU第21.3(c)条に基づく 仲裁要請 2008/ 5/ 5 仲裁報告書発出 9/ 9 パネル設置要請(履行確認) 9/10 シークエンス合意 9/23 パネル設置(履行確認) 2009/ 3/ 5 パネル検討手続停止(履行確認) 2010/ 3/ 5 パネル設置根拠喪失(履行確認)	日本による韓国製DRAM(Dynamic Random Access Memories)に対する相殺関税賦課は、GATT第6.3、10.3条、補助金協定第1、2、10、11、12、14、15、15.5、19、19.1、21、22及び32.1条に反するとして韓国が申立て。パネルは補助金協定第1、14、19.4条違反を認定した。上級委は、1、14条違反の一部の論点についてパネルの判断を取り消した。	補助金 GATT
337. EUのノルウェー産サーモンへのアンチ・ダンピング措置	ノルウェー 【カナダ、中国、香港、日本、韓国、米国】	2006/ 3/17 協議要請 5/29 パネル設置要請 6/22 パネル設置 11/16 パネル報告書配布 2008/ 1/15 パネル報告書採択 2/ 8 EU、履行の意思表明 2/29 RPTについて合意	EUによるノルウェー産養殖サーモンのダンピング最終決定と、暫定的なAD税の賦課は、GATT第6条、AD協定第1、2、3、5、6、9、12、18条の関連条項及び附属書IとIIに反するとしてノルウェーが申立て。パネルは、AD協定第2、3、4、5、6、9条の関連条項についてEUの違反を認定した。	AD GATT
338. カナダの米国産トウモロコシへのアンチ・ダンピング及び相殺関税	米国	2006/ 3/17 協議要請	カナダによる米国産粒トウモロコシへのAD税及び相殺関税の暫定賦課は、AD協定第1、3、7、12.2.1条、補助金協定第5、10、17、22.4条及びGATT第6条に反するとして米国が申立て。	AD 補助金 GATT
339、(340)、(342). 中国の自動車部品の輸入に関連する措置	EU(339) 米国(340) カナダ(342) 【アルゼンチン、豪州、日本、メキシコ、台湾、ブラジル、タイ】	2006/ 3/30 協議要請(「342」4/13) 9/15 パネル設置要請(統一パネルの設置) 10/26 パネル設置 2008/ 7/18 パネル報告書配布 9/15 中国による上訴 12/15 上級委報告書配布 2009/ 1/12 パネル・上級委報告書採択 2/27 RPTについて合意 9/ 1 RPT終了	中国が「自動車産業発展政策」において、輸入自動車部品が完成車の特徴を備えていると認定される場合、自動車部品ではなく完成車としての特徴を備えていると認定し、完成車の関税率を適用するとしていることは、GATT第2.1(a)、2.1(b)、3.1、3.4、3.5条、TRIM2.1、2.2条、補助金協定第3条及び加盟議定書・作業部会報告書の関連条項に反するとしてEU、米国及びカナダが申立て。パネルが、GATT2条1(b)「通常の関税」の意味を語釈している、また、その語釈の故に、GATT3条2の「内国税その他の内国税課徴金」に係る事実認定において誤っているなどとして、中国より上訴された件について、上級委報告書が配布され、上級委は、①中国による当該措置は、GATT3条2項にいう内国税であり、GATT2条1項(b)における「通常の関税」には当たらないとするパネル報告書の判断を支持。②中国による当該措置は、同種の国内産自動車部品には適用されず輸入品にのみ適用されるものであり、GATT3条2項に非整合とするパネル報告書の判断を支持。③中国による当該措置は、同種の国内産自動車部品より不利な待遇(less favorable treatment)を輸入品に課しており、GATT3条4項に非整合とするパネル報告書の判断を支持し、中国に対して、GATT上の義務を履行するようDSBが要求するよう勧告した。	GATT TRIM 補助金 GATS 加盟議定書
340. 中国の自動車部品の輸入に関連する措置	米国 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、日本、メキシコ、台湾、タイ】	(DS339と合併)		

第3章

紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS341～DS345)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
341. メキシコのEU産 オリーブ油への相殺関 税最終決定	EU 【カナダ、中国、 日本、ノルウェー、 米国】	2006/ 3/31 協議要請 12/ 7 パネル設置要請 2007/ 1/23 パネル設置 2008/ 9/ 4 パネル報告書配布 10/21 パネル報告書採択	メキシコによるEU産オリーブ油への相殺関税調査及び相殺関税の賦課は、GATT第6条、補助金協定第1、10、11、12、13、14、15、16、19、22、32条及び農業協定第13、21条に反するとしてEUが申立て。 パネル報告書は、国内産業の定義について、申請者が申請をした時点で、あるいは、調査期間中に生産を行っていない場合には国内産業を構成しないというECの主張に対し、パネルは16.1条では申請時点、あるいは、調査期間中に生産を行っていないことまで求めているのではないとして、ECの主張を棄却し、メキシコ政府が行ったEC産オリーブオイルに関する2000年～2003年の期間の損害調査は、限定的であり、実証的な証拠に基づいた損害決定ではないとした。	GATT 補助金 農業
342. 中国の自動車部品 の輸入に関連する措置	カナダ 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 日本、メキシコ、 台湾、タイ】	(DS339と合併)		
343. 米国のタイ産エビ への措置	米国 【ブラジル、チリ、 中国、EU、インド、 韓国、日本、メキ シコ、ベトナム】	2006/ 4/24 協議要請 9/15 パネル設置要請 10/26 パネル設置 2008/ 2/29 パネル報告書配布 4/17 タイによる上訴 4/29 米国による上訴 7/16 上級委員会報告書配布 8/ 1 パネル・上級委員会報告書採択 8/29 米国、履行の意思表示 10/31 RPTについて合意 2009/ 4/ 1 RPT終了	米国によるタイ産エビへのAD仮決定・最終決定における「ゼロインク」の適用及び算定されたダンピング・マージンに基づくAD税の賦課は、AD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、3.1～3.5、5.8、9.2、9.3条及びGATT第2、3、6条に反し、また、米国によるボンド要求自体及びタイ産エビ輸入への適用は、GATT第1、2、3、11.1、13.1、20(d)に反するとしてタイが申立て。 上級委員は、米国の措置はAD協定18.1条に非整合であるとしたパネルの決定を支持し、DSBに対し、米国にWTO協定上の義務の履行を求めるよう勧告する旨の報告書を配布。	AD GATT
344. 米国のメキシコ製 ステンレス鋼へのダン ピング最終決定	メキシコ 【チリ、中国、 EU、日本、タイ】	2006/ 5/26 協議要請 10/12 パネル設置要請 10/26 パネル設置 2007/12/20 パネル報告書配布 2008/ 1/31 メキシコによる上訴 4/30 上級委員会報告書配布 5/20 パネル・上級委員会報告書採択 8/11 メキシコ、仲裁要請 10/31 仲裁人、RPTを2009/4/30に決定 2009/ 4/30 RPT終了 8/19 メキシコによる協議要請(履行確認)	米国によるメキシコ製ステンレス鋼へのAD最終決定について、米国1930年関税法の関連規定、商務省の関連規則及びダンピング・マージンの初回調査及び行政見直しに係るゼロインクの適用は、GATT第6条、AD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、5、6.10、9、11、18条及びWTO設立協定第16.4条に反するとしてメキシコが申立て。パネルは、初回調査W-W比較におけるゼロインクの違反を認定しつつも、定期見直しにおける違法性を否定。 上級委員会は、定期見直しにおける違法性を認定し、パネルの判断を取り消した。	AD GATT WTO設立
345. 米国のAD・相殺 関税に基づくボンド指 令	インド 【ブラジル、中国、 EU、日本、タイ】	2006/ 6/ 6 協議要請 10/13 パネル設置要請 11/21 パネル設置 2008/ 2/29 パネル報告書配布 4/22 インドによる上訴 4/29 米国による上訴 7/16 上級委員会報告書配布 8/ 1 パネル・上級委員会報告書採択 10/31 RPTについて合意 2009/ 4/ 1 RPT終了	米国の改正ボンド指令及びインド産エビへの拡張的なボンド要求は、AD協定第1、7.1、7.2、7.4、7.5、9.2、9.3、9.3.1、18.1、18.5条、GATT第1、2、3、6.2、6.3、10、11、13条及び補助金協定第10、17.4、17.5、19.3、19.4、32.1、32.5条に反するとしてインドが申立て。 上級委員は、米国の措置はAD協定18.1条に非整合であるとしたパネルの決定を支持し、DSBに対し、米国にWTO協定上の義務の履行を求めるよう勧告する旨の報告書を配布。	AD GATT 補助金

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS346～DS353)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
346. 米国のアルゼンチン製油井管へのAD行政見直し	アルゼンチン	2006/ 6/20 協議要請	米国のアルゼンチン製油井管へのAD行政見直しは、AD協定第2.2、2.4、6.1、6.2、6.6、6.8、6.9、9.2、9.3、12.2、12.2.2条、附属書Ⅱ及びGATT第6条に反し、また、ダンピング・マージンの算定に関する米国1930年関税法の規定はAD協定第2.2.2条及びGATT第6条に反するとしてアルゼンチンが申立て。	AD GATT
347. EUの大型民間航空機の取引に関連する措置(二次申立て)	米国 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2006/ 1/31 協議要請 4/10 パネル設置要請 5/ 9 パネル設置 10/ 6 米国、パネル手続の一時停止を要請 2007/10/ 7 パネル設置根拠喪失	EUによる民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)(b)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、6.3(b)、6.3(c)、6.4条及びGATT第3.4、16.1条に違反するとして米国が申立て(先行していたDS316への付託事項を拡張するための二次申立て)。	補助金 GATT
348. コロンビアのパナマからの物品輸入に関する関税措置	パナマ	2006/ 7/20 協議要請 12/ 1 二国間合意通報	コロンビアによるパナマからの物品輸入に関する関税措置(関税額の算定方法、輸入港の制限、インボイスへの追加的な情報記載要求)は、関税評価協定第1、7、13、附属書I総則及びGATT第1.1、2.1(a)(b)、5.6、10.1、10.3(a)、11.1、13.1条に反するとしてパナマが申立て。	関税評価 GATT
349. EUのニンニクへの関税割当関連措置	アルゼンチン	2006/ 9/ 6 協議要請	二国間合意に基づくEUの中国産生・冷凍ニンニクへの関税割当枠拡大は、他国が交渉によって得た権利を損なうものであり、地域貿易協定に関するGATT第24.6条、譲許表の修正に関するGATT第28条及びWTO設立協定第14.4条等に反するとしてアルゼンチンが申立て。	GATT WTO設立
350. 米国のゼロイング手法の維持と継続的な適用	EU 【ブラジル、中国、エジプト、インド、日本、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾、タイ】	2006/10/ 2 協議要請 10/ 9 EU、追加協議を要請 2007/ 5/10 EU、パネル設置要請 2007/ 6/ 4 パネル設置 2008/10/ 1 パネル報告書配布 11/ 6 EUによる上訴 11/18 米国による上訴 2009/ 2/ 4 上級委報告書配布 2/19 パネル・上級委報告書採択 6/ 2 RPTについて合意 12/19 RPT終了 12/29 シークエンス合意	米国によるダンピング・マージンの行政見直し最終決定におけるゼロイング適用の維持は、AD協定第1、2、2.4、2.4.2、9.1、9.3、9.5、11、18.4条、GATT第6条及びWTO設立協定第14.4条に反するとしてEUが申立て。 米国によるイタリアのボールベアリング等に対するAD調査にあたってゼロイングが用いられたことについて争われた本件について、パネルは、米国の措置をWTO非整合とし、DSBが米国に対し、それらの措置をWTO協定整合的に改めるよう求めるよう勧告。	AD GATT WTO設立
351. チリの乳製品への暫定セーフガード措置	アルゼンチン 【米国】	2006/10/25 協議要請 2007/ 3/ 8 アルゼンチン、パネル設置要請 4/24 パネル設置 7/31 アルゼンチン、パネル手続停止要請 2007/ 8/ 3 パネル停止 2008/ 8/ 1 パネル設置根拠喪失	チリによる乳製品への暫定セーフガード措置は、GATT第1、19条及びセーフガード協定第2、3.1、4、5.1、6、12.4条に反するとしてアルゼンチンが申立て。	GATT SG
352. インドのEU産ワイン・蒸留酒の輸入・販売に関連する措置	EU 【豪州、チリ、日本、米国】	2006/11/20 協議要請 2007/ 3/23 パネル設置要請 4/24 パネル設置 7/13 パネル手続停止要請 7/16 パネル停止 2008/ 7/17 パネル設置根拠喪失	インドによるEU産ワイン・蒸留酒への追加関税、特別追加関税の賦課及びインドのTamil Nadu州による同産品への流通規制の適用が、GATT第2.1(a)(b)、3.2、3.4、11条に反するとしてEUが申立て。パネル会合前にインドがワイン・蒸留酒への追加関税の撤廃の通達を発出したことを受け、EUはパネル進行停止を要請。	GATT
353. 米国の大型民間航空機の取引に関連する措置(二次申立て)	EU 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2005/ 6/27 協議要請 2006/ 1/20 パネル設置要請 2/17 パネル設置	米国による民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)条及びGATT第3.4条に違反するとしてEUが申立て(先行していたDS317への付託事項を拡張するための二次申立て)。	補助金 GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告書の概要	関連協定
354. カナダのワインと ビールへの課税免除・ 減額	EU	2006/11/29 協議要請 2008/12/17 カナダ、EU、相互合意	カナダによるカナダ産ワインへの課 税免除及びカナダ産ビールへの課税 額の減額措置は、GATT第32、34 条、補助金協定第3.1(b)、3.2条に反 するとしてEUが申立て。	GATT 補助金
355. ブラジルのアルゼ ンチン産の樹脂に対す るAD措置	アルゼンチン 【日本、EU、台 湾、米国】	2006/12/26 協議要請 2007/ 6/ 7 アルゼンチン、パネル設置要請 7/24 パネル措置 2008/ 2/ 4 パネル手続停止 2009/ 2/ 5 パネル設置根拠喪失	ブラジルによるアルゼンチン産樹脂 へのAD調査、決定及びAD税の賦 課はAD協定第2.2.1、2.2.1.1、2.2.2、 2.4、3.1、3.2、3.4、3.5、6、8、10、 12条及びGATT第6条に反し、また、 ダンピング決定の見直し手続はAD 協定第9、18.4及びGATT第10条等 に反するとしてアルゼンチンが申立 て。	AD GATT
356. チリの乳製品への 確定セーフガード措置	アルゼンチン 【米国】	2006/12/28 協議要請 2007/ 3/ 8 アルゼンチン、パネル設置要請 4/24 パネル設置 7/31 アルゼンチン、パネル手続の停止 要請 8/ 3 パネル議長、パネル停止を表明 2008/ 8/ 1 パネル設置根拠喪失	チリによる乳製品への確定セーフ ガード措置は、GATT第1、19条及 びセーフガード協定第2、3.1、4、 5.1、7.1、12.2条等に反するとしてアル ゼンチンが申立て。	SG GATT
357. 米国のトウモロコ シ他農産品への補助金 等国内支持	カナダ 【アルゼンチン、豪 州、EU、ニカラグ ア、タイ、チリ、中 国、インド、メキシ コ、NZ、南ア、台 湾、日本】	2007/ 1/ 8 協議要請 2007/ 6/ 7 カナダ、パネル設置要請(11/15 この要請を撤回) 11/ 8 パネル設置要請 12/17 パネル設置(DS365と併合)	米国による米国内のトウモロコシ及 びその他農産品の生産者・輸出者へ の補助金その他国内支持は、補助金 協定第3.1(a)、3.2、5(c)、6.3(c)条 及び農業協定第3.2、3.3、8、9.1、 10.1条に反するとしてカナダが申立 て。	補助金 農業
358. 中国の租税その他 支払の還付、減額及び 免除	米国 【日本、豪州、EU、 メキシコ、カナダ】	2007/ 2/ 2 協議要請 4/27 米国、追加協議要請 7/12 米国、パネル設置要請 8/31 パネル設置(DS359と合併) 12/19 中国と米国で本件について合意	中国による輸出型企業を対象とした 租税その他支払の還付、減額及び免 除措置が、補助金協定第3条、 GATT第3.4条、TRIM2条及び中国 の加盟議定書・作業部会報告書の関 連規定に反するとして米国が申立 て。	GATT 補助金 TRIM 加盟議定書
359. 中国の租税その他 支払の還付、減額及び 免除	メキシコ 【日本、豪州、EU、 米国、カナダ】	2007/ 2/26 協議要請 5/ 4 メキシコ、追加協議要請 7/12 メキシコ、パネル設置要請 8/31 パネル設置(DS358と合併) 2008/ 2/ 7 中国とメキシコで本件について 合意	中国による輸出型企業を対象とした 租税その他支払の還付、減額及び免 除措置が、補助金協定第3条、 GATT第3.4条、TRIM2条及び中国 の加盟議定書・作業部会報告書の関 連規定に反するとしてメキシコが申 立て。	GATT 補助金 TRIM 加盟議定書
360. インドの米からの 輸入に対する追加関税 及び特別追加関税	米国 【日本、豪州、チリ、 EU、ベトナム】	2007/ 3/ 6 協議要請 5/24 パネル設置要請 6/20 パネル設置 2008/ 6/ 9 パネル報告書配布 8/ 1 米国による上訴 8/13 インドによる上訴 10/30 上級委員会報告書配布 11/17 パネル・上級委員会報告書採択	インドによる米国からの輸入品、と りわけワイン及び蒸留酒の輸入に対 してインドが課している追加関税及 び特別追加関税は、GATT第2条1 (a)、(b)、3条2、4の規定に反する として米国が申立て。 上級委員は、パネル報告書パラ8、1に おける、米国がインドによるアル コール飲料への追加関税がGATT2 条に非整合であることの立証を行え ていない、また、米国が、インドに よる特別追加関税がGATT2条に非 整合であることの立証を行えていな いとの事実認定を破棄した上で、パ ネル報告書と同様、上級委員何らの 勧告も行わず。	GATT
361. EUのバナナ輸入 制度	コロンビア	2007/ 3/21 協議要請	EUによるバナナのACP向け関税割 当は、GATT第1条、2条1、3条、 13条及びDSU第4.8条の規定に反す るとしてコロンビアが申立て。	GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS362～DS365)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
362. 中国の知的財産権 問題	米国 【日本、EU、カナ ダ、メキシコ、アル ゼンチン、豪州、 ブラジル、インド、 韓国、台湾、トル コ、タイ】	2007/ 4/10 協議要請 2007/ 8/13 米国、パネル設置要請 9/25 パネル設置 12/13 パネル構成 2009/ 1/26 パネル報告書配布 3/20 パネル報告書採択 6/29 RPTを2010/3/20までと合意	中国における、①商標の不正使用及 び著作物の違法な複製に係る刑事手 続及び刑事罰の扱い、②税関におい て没収された知的財産権侵害物品の 処理、③中国国内での発行又は流通 が許可されていない作品に関する著 作権及び著作隣接権の保護及び執行 の欠如、④著作物の未許可の複製あ るいは未許可の頒布のいずれかのみ を行った者に対する刑事手続及び刑 事罰の欠如、はTRIPS協定第9.1条、 14条、41.1条、46条、59条、61条等 に整合的でないとして米国が申立 て。 パネル報告書は、②について、税関 措置に関し、商標の単なる除去で十 分であるとの点についてはTRIPS協 定第59条に非整合、③について同協 定第9.1条、41.1条に非整合として米 国の主張を是認する一方、①・④に ついて、米国は刑事罰の閾値が同協 定第61条に非整合であることに關し て举证責任を果たしていない、また、 ②について、税関措置のうち、侵害 物品を競売に付しているとの点につ いては米国は同協定第59条に非整合 であることに關して举证責任を果た していないと判断した。	TRIPS
363. 中国の著作権物に 係る市場アクセス問題	米国 【EU、日本、豪州、 韓国、台湾】	2007/ 4/10 協議要請 7/10 米国、追加協議要請 10/10 米国、パネル設置要請 11/27 パネル設置 2008/ 3/27 パネル構成 2009/ 8/12 パネル報告書配布 9/22 中国上訴 10/ 5 米国上訴 12/21 上級委員会報告書配布 2010/ 1/19 パネル・上級委員会報告書採択	中国による出版物及び音響映像製品 の輸入・流通制限が、中国の加盟議 定書5条(貿易権の付与)、GATT第 3.4条、GATS第16条、17条等に反 するとして米国が申立て。 パネル報告書では、①外資事業者が 書籍・映像製品・劇場用フィルム等 の輸入事業に従事することを禁止す る措置等につき、貿易権を付与して いないとして加盟議定書及び加盟作 業部会報告書違反、かつ、GATT20 条(a)(公徳の保護のために必要な措 置)により正当化されないと判断、 ②出版物、電子的形態の音声記録製 品、音響映像娯楽製品の流通に関す る措置について、GATS第16、17条 違反と判断、③輸入出版物を不利な 競争条件におく措置について、 GATT第3.4条違反と判断した。 上級委員会報告書では、①・②に係 る中国の上訴に対し、パネル報告書 の判断を是認した。他方、加盟議定 書違反に対するGATT第20条(a)の 例外規定の適用可能性の問題につ いて、適用可能との判断を示した(パ ネル報告書は判断を避けた)。	GATT GATS 加盟議定書
364. EUのバナナ輸入 制度	パナマ	2007/ 6/22 協議要請	EUによるバナナのACP向け関税割 当は、GATT第1条、2条、8条1、8 条2及び18条の規定に反するとして パナマが申立て。	GATT
365. 米国の農産品に対 する国内補助及び輸出 信用	ブラジル 【アルゼンチン、 豪州、インド、ニ カラグア、タイ、 EU、カナダ、コ スタリカ、グアテ マラ、メキシコ】	2007/ 7/11 協議要請 11/ 8 パネル設置要請 12/17 パネル設置(DS357と併合)	米国による農産品に対する国内補助 と輸出信用は、農業協定第3.2条、3.3 条、8条、9.1条、10.1条及び補助金 協定第3.1条(a)、3.2条に反するとし てブラジルが申立て。	農業 補助金

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
366. コロンビアによる 入港規制	パナマ 【グアテマラ、ホン ジュラス、台湾、 中国、エクアドル、 EU、トルコ、米国】	2007/ 7/12 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/22 パネル設置 2008/ 2/ 8 パネル構成 2009/ 4/27 パネル報告書配布 5/20 パネル報告書採択 10/ 2 仲裁人、RPTを2010/ 2/ 4まで と決定 2010/ 2/23 シークエンス合意	コロンビアによる物品販売税の算出 方法は、関税評価協定第1-7条及び 13条とGATT第2条1(a)、1(b)、3 条2、5条1、5条2、5条3(a)、5条6、 6条1、7条、8条1に反するとしてパ ナマが申立て。 パネルは、指示価格設定について関 税評価協定非整合、指示価格措置に 係る入港に関する措置について GATT第1条(最恵国待遇)、5条(通 過の自由)、11条(数量制限の禁止) に非整合、更に、コロンビアによる 入港措置についてGATT20条による 正当化主張を却下。コロンビアに対 し、当該措置を関税評価協定・ GATT上の義務に適合するよう勧 告。	関税評価 GATT
367. 豪州によるNZか らのリンゴ輸入に関す る措置	ニュージーランド 【チリ、EU、日本、 パキスタン、台湾、 米国】	2007/ 8/31 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2008/ 1/21 パネル設置 3/12 パネル構成	豪州によるニュージーランドからの 輸入リンゴに対して要求されること となった検疫措置が、SPS協定第2 条、5条、8条及びAnnexCに非整合 であるとしてニュージーランドが申 立て。	SPS
368. 米国の中国産光沢 紙に対するAD及び相 殺関税の暫定措置	中国	2007/ 9/14 協議要請	米国商務省が2007年4月2日と5月 29日にそれぞれ決定した、中国産光 沢紙(塗工紙の一種)に対するAD及 び相殺関税の暫定措置について、 GATT第6条(AD税及び相殺関税)、 補助金協定及びAD協定に非整合的 であるとして中国が申立て。	AD GATT 補助金
369. EUのアザラシ製 品の輸入販売に係る禁 止措置	カナダ	2007/ 9/25 協議要請	ベルギーとオランダで行われている アザラシ製品に対する輸送、製造、 市場に於ける売買及び販売に係る措 置が、GATT第1.1、3.4、5.2、5.3、 5.4、11.1条及びTBT協定第2.1、2.2 条に抵触するとしてカナダが申立 て。	TBT GATT
370. タイのEUからの 輸入品に係る関税評価	EU 【米国、フィリピン】	2008/ 1/25 協議要請	タイ税関が2006年9月からEUから のアルコール飲料その他の製品につ いて、輸入者の取引価格によらず、 タイ税関当局が情報開示のないまま 設定した標準利益と支出に基づいて 産出した価格により関税を決定し、 それによらない場合には保証金を要 求しているのは、GATT第1(最恵国 待遇)、2(譲許表)、3(内国民待遇)、 7(関税評価)、10(貿易規則の公表)、 11(数量制限)の各条に非整合である としてEUが申立て。	GATT
371. タイのフィリピン 産のタバコに対する税 関に於ける措置	フィリピン 【EU】	2008/ 2/ 7 協議要請 9/29 パネル設置要請 11/17 パネル構成	タイ財務省と密接な関係にあるタイ におけるタバコ専売会社TTMによ るフィリピンからのタバコ輸入につ いて、関税評価、内国消費税等の課 税、付加価値税の課税、小売業のラ イセンス制について、GATT第2(譲 許表)、3(内国民待遇)、7(関税評 価)、10(貿易規則の公表及び施行)、 関税評価協定第1-7、10、13、16の 各条等に非整合であるとしてフィリ ピンが申立て。	GATT
372. 中国の金融情報に 係る配信規制	EU 【米国】	2008/ 3/ 3 協議要請 12/ 4 二国間合意	中国に於いて、外国の金融情報供給 者が新華社の承認(approval)や年間 の活動を新華社に対して報告 (report)を要求されていることは、 GATS16、17、18条、中国加盟議定 書パラ309、TRIPS協定39.2条に非 整合的であるとしてEUが申立。	GATS TRIPS 加盟議定書

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS373～DS379)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
373. 中国の金融情報に 係る配信規制	米国 【EU】	2008/ 3/ 3 協議要請 12/ 4 二国間合意	中国に於いて、外国の金融情報供給 者が新華社に指名された主体 (entity)を通じて提供することを求 められていることは、GATS16、17、 18条、中国加盟議定書パラ309に非 整合であるとして米国が申立。	GATS TRIPS 加盟議定書
374. 南アフリカの非 コート紙に対するAD 措置	インドネシア	2008/ 5/ 9 協議要請 11/20 インドネシア、協議要請撤回	2005年8月17日に行われたインドネ シア産非コート紙に対するAD措置 のサンセットレビューにて、AD措 置終了が決定されたにもかかわらず AD税の徴収が継続されたため、AD 協定11.3、11.4条に非整合としてイ ンドネシアが申立。 南アは、2008年6月10日、2003年11 月27日以降実施されたインドネシア からのA4版非コート紙に対するAD 措置の撤回を発表し、2008年6月10 日には、これらAD措置に係るサン セットレビューの廃止と、2003年11 月27日以降支払われたAD税の還付 を決定したことを受け、11月20日、 インドネシアは協議要請を撤回する 旨表明。	AD
375. EUによるIT製品 の関税上の取扱い	米国 【豪州、ブラジル、 中国、コスタリカ、 香港、中国、イン ド、韓国、フィリ ピン、シンガポール、 タイ、トルコ、ベトナ ム】	2008/ 5/28 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2009/ 1/22 パネル構成	EUによるITA対象製品に対する課 税はGATT2条等に非整合的である として米国より申立。	GATT
376. EUによるIT製品 の関税上の取扱い	日本 【豪州、ブラジル、 中国、コスタリカ、 香港、中国、イン ド、韓国、フィリ ピン、シンガポール、 タイ、トルコ、ベトナ ム】	2008/ 5/28 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2009/ 1/22 パネル構成	EUによるITA対象製品に対する課 税はGATT2条等に非整合的である として日本より申立。	GATT
377. EUによるIT製品 の関税上の取扱い	台湾 【豪州、ブラジル、 中国、コスタリカ、 香港、中国、イン ド、韓国、フィリ ピン、シンガポール、 タイ、トルコ、ベトナ ム】	2008/ 6/12 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2009/ 1/22 パネル構成	ECによるITA対象製品に対する課 税はGATT2条等に非整合的である として台湾が申立。	GATT
378. 中国の金融情報に 係る配信規制	カナダ	2008/ 6/20 協議要請 12/ 4 カナダと中国、相互合意	中国において、外国の金融情報供給 者が新華社に指名された主体 (entity)を通じて提供することを求 められていることは、GATS16、17、 18条及び中国加盟議定書パラ309に 非整合であるとしてカナダが申立。	GATS 加盟議定 書
379. 米国による中国製 品に対するAD・相殺 関税最終措置	中国 【アルゼンチン、豪 州、バーレーン、ブ ラジル、カナダ、 EU、インド、日本、 クウェート、メキシコ、 ノルウェー、サウジ アラビア、台湾、トル コ】	2008/ 9/19 協議要請 12/ 9 パネル設置要請 2009/ 1/20 パネル設置 3/ 4 パネル構成	米国による中国製鉄製パイプ、オフ ロードタイヤ、織物製袋に対する AD及び相殺関税賦課は、GATT1(最 恵国待遇)、6条(AD及び相殺関税)、 補助金協定1、2、10、12、13、14、 19条(特定性、補助金額の算定、相 殺関税の賦課、徴収、等)、AD協定 1、2、6、9、18条(ダンピングの決 定、証拠、AD税の賦課及び徴収、 等)等に非整合であるとして中国が 申立。	AD 補助金 GATT

(DS380～DS384)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
380. インドの輸入ワイン及びスピリッツに対する税その他の措置	EU	2008/ 9/22 協議要請 12/17 追加協議要請 2009/ 5/ 4 追加協議要請 11/16 追加協議要請	インドのMaharashtra州が輸入ワイン等に課しているspecial fee、及び自州企業に免除しているにもかかわらず外国製ワイン及びスピリッツに課しているexcise feeがGATT3条(内国民待遇)及び補助金協定3条(禁止補助金)に非整合、Goa州が輸入ワイン及びスピリッツに課しているimport fee及びlabel recording feeがGATT3条(内国民待遇)に非整合、Tamil Nadu州が同州の許可を有していない限り、同州への輸入、同州内の輸送及び販売を禁じていること及び、special feeを課していることがGATT3条(内国民待遇)に非整合であるとして、EUが申立。	GATT
381. 米国のマグロ、マグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置	メキシコ 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、日本、韓国、ニュージーランド、台湾、タイ、ベネズエラ】	2008/10/24 協議要請 2009/ 3/ 9 パネル設置要請 4/20 パネル設置 12/14 パネル構成	米国によるマグロ及びマグロ製品の輸入に係る3つの措置について、TBT協定2(強制規格の立案、制定及び適用)、5(適合性評価手続)、6(適合性評価の承認)、8(適合性評価手続)条、GATT1(最恵国待遇)、3(内国民待遇)条に非整合としてメキシコが申立。	TBT GATT
382. 米国のブラジルからのオレンジジュース輸入に係るAD見直しその他の措置	ブラジル 【アルゼンチン、EU、日本、韓国、台湾、タイ】	2008/11/27 協議要請 2009/ 8/20 パネル設置要請 9/25 パネル設置	ブラジルからのオレンジジュースの輸入に係る2005年8月24日～2007年2月28日までのAD調査見直しと、現在または将来行われるAD見直しにおいて、米国の措置は、GATT2(譲許表)、6条(AD)、AD協定1(原則)、2(ダンピングの決定)、9(AD税の賦課及び徴収)、11(AD税及び価格約束の期間及び見直し)、18条(最終規定)・WTO設立協定16条(WTO協定の遵守)に非整合としてブラジルが申立。	AD GATT WTO設立
383. 米国のタイからのポリエチレン製買物袋に対するAD措置	タイ 【アルゼンチン、EU、日本、韓国、台湾】	2008/11/26 協議要請 2009/ 3/ 9 パネル設置要請 3/20 パネル設置 8/20 パネル構成 2010/ 1/22 パネル報告書配布 2/18 パネル報告書採択	米国は、2004年6月18日に商務省より発表されたAD調査結果と2004年7月15日に同省より発表された最終決定(いわゆる初回調査)により、タイからのポリエチレン製買物袋に対して、ゼロイング手法を用いてAD税賦課を2004年8月9日より開始したところ、タイは、特に修正された最終決定におけるゼロイング手法の適用は、GATT6条及びAD協定2.4.2条(公正な比較)に非整合として申立。米国は、タイの請求を実質的に争わず、パネル報告書は、タイの請求を全面的に認めた。	AD GATT
384. 米国の特定国からの輸入に係るラベリング要求	カナダ 【メキシコ、アルゼンチン、豪州、コロンビア、EU、インド、日本、韓国、ニュージーランド、中国、ペルー】	2008/12/ 1 協議要請 2009/10/ 7 パネル設置要請 11/19 パネル設置(DS386と統合)	米国の2008年農業法修正に基づく義務的な原産国ラベリング制度(COOL: the mandatory country of origin labeling)は、小売レベルで消費者に対し牛肉と豚肉を含む商品について原産国表示を義務づけ、誕生、生育及び屠殺を米国内で行った動物のみを排他的に米国産とすることとしており、牛肉又は豚肉について米国での飼育若しくは直ちに屠殺するために輸出された家畜との区別を行うための措置であり、GATT3条4項(内国民待遇)、9条4項(原産地表示)、10条3項(貿易規則の公表及び施行)、TBT協定2条(強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用)あるいはSPS協定2条(基本的な権利及び義務)、5条(危険性の評価)、7条(透明性の確保)・原産地協定2条(経過期間における規律)に非整合としてカナダが協議要請。	TBT SPS GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS385～DS387)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
385. EUのインドからのポリエチレンテレフタレート(PET)輸入に課されるAD措置失効見直し及び相殺関税	インド	2008/12/ 4 協議要請	2008年12月4日付けで、インドは、ECがインドからのポリエチレンテレフタレート(PET)輸入に際して賦課しているAD税及び相殺関税に係る措置について、ECの措置(regulation)はAD税及び相殺関税の終期設定を求めている5年以内に撤廃するとしているAD協定11.3条及びSCM協定21.3条に非整合、ECのAD税及び相殺関税賦課決定は明確な事実と事実に基づく客観的な調査に基づいておらず、AD協定3.1条(損害の決定)及びSCM協定15.2条(損害の決定)に非整合、秘密情報の取り扱いについて、ECはAD協定6.5条(証拠)及びSCM協定12.4条(証拠)に非整合等として協議を要請。	AD SCM
386. 米国の特定国からの輸入に係るラベリング要求	メキシコ 【カナダ、アルゼンチン、豪州、コロンビア、EU、インド、日本、韓国、ニュージーランド、中国、ペルー】	2008/12/17 協議要請 2009/10/ 9 パネル設置要請 11/19 パネル設置(DS384と統合)	2008年12月17日付けで、メキシコは、米国における2008年農業法により修正された1946年農業マーケティング法に基づく義務的な原産国ラベリング制度(COOL: the mandatory country of origin labeling)は、GATT3条(内国民待遇)、9条(原産地表示)、10条(貿易規則の公表及び施行)、TBT協定2条(強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用)、あるいはSPS協定2条(基本的な権利及び義務)、5条(危険性の評価)、7条(透明性の確保)、原産地協定2条(経過期間における規律)に非整合であるとして、協議を要請。なお、全く同様の協定非整合を指摘して、カナダが2008年12月1日付けで協議要請を行っており(DS384)、メキシコは2008年12月12日付で第三国参加を要請し、2008年12月18日付で、米国より、メキシコの第三国参加を受け入れが通知されている。	TBT SPS 原産地協定 GATT
387. 中国一贈与、貸付け及びその他の奨励措置	米国 【豪州、カナダ、コロンビア、エクアドル、EU、グアテマラ、メキシコ、NZ、トルコ】	2008/12/19 協議要請 2009/ 1/15 カナダ、EU、メキシコ、トルコが協議参加を要請 1/16 豪州、コロンビアが協議参加を要請 1/19 エクアドル、グアテマラ、NZが協議要請に参加 2/ 3 中国が各国の第三国参加を受け入れ	2008年12月19日、米国は、中国によるⅠ. 中国世界トップブランドプログラム(the China World Top Brand Program)Ⅱ. 中国有名輸出ブランドプログラム(the Chinese Famous Export Brand Program)に関して繊維や家電製品、農産品等の幅広い分野において、輸出実績に合致した中国企業に対して拠出される贈与、貸付け及びその他の奨励措置は、補助金協定3条(禁止)、農業協定3(譲許)、9(輸出補助金に関する約束)、10(輸出補助金に関する約束の回避の防止)条、中国加盟議定書12、12.1条、GATT3条4項(内国民待遇)に非整合であるとして協議を要請。	農業 補助金 加盟議定書 GATT

(DS388～DS390)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
388. 中国—贈与、貸付 け及びその他の奨励措 置	メキシコ 【豪州、カナダ、コ ロンビア、エクアド ル、EU、グアテマ ラ、NZ、トルコ、 米国】	2008/12/19 協議要請 2009/ 1/15 カナダ、EU、トルコが協議参加 を要請 1/16 豪州、コロンビア、米国が協議参 加を要請 1/19 エクアドル、グアテマラ、NZが 協議要請を参加 2/ 9 中国が各国の第三国参加を受け 入れ	2008年12月19日、メキシコは、中 国によるⅠ. 中国世界トップブラン ドプログラム(the China World Top Brand Program)Ⅱ. 中国有名輸出ブ ランドプログラム(the Chinese Famous Export Brand Program)に 関して繊維や家電製品、農産品等の 幅広い分野において、輸出実績に合 致した中国企業に対して提出される 贈与、貸付け及びその他の奨励措置 は、補助金協定3条(禁止)、農業協 定3(譲許)、9(輸出補助金に関する 約束)、10(輸出補助金に関する約束 の回避の防止)条、中国加盟議定書 1.2(全般的規定)、12.1(農業)条及び 中国加盟に関する作業部会報告書バ ラ234(農産品に関する輸出補助金)、 GATT3条4項(内国民待遇)に非整合 であるとして協議を要請。	農業 補助金 加盟議定書 GATT
389. EC—米国からの 鶏肉等及び鶏肉等の製 品の輸入に関する措置	米国 【豪州、中国、韓 国、ノルウェー、グ アテマラ、ニュー ジーランド、台湾】	2009/ 1/16 協議要請 1/30 豪州、協議参加を要請 2/10 EU、豪州の第三国参加を受け入れ 10/ 9 米国パネル設置要求 11/19 パネル設置	2009年1月16日付で、米国は、EC が、物質の承認に係る公表及び手続 を行わないまま、肉に含まれる微生 物を減少させるよう科学的処理を行 った鶏肉等の輸入を禁止したこと に伴い、全ての米国からの鶏肉等の 輸入を禁止し、2002年に米国がEC の病原体削減処理に用いる4物質の 使用の承認を求めたものの、6年以 上にわたり、いくつかのECの機関 が、これら4物質の使用は、人体の 健康へのリスクを増すことないと報 告しているにもかかわらず、これら 4物質の使用について承認も否認も 行わなかったこと、2008年5月には、 EU委員会がECフードチェーンと動 物衛生に関する常設委員会及びEC 農業漁業理事会に、これら4物質の 使用した鶏肉等の輸入を認めるよう 提案したのに対し、これら委員会/ 理事会が否認したことは、①SPS協 定2.2(基本的な権利義務)、5(危険性 評価及び適切な保護水準)、8(管理、 検査及び承認手続)条、②GATT10、 11条(貿易規則の公表及び施行)農業 協定4.2条(市場アクセス)、③TBT 協定2条(強制規格の中央政府による 立案、制定及び適用に非整合として、 協議を要請。	SPS TBT GATT
390. 中国—贈与、貸付 け及びその他の奨励措 置	グアテマラ	2009/ 1/19 協議要請	2009年1月19日、グアテマラは、中 国によるⅠ. 中国世界トップブラン ドプログラム(theChina World Top Brand Program)Ⅱ. 中国有名輸出ブ ランドプログラム(theChinese Famous Export Brand Program)に 関して繊維や家電製品、農産品等の 幅広い分野において、輸出実績に合 致した中国企業に対して提出される 贈与、貸付け及びその他の奨励措置 は、①補助金協定3条(禁止)、②農 業協定3(譲許)、8、9(輸出補助金に 関する約束)、10(輸出補助金に関す る約束の回避の防止)条、③中国加 盟議定書1.2(全般的規定)、12.1(農 業)条、④中国加盟に関する作業部 会報告書バラ234(農産品に関する輸 出補助金)⑤GATT3条4項(内国民 待遇)に非整合であるとして協議を 要請。米国、メキシコによる同様の 協議要請(DS387、388)において指摘 している措置と全く同一の措置につ いて協議を要請。	農業 補助金 加盟議定書 GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS391～DS396)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
391. 韓国—牛肉及び牛 肉製品に関する措置	カナダ 【アルゼンチン、ブ ラジル、中国、台 湾、EC、インド】	2009/ 4/ 9 協議要請 2009/ 7/ 9 パネル設置要請 2009/ 7/20 パネル設置	韓国は2003年5月からカナダ産の牛 肉及び牛肉製品の輸入を禁止。韓国 は当該措置の目的をBSEのリスクを 防ぐためとしていた。本措置につい て、カナダは、SPS協定第2.2、2.3 (基本的な権利及び義務)、3.1、3.3 (措置の調和)、5.1、5.5、5.6、5.7(危 険性の評価及び衛生植物検疫上の適 切な保護の水準の決定)、6.1(有害動 植物又は病気の無発生地域及び低発 生地域その他の地域的な状況に対応 した調整)、8(管理、検査及び承認 の手續)条及び別表C(管理、検査及 び承認の手續)並びにGATT第1条1 項(一般的最恵国待遇)、第3条4項 (内国の課税及び規則に関する内国 民待遇)、第11条1項(数量制限の一 般的廃止)に非整合であるとして、 2009年4月9日に協議要請。	SPS GATT
392. 米国—中国からの 家禽類の輸入に関する 措置	中国 【ブラジル、台湾、 EC、ガテマラ、 韓国、トルコ、】	2009/ 4/17 協議要請 2009/ 6/23 パネル設置要請 2009/ 7/31 パネル設置	2009年4月17日付けで、中国は、米 国のオムニバス法727条は、米国農 務省が中国からの輸入に必要な規則 の制定や規則の実施を行うための支 出を行うことを禁じていること等は、 GATT1.1条(最恵国待遇)、11.1条(一 般的数量制限の禁止)及び農業協定 4.2条(市場アクセス)及びSPS協定に 非整合であるとして協議を要請	SPS GATT
393. チリ—アルゼンチ ンからの小麦粉輸入に 対するアンチダンピン グ措置	チリ	2009/ 5/14 協議要請	アルゼンチンはチリによるアルゼン チン産小麦粉に対するアンチダンピ ング措置は、千九百九十四年の関税 及び貿易に関する一般協定第6条の 実施に関する協定第1条(原則)、2.1、 2.2、2.2.1、2.2.2、2.4条(ダンピング の決定)、3.1、3.2、3.4、3.5、3.7、3.8 条(損害の決定)、5.2、5.3、5.4、5.8 条(調査の開始及び実施)、6.1、6.1.3、 6.2、6.6、6.8、6.10条(証拠)、7.1、 7.5条(暫定措置)、9.2、9.3条(ダンピ ング防止税の賦課及び徴収)、12.1、 12.1.1、12.2、12.2.1条(公告及び決定 の説明)、13条(司法上の審査)、 18.1、18.3条(最終規定)、附属書Ⅱ (6.8に規定する入手可能な最善の情 報)、GATT第6条、世界貿易機関を 設立するマラケシュ協定16.4条に非 整合として協議を要請。	WTO設立 AD GATT
394. 中国—鉱物資源の 輸出規制措置	米国 【アルゼンチン、ブラ ジル、カナダ、チリ、 コロンビア、エクア ドル、インド、日本、 韓国、ノルウェー、 台湾、トルコ】	2009/ 6/23 協議要請 2009/11/ 4 パネル設置要請 2009/12/21 パネル設置	2009年6月23日付けで、米国は、中 国によるボーキサイト、コークス等 の輸出数量規制措置は、GATT第8 条(輸入及び輸出に関する手数料及 び手續)、10条(貿易規則の公表及び 施行)、11条(数量制限の一般的廃 止)、中国加盟議定書パラグラフ1.2 (全般的規定)、5.1、5.2(貿易権)、8.2 (輸出入許可)、11.3(輸出入品に課さ れる税及び課徴金)に非整合として 協議を要請。	GATT 加盟議定 書
395. 中国—原材料の輸 出規制措置	EC 【アルゼンチン、ブラ ジル、カナダ、チリ、 コロンビア、エクア ドル、インド、日本、 韓国、ノルウェー、 台湾、トルコ】	DS394に統合		
396. フィリピン—蒸留 酒に対する課税措置	EC 【オーストラリア、 中国、メキシコ、 タイ、台湾】	2009/ 7/29 協議要請 2009/12/10 パネル設置要請 2009/12/21 パネル設置	2009年7月29日付け、EUは、フィ リピンが輸入された蒸留酒に対して 高い関税を課していることは、 GATT第3条2項(内国の課税及び規 則に関する内国民待遇)に非整合と して協議を要請。	GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
397. EC—中国産ファ スナーに対するAD措 置	中国 【ブラジル、カナダ、 チリ、コロンビア、 インド、日本、ノル ウェー、台湾、タイ、 トルコ、米国】	2009/ 7/31 協議要請 2009/10/12 パネル設置要請 2009/10/23 パネル設置	2009年7月31日付け、中国は、EU が中国からのファスナーの輸入に ついて、EU規則No.384/96に基づい てAD税を賦課していることは、世 界貿易機関を設立するマラケシュ協 定第16条4項(雑則)、GATT第1条 1項(一般的最恵国待遇)、第6条1項 (ダンピング防止税及び相殺関税)、 第10条3項(a)(貿易規則の公表及び 施行)、AD協定第6.10(証拠)、9.2、 9.3、9.4(ダンピング防止税の賦課及 び徴収)、12.2.2(公告及び決定の説 明)、18.4(最終規定)に非整合等とし て協議を要請。	WTO設立 GATT AD
398. 中国—原材料の輸 出規制措置	メキシコ 【アルゼンチン、ブラ ジル、カナダ、チリ、 コロンビア、エクア ドル、インド、日本、 韓国、ノルウェー、 台湾、トルコ】	DS394に統合		
399. 米国—中国産タイ ヤの輸入に関する措置	中国 【アルゼンチン、ブラ ジル、カナダ、チリ、 コロンビア、エクア ドル、インド、日本、 韓国、ノルウェー、 台湾、トルコ】	2009/ 9/14 協議要請 2009/12/ 9 パネル設置要請 2009/12/21 パネル設置	2009年9月14日付け、中国は、米国 が中国からのタイヤの輸入について 高関税を課すことは、GATT第1条 1項(一般的最恵国待遇)に非整合で あり、GATT19条(特定の製品の輸 入に対する緊急措置)及びセーフ ガード協定によっても正当化され ない等として協議を要請。	GATT SG 加盟議定 書
400. EC—アザラシ製 品の販売禁止措置	カナダ	2009/11/ 2 協議要請	2009年11月2日付け、カナダは、 ECがアザラシ製品のEC域内での流 通を禁じる措置は、TBT協定第2.1、 2.2(強制規格の中央政府機関による 立案、制定及び適用)、GATT第1条 1項(一般的最恵国待遇)、第3条4項 (内国の課税及び規則に関する内国 民待遇)、第11条1項(数量制限の一 般的廃止)、農業協定第4.2に非整合 として協議を要請	GATT TBT 農業協定
401. EC—アザラシ製 品の販売禁止措置	ノルウェー	2009/11/ 5 協議要請	2009年11月5日付け、ノルウェーは、 ECがアザラシ製品のEC域内での流 通を禁じる措置は、TBT協定第2.1、 2.2、GATT第1条1項、第3条4項、 第11条1項、農業協定第4.2(市場ア クセス)に非整合として協議を要請	GATT TBT 農業協定
402. 米国—ゼロイン グによるダンピングマ ージンの計算	韓国	2009/11/24 協議要請	2009年11月24日付け、韓国は、米 国が韓国からのステンレス鋼の輸入 に対するAD措置に際して「ゼロイン グ」によりダンピングマージンを算 出することは、GATT第6条(ダンピ ング防止税及び相殺関税)、AD協定 第1(原則)、2.1、2.4、2.4.2(ダンピ ングの決定)、5.8(調査の開始及び実施) に非整合として協議を要請。	GATT AD協定
403. フィリピン—蒸留 酒に対する課税措置	米国	2010/ 1/14 協議要請	2010年1月14日付け、米国は、フィ リピンが輸入された蒸留酒に対して 高い関税を課していることは、 GATT第3条2項(内国の課税及び規 則に関する内国民待遇)に非整合と して協議を要請。	GATT
404. 米国—ベトナムか らのエビの輸入に対 するAD措置	ベトナム	2010/ 2/ 1 協議要請	2010年2月1日付け、ベトナムは、 米国がベトナムからのエビの輸入に ついてAD措置を行っていること及 び「ゼロイング」手法を使ったダンピ ング・マージンの計算は、GATT第 1条(一般的最恵国待遇)、2条(議許 表)、6条第1項及び2項(ダンピング 防止税及び相殺関税)、AD協定、 WTO設立協定第16条4項(雑則)等 に非整合として協議を要請。	WTO設立 GATT AD協定

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

(DS405)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
405. EU—中国からの 革靴の輸入に対する AD措置	中国	2010/ 2/ 4 協議要請	2010年2月4日付け、中国は、EUが中国からの革靴の輸入について、AD措置を行っていること及びダンピング・マージンの計算方法等は、WTO設協定第16条4項(雑則)、中国加盟議定書第1条1項(総則)、第6条1項(国家貿易)、第10条(補助金)、GATT、AD協定に非整合として協議を要請。	WTO設立 GATT AD協定 加盟議定 書